

平成 2 1 年第 3 回与論町議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (9 月 1 5 日)

1	開 会	5
1	日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1	日程第 2 会期の決定	5
1	日程第 3 諸般の報告	5
1	日程第 4 議案第 4 0 号	6
1	日程第 5 議案第 4 1 号	7
1	日程第 6 議案第 4 2 号	9
1	日程第 7 議案第 4 3 号	28
1	日程第 8 議案第 4 4 号	29
1	日程第 9 議案第 4 5 号	30
1	日程第10 認定第 1 号	33
1	日程第11 認定第 2 号	33
1	日程第12 認定第 3 号	33
1	日程第13 認定第 4 号	33
1	日程第14 認定第 5 号	33
1	日程第15 認定第 6 号	33
1	日程第16 認定第 7 号	33
1	日程第17 認定第 8 号	34
1	日程第18 特別委員会設置及び委員の選任について	35

第 2 日 (9 月 1 6 日)

1	日程第 1 一般質問	40
	林 隆寿君	40
	喜村 政吉君	53
	川村 武俊君	68
	本畑 敏雄君	76
	喜山 康三君	85

第3日（9月28日）

1	日程第1	所管事務調査報告（総務厚生常任委員長）	108
1	日程第2	同意第3号	111
1	日程第3	議案の委員長報告及び討論採決	112
		認定第1号～認定第8号（決算審査特別委員長）	112
1	日程第4	陳情の委員長報告及び討論採決	115
		陳情第11号（平成20年付託）・陳情第10号（総務厚生常任 委員長）	115
		陳情第8号・陳情第9号・陳情第11号・陳情第13号（文教経 済常任委員長）	117
1	追加日程第1	発議第4号	120
1	追加日程第2	発議第5号	121
1	追加日程第3	発議第6号	123
1	追加日程第4	発議第7号	124
1	日程第5	閉会中の継続審査、調査申出について	125
1	閉会		126

平成21年9月 第3回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議 会 日 程
9	15	火	本会議(開会)(議案審議・事業箇所調査)・常任委員会
	16	水	一般質問・常任委員会
	17	木	決算審査特別委員会
	18	金	全員協議会
	19	土	休会
	20	日	休会
	21	月	休会
	22	火	休会
	23	水	休会
	24	木	常任委員会
	25	金	予備日
	26	土	休会
	27	日	休会
	28	月	本会議(閉会)・常任委員会

平成 2 1 年第 3 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 2 1 年 9 月 1 5 日

平成 2 1 年第 3 回与論町議会定例会会議録
平成 2 1 年 9 月 1 5 日（火曜日）午前 9 時 2 1 分開会

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 4 0 号 与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 4 1 号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 4 2 号 平成 2 1 年度与論町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 7 議案第 4 3 号 平成 2 1 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）
- 第 8 議案第 4 4 号 平成 2 1 年度与論町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 4 5 号 平成 2 1 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）
- 第 1 0 認定第 1 号 平成 2 0 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 認定第 2 号 平成 2 0 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳
入歳出決算認定について
- 第 1 2 認定第 3 号 平成 2 0 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第 1 3 認定第 4 号 平成 2 0 年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第 1 4 認定第 5 号 平成 2 0 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第 1 5 認定第 6 号 平成 2 0 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第 1 6 認定第 7 号 平成 2 0 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
- 第 1 7 認定第 8 号 平成 2 0 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定につい
て
- 第 1 8 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員（１２人）

1 番 川 村 武 俊 君	2 番 林 隆 寿 君
3 番 供 利 泰 伸 君	4 番 福 地 元一郎 君
5 番 喜 山 康 三 君	6 番 本 畑 敏 雄 君
7 番 坂 元 克 英 君	8 番 喜 村 政 吉 君
9 番 野 口 靖 夫 君	10 番 麓 才 良 君
11 番 大 田 英 勝 君	12 番 町 田 末 吉 君

3 欠席議員（０人）

欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（１５人）

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会 計 課 長 佐 多 悦 郎 君
税 務 課 長 猿 渡 ケイ子 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
環 境 課 長 港 沢 勝 君	産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君
商工観光課長 久 留 満 博 君	建 設 課 長 高 田 豊 繁 君
教委事務局長 野 田 俊 成 君	水 道 課 長 岩 村 安 峰 君
与論こども園長 林 健 君	茶花保育所長 岩 山 秀 子 君
那間こども園長 高 田 りえ子 君	

5 職務のため出席した事務局職員（２人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君	書 記 林 孝 徳 君
-------------------	-------------

開会 午前９時２１分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） ただいまから平成２１年第３回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（町田末吉君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、５番喜山康三君、１０番麓才良君を指名します。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２ 会期の決定

- 議長（町田末吉君） 日程第２、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月２８日までの１４日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から９月２８日までの１４日間に決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第３ 諸般の報告

- 議長（町田末吉君） 日程第３、次は諸般の報告であります。

報告事項につきましては、印刷して配布してありますが、その概要については、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

- 事務局長（川畑義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成２０年度与論町健全化判断比率の報告、平成２０年度与論町公営企業資金不足比率の報告、辺地総合整備計画の変更に係る専決処分についての報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類が提出されていますので、お目通しください。

また、監査委員から平成２１年７月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その一部の写しを配布してありますので、お目通しください。

なお、平成２１年第２回定例会において採択されました『農地法改正』の廃案

を求める意見書」については、内閣総理大臣ほか関係機関にそれぞれ提出してあります。

閉会中における町外での会議・活動等につきましては、次の表のとおりでございます。

また、議会だよりにつきましては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第92号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業に当たっていただいた広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

- 議長（町田末吉君） 諸般の報告は終わりました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第4 議案第40号 与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例

- 議長（町田末吉君） 日程第4、議案第40号、与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第40号、与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び奄美群島振興開発特別措置法第6条の12の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令（平成11年自治省令第14号）の改正に伴い、所用の改正をしようとするものであります。

主な改正内容は、固定資産税について、与論町税条例の特例対象事業を「製造の事業又は旅館業」から奄美群島振興開発特別措置法第6条の13第1号に規定する事業、主に「製造の事業・旅館業・ソフトウェア業・情報処理提供サービスインターネット付随サービス業・情報通信技術利用による商品役務の情報提供事業・郡内で生産された農林水産物又は加工調理し郡内以外で販売する事業」とするものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４０号、与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号、与論町振興開発促進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第５ 議案第４１号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 議長（町田末吉君） 日程第５、議案第４１号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第４１号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成２１年１０月１日から平成２３年３月３１日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金等の支給額「３５万円」を、「３９万円」に改める健康保険法施行令の一部改正に伴い、与論町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。７番。

- ７番（坂元克英君） 条例案に反対をする立場ではございませんが、２３年まで増額になっておりますけれども、２３年以降、後はどういうふうになっていくのか、ちょっと見解をお願いいたします。

- 議長（町田末吉君） 町民福祉課長。
- 町民福祉課長（沖野一雄君） 平成２３年以降はどうなるのかという御質問ですけれども、残念ながら、把握しておりませんが、政権与党も変わりますし、子育てに力を入れていくということでございますので、今後上げていくことは十分に考えられることだと思っております。以上です。
- 議長（町田末吉君） ８番。
- ８番（喜村政吉君） 増額の改正ということで、大変妊婦さんにとっては喜ばしいことじゃないかと思うわけですが、その経緯と財源の中身について御説明をお願いします。
- 議長（町田末吉君） 町民福祉課長。
- 町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

この出産育児一時金につきましてはですね、今年の１月１日からですね、御案内のように産科医療保障制度というのが始まりました。これは、子どもが産まれたときに、生まれながらの障害を持って生まれたお子さんを支援しなくちゃいけないということで、その一つの保険制度になりますけれども。例えば脳性マヒとなって生まれた子どもに対して、総額で３，０００万円の補償金を支払うという制度ですけれども、これを国の方で健康保険法という法律を改正しまして、出産育児金が支給されてきたわけですが、それに３万円を上乗せして前回３５万円という健康保険法で出産一時金が支給されてきたわけですが、この３５万円に、今の産科医療保障制度という３万円が上乗せされて、３８万円で現在は支給されております。

今回、さらに充実させなくちゃいけないということで、今回４万円上がることになりました。３５万円から３９万円に。４万円上がりまして３９万円になりましたので、結局それに対して更に産科医療保障制度の３万円を上乗せして４２万円の支給になっていくと、そういう趣旨でございます。以上です。

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第４１号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４１号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第６ 議案第４２号 平成２１年度与論町一般会計補正予算（第４号）

- 議長（町田末吉君） 日程第６、議案第４２号、平成２１年度与論町一般会計補正予算（第４号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第４２号、平成２１年度一般会計補正予算（第４号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといたしまして、国庫補助金に地域情報通信技術利活用推進事業補助金の４，３４２万１，０００円が計上されております。このほか、県補助金に緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金が３５６万４，０００円、海岸漂着物対策事業補助金が２６８万９，０００円、農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金が２４３万４，０００円計上されております。また、諸収入に平成２０年度をもって解散した鹿児島県市町村土地開発公社の清算事務の終了による与論支社残余財産の与論町への移管として、普通預金の４２８万７，０００円及び出資額並びに余剰金分配額２０５万３，０００円を合わせた４２８万７，０００円を計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、地域情報通信技術利活用負担金として３，５７２万２，０００円、国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金として２，０００万円を計上しております。このほか、子育て応援特別手当補助金として４７５万２，０００円、ハレルヤ保育所運営費負担金として４０１万２，０００円、町債管理基金としての積立金として６３４万円を計上しております。また、建設事業関係の主なものでは、農業・農村活性化推進施設等整備事業（孝渡し地区）でございますが、５２４万８，０００円、茶花漁港漁獲物荷揚げ用施設整備費として３００万円が計上されております。

歳入歳出予算それぞれ２億６３６万３，０００円を追加し、一般会計予算総額３

8億6,230万3,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。3番。

○3番（供利泰伸君） 17ページの12番の海岸漂着物対策事業費270万。これは、非常に海岸線を回ってみますと、漁具でありますとか、いろんな発泡スチロール、外国から流れてきたいろんな漂着物があるわけですが、一番でかいのが流木なんです、回ってみますと。その流木とか、漁具の処理をどのような方法でなされるのか、その270万で対応できるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） この予算には、人件費と借上料のみしか計上されておりますが、国の方からも人件費と借上料のみしか組めないということでしたが、漂着物の木材とかそういった発泡スチロールの方は、私どもの清掃センターの方で、今までどおり一般廃棄物の扱いとして処理したいと考えております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） その焼ける物はいいんですが、特に、さっき話した流木というのは、海の方に流しますと、今度は漁船のプロペラとか、いろんなそういうものに障害を与えますので、その辺の処理をその海岸線で、例えば切り砕いて焼却するか、どういうふうな方法をとられるのか、もしいい案があったら説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 木材の方は、やはり焼却、砕いて焼却処分になるうかと思えますけれども、あまりにも大きいものについては腐るまで待つというか、そういった方法しかないんじゃないかなと思います。実際、普通の産業廃棄物扱いにするのか、漂着物で砕いて小さくして一般廃棄物扱いにするのか、そういったところで考えたいと思います。

○議長（町田末吉君） ほかにありませんか。4番。

○4番（福地元一郎君） 22ページの地域情報通信技術利活用推進事業費について、この事業の大まかな内容と、これまでの経緯、そして現状について、ちょっと説明をお願いしたいんですけど。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） この事業につきましては、今年度の初めに商工会の青

年部の方から、天草の長崎の方でやっていますモデル構築事業をなんとか与論の方に導入をいたしまして、この情報を生かした観光あるいは商業の発展につながるような仕事ができないかということで御提案をいただきました。その後数回、商工会の青年部あるいは商工会の役員、そして委員会を設置いたしまして協議を進めてまいりましたが、平成19年度の事業につきましては、一部の業務を、総務省の方から行政の方に補助を受けまして事業をしていくわけなんです、委託という形ができるということでした。しかしながら平成21年度からは、一応行政の方ですべて管理をしてやっていくというシステムになっているようでございます。

今年度の7月までに何とかこの事業の申請をして、ただいまのところ内示まではいただいている現状なんです、諸般の事情によってまだ交付の決定をいただけないということもございます。総務省の担当の方からは、9月の末をもって決定をするということなんです、政権の移行等がございまして、その部分が流れるというふうには考えていないんですが、地域の情報化の整備でございますので、一応進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 今、課長の説明にありましたようにですね、担当に聞きましたら、まずこの事業は内々の段階で、内示も受けていないということなんです。ということは、また政権が変わりましてですね、一体この先その事業を進めていけるのかどうか、この辺のことがまだ分からない状況だと思うんですけども、町長はどういうふうに考えておいでなのか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この件につきましては、私どもが与論町に光を入れるということで、光を利用した与論町の活性化を、どういう方法が考えられるかということで今まで検討してきたわけですが、それに基づいた考え方で今回この事業を導入しようということになって進めてきたわけでありまして、もちろん今、福地議員さんがお尋ねになったとおりでありまして、政権が変わったということが1つと、もう1つは内示、私どもの方には内示を受けたという報告は来ているわけです。内々示、それがよく分からないんですけども、その内示は受けたということで、これはもう事業化がある程度可能性があるということで組んだわけでありまして、もしこれが駄目になったときには、ほかの事業を考えざるを得ない。光を導入しただけです、宝の持ち腐れになっては、もう絶対これだけはやってはいかんという考え方がありますので、光を利用した島の活性化の方法については、更に検討していきかならないというふうには考えているわけでありまして、今のところは、前向きに進んでいるという考え方の下で今進めているわけです。

- 議長（町田末吉君） 4 番。
- 4 番（福地元一郎君） この事業は商工会青年部から話が出まして、事業を進めていくことは大変結構なんですけれども、この事業には 1 点問題があると思うんですよ。というのは、その予算でホームページをつくってですね、それで終わりじゃなくて、22 年度から 25 年度まで実際に運営していかなければいけないわけですが、この事業に赤字が出た場合には、与論町の一般財源からの持ち出しになると思うんですけれども、この点はですね、どのように考えておいでなのか。
- 議長（町田末吉君） 町長。
- 町長（南 政吾君） 私どもとしてもですね、最初のモデル事業の考え方とは大分変わってきてまして、町の全責任でという形に変わってきたわけです。その点で非常にもめまして、いろいろと検討したわけでありますが、確かにおっしゃるとおり一般会計から出さざるを得ない場面が出てくるかと思いますが、ただ町だけでなく、これに関連する商工会とか関係機関で、いろいろと町だけでやるということではなくて、責任を持って検討したいということで今話を進めているところです。
- 議長（町田末吉君） 4 番。
- 4 番（福地元一郎君） 今、町長からお話を聞きましたが、このことは議会のほかの方も知らないと思ったので、共通認識を持つ意味でこの質問をしたわけなんですけれども。
最後に、総務課長はどのように考えておいでなのか、この件に関して。
- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君） 光がですね、今回、今年中で入ります。それを活用した事業でありまして、また観光が非常に低迷しているということも踏まえましてですね、この事業は与論の観光の活性化につながる事業であるとは思っております。ただ、先ほどおっしゃいましたように、その後の管理ということに関しましては、非常にいくらかの資金が入っていることは想定されますので、前回の協議会におきましても、それは例えば町長が申し上げましたように、関係者におきまして応分の負担をしていくというふうに協議がなされ結論が出ておりますので、その方向で、その関係者等々とですね、その辺は更に詰めていく必要があると思いますが、光ファイバーを活用した事業としては、非常にいい事業だと思っております。
- 議長（町田末吉君） 9 番。
- 9 番（野口靖夫君） ただいまのやり取りを聞いてですね、非常に私は残念に思う、執行部に対して。あなた方は何を考えているんですかと言いたいですよ。これはですね、政治というものは継続性がなければならぬわけですね。そしたら、その政権与党が変わったから、予算を打ち切られた場合には、受益者の負担にさせると

か、あるいはまた町の一般財源でまたもってくるとか、そういうことをですね、今考えているようじゃ全く駄目だと思いますよ。それが1つ。

もう1つはね、例えば予算を、これはもう今年度の予算に補正で組んで、緊急対策事業でやってくれということで県とはもう話し合っ、この補正予算に載せる事業がありますね。これを本町の議会で議決しますね、そしたら皆さんは執行しなければなりません。そのときにですよ、もう政治の流れが変わったから、政権与党が変わって打ち切られた場合は、今度出てくるということも想定されるわけですね、そうでしょう。今、民主党がハツ場ダムの問題でいろいろと言っているみたいですね、これだけの予算を投資してあっても、我々はぶち切るんだということで、そして石原東京都知事がね、そうしたら今まで投資したここは、損害賠償金でもって訴えて取るという話も出ておりますね。あれのところでそういうことが想定されるわけなんです。私が一番申し上げたいことは、この光ファイバーの件でもですよ、今度メンテナンスで維持管理費が、もしかしたらそれも打ち切られる可能性があると。今年だけでこの実行上あってから、次の来年度、再来年度にも出てくるね。そのときに執行部としてどう対応するかといったらですよ、これはもう命懸けで、与論だけの問題じゃないですからね、命懸けで、それはもう国に賠償金を訴えて取ってくるという気構えがないとですよ、事業はできないと思う。そういう2点からもって、そういうことも福地さんの質問の中に、もう1つ隠されているんじゃないかという気もするんです。なぜ商工会が心配しているかということ、そこだと思いますよ。だから、それはもう町長自ら、自分の政治生命を懸けて、それは国にも県にも訴えてですね、その事業は推進していくんだという気持ちがないと、私はよくならないと思う。そこで御答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 最初にですね、事業内容をまだ説明不足で非常にあれだったんですが、先ほど福地議員が、22年から25年という期間のあれをおっしゃったんですが、そのとおりであります。ただ、この事業についてはですね、最初の1年間、全期間を全額補助で、1円も町から出さないんです。運営費もみんな出てくるんです、1年間は。ですから、後の運営をどうするかという問題で、そこが赤字になれば、ある程度縮小したりして、そういう方法がずっとできるんです。後はもう、極端に言えば、国はもう関係ない状況になるんです。ただ、最初のその補助金の下りるかどうかが一番問題なんです。補助金が一度期に全部下りてきますので、下りてこなかったら、この事業自体がもう、町も一銭も出さないし、国も出さない、どっちも出さないで、事業自体がぼしょんになるというような内容の事業なんです。今まで町が出してから、ある程度そういうふうに出して事業が進んでという

ことじゃないんです。今からやるわけですね、町として非常に必要な事業ではあるんですけども、国任せというふうなところがあるわけです。その代わり駄目になれば、一銭も町は負担も何もしないと。国もまた何もしないということですので、その事業自体が成り立たないということになるわけです。

先ほど申し上げました、これが駄目になれば、ほかのことをというのは、町がある程度出してやれば、もうそれだけで責任を、私ども執行部も持たなきゃいかんし、国に対してもその請求をするだけの腹構えをしないと、これは事業に移せないわけですけども、そういう点がないということなんです。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） それは分かります。私が一番心配するのはですね、今、町長がお考えになっておられることは、この事業が駄目になったら国も責任を持たないで、町も責任を持たないで、この事業自体が成り立たないということをおっしゃっておられますね。

そしたらですよ、そしたらそれは、今までやった事業、やったものはどうなるんですか。私はそれが心配なんですよね。これはやっぱり与論町の活性化のために、どうしても光ファイバーが必要だということで責任を持ってやっていたわけ、ね。そのために町長も自信を持って事業執行されたわけでしょう。だから、そういうことを思っておられるのならば、あまりにもその事業を成り立たすためにですよ、受益者に多くの負担を課したりとか、与論町の一般会計から穴埋めするとかいうことではなくしてですね、事業の内容はそうなんですけれども、その例にとられるようにですよ、例えば光ファイバーの件にとられてもね、ほかの事業もそうなりかねないということなんです。

だから、例えばもう1点、今瀬良海岸の方で問題になっていますね、瀬良海岸を保全のためにどうするかということで問題になっています。私は一般質問を出していないから、あえてこの場で、もう1つの事業を申し上げますが。

国においても、県においても、これはもう早急に対策を講じなければならないということで、予算もめども付いてきた。そういう予算が付いてきたのにですよ、政権が変わってきたときに、ぱっと打ち切られたときに、どう対応するかということにも関わってくる問題なんです。この間、東区自治公民館で、地権者の方々がいっぱい集まって議論しておられる、説明を受けておられる場面があって、目の当たりに見たんですね。もう命懸けなんです、自分の生命・財産を守るために。だから、それだけのいわゆる過程も踏んでですね、今やぶから棒に出てきた問題じゃなくして、ずうっと昭和50何年ごろから出てきている問題ですよ。そういう問題を踏まえて、県もいろんな角度から考え、国もいろんな角度から考え、事業もあろう

ともってきた。そこで、町がふらふらしていたらですよ、全くできません、地元の方がふらふらして、私はそれも関係すると思います。また後で、明日、喜山さんが質問されるみたいですけども、それも聞いておきたいと思うんですが。そういうこともあるもんでですね、ふらふらしたような答弁は、明日是非していただきたくない。責任をもってやるんだということを申し上げてから、町長の意見を聞いてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、最初ですね、この商工会青年部からの要請があった事業については、責任を持たすというそれぐらいの覚悟でという思いでやっているわけでありましてですね、そのときに、各々の機関で育てるということで考えて、そのとき相談しましょうということで、そのときにならないと、はっきりした判断はできないわけですが。責任を持ってその事業に対してですね、やってもらいたいという意味から、そういう話をしたわけでありまして、全くそのとおり、やるかどうか、またそのときですね、しないといかんと思います。

それと、私どもとしては、その情報を利用した島の活性化を考えたときにですね、はい、そうですかということではなく、やっぱりそれはお願いをしていきたいという考え方は持っております。

それと後、先ほどのほかの事業に関してもですけども、いろんな経過がありまして、途中からストップが掛かったときの対応はですね、知事を中心として考えなければならないということで、単なる町村だけの問題じゃなくて、全体的なものとしてやろうという話し合いを今町村会では話し合っているわけです。いろんな面でですね、町村を挙げて、きちっとした対応は国にお願いをしたり、要望したりしていきたいと。後手後手に回らないようにですね、先がけてその相談を、既にある程度の相談をしているところであります。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 15ページ、一番下なんですけど、国・県支出金が1,200万5,000円カットになって、その分と前の分まで合わせて1,600万円余り一般財源となっているんですが、この辺についての説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

ハレルヤ保育園についてのただいまの御質問、国・県支出金1,200万5,000円の減になっているということで、その分、一般財源で補正分も全部賄わなくちゃいけないと、どういうことかという御質問ですけども。

ハレルヤ保育園の運営負担金、子どもたちの数が年度中に移動することもござい

ます、いろんな事情で。運営費といいますのは、当初の見込みと、途中でいろんな事情で実際の事業費が変わってきますので、それに伴って動いていくわけですが、これも。このハレルヤ保育園の運営費負担金というのと、それから県単の補助金、一時保育事業というのがあります。ずっと保育所に入っているということじゃなくて、一時的に保育をしなくちゃいけない子どもたちを一時的に預かるという事業ですけれども、その増加分に対して、当初に計上しておった国・県の見込額との調整という形で、いわば財源振替みたいな形になっておりますけれども。国・県支出金の減はですね、ちょっと細かく説明しますと、まず８ページ目のですね、国庫支出金の中の国庫負担金、一番下の方です。児童福祉費負担金、保育所運営負担金、この中の８２４万３,０００円という がございます。この ８２４万３,０００円、国庫負担金の減、それから９ページのやや下の方ですね、款・項・目・節で申し上げますと、１４・２・２・３ですね、児童福祉費補助金の３６万円、一時保育事業補助金、これが増ですね。その上の方の９ページの中ほどのところ、県支出金の県負担金、款・項・目・節で言いますと、１４・１・１・１、児童福祉費負担金、保育所運営費負担金の ４１２万２,０００円。今申しあげました３つを合計しますと、 の１,２００万５,０００円ということになります。そういうことで当初と、その前の補正まで見込みました国・県補助金と一般財源の振替と、調整ということになります。

御理解をお願いいたします。

- 議長（町田末吉君） １１番。
- １１番（大田英勝君） それでは、１４ページの通所サービス利用促進事業についての説明をお願いいたします。
- 議長（町田末吉君） 町民福祉課長。
- 町民福祉課長（沖野一雄君） 御説明申し上げます。

１４ページの款・項・目・節、３・１・６・２０、扶助費の１４ページの中ほど右側、１２６万５,０００円。国庫補助扶助費、通所サービス利用促進事業費１２６万５,０００円の増ということになっています。

これはですね、徳洲会関係の秀和苑という施設がございます。塩づくりをしたり、障害者の方々が今３０名ほどいらっしゃいますけれど、その方々が秀和苑に通所しながらですね、いろんなサービスを受けていくということで、最近事業も拡大方向といたしますか、皆さん頑張っておられますので、その活動に対する国庫補助、扶助費の増ということでございます。以上です。

- 議長（町田末吉君） １１番。
- １１番（大田英勝君） それでは、１７ページ、環境対策費のところですね、最終

処分場先進地視察研修旅費補助金というのがありますが、これについては、研修場所等が決まっているのかどうか、いつごろの予定なのか、その辺について少し説明をお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 研修先につきましては、高知県の高吾北処理センターというところを予定いたしております。

時期につきましては、町民体育大会が終わった後を考えております。この高吾北処理センターというのは、屋根付きのクローズド型の処分場でございます。槽を3つ設けてございまして、3槽が分割コンクリートピット型の構造になってございまして、1槽目に屋根付きで廃棄物を埋めまして、その隣、2槽目、3槽目には、雨水を貯めておきまして、その雨水で灰を処分したり、余った余分な水は農業用水に還元しているといったような、そういう高度な利用形態をしている最終処分場でございます。そういったところがありましたので、そこを見せてもらいたいということで、一応高知県の方に計画をいたしております。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） ただいまの形態については、ちょっと初めて聞いたわけなんです。今まで聞いていたものよりは一歩進んだ先進的な施設ということになるわけですね。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） そのとおりです。当初、屋久島とか、南種子とか、そういったところを計画いたしましたが、やはりその場所よりは、もうちょっと高度な土地利用の形態も考え合わせましたときに、そういうふうに使われているところがあるということで、その方になった次第です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 火葬場の件についてお伺いいたします。

17ページ、修繕費が出ておりますが、この修繕費の内容についてお伺いいたします。

先だって、11日に総務厚生委員会で火葬場の方に視察に行っていました。担当の林さんから、いろいろ説明をいただきましたが、担当の真しな思いで取り組んでいる様子をお伺いし、感銘を受けてまいりました。その中で、火葬場運営というのは、一時も油断を許さない万全の体制で臨まなければならないという思いを強くしたところでございます。

そういう思いも込めながら、この質問をいたすわけですが、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 有り難い御質問です。ありがとうございます。

おっしゃるようになりますね、火葬場の業務といいますのは、例えばどこかが壊れたり、調子が悪いということで途中で機械を止めたり、やめるというわけにはまいりません。したがって、現時点である程度老朽化が進んできたというところが結構ございます。例えば今回計上させていただきましたのは、火葬炉の燃焼室の中で、機械の中のいろんなところが少し老朽化が進んでまいりまして、そのパーツを交換する時期に来ていると私は聞いておりますけれども、その火葬炉の燃焼室のパーツの交換ということで計上させていただいております。

したがって、そこを交換すれば今でも使えますけれども、非常に危険、そのまま使い続けていると、ほかのところまで悪くなってしまうということでございますので、できれば早めに変えていかなきゃいけないということで計上させていただいております。以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 併せてお伺いをいたしますが、敷地内に設置されております火葬した後の霊灰室がですね、本年度で満杯になる見通しだということで、これが特別廃棄物ということで取扱いに苦慮する面があるようですが、これの処理について検討されておられるのか。今ございましたように、早め早めに対応するという火葬場の方針からすれば、この点についても早めに対応するべきではないかというふうに思います。

また、念のために、確認のために申し上げますが、お伺いいたしますと、あの灰というのは、火葬するときに台の上に敷いた砂がほとんどであるという説明がありましたので、確認のために申し上げておきます。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ありがとうございます。

霊灰の処理につきましてはですね、今御指摘のように、近い将来に処理をしなきゃいけないことございまして、例えば今じゃあどこに送るのかということになりますと、実際今の一般廃棄物の最後のところの処理が宮崎県にお願いしているわけですが、それと同じような形になるかというふうに、もとい訂正いたします。

霊灰処理につきましてはですね、御指摘のように既に満杯近くになってきたということで、情報を入れてですね、いろんな情報を仕入れながら業者を選んで処理していかなきゃいけないという時期にきております。そういう意味で、これから完全に満杯になって置く場所がないようにですね、今の時期に選定をしまして考えて

まいりたいと思っております。ありがとうございました。以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） お伺いしたところによると、今年度当たりで満杯になる予想だということで、その近い将来という尺度が、あなたと私とでどのくらい違うか分かりませんが、早めにその対応をしておく必要があるのではないかと思います。このことについては、非常に町民のですね、デリケートな心情にかかわる問題ですので、早めに対応して、町民に対する安心感というのを与えていただくことが肝要かというふうに思います。

もう1点、火葬場について、この火葬場の万全を期するというために、どうしても台風時の措置がありますが、この件についてはどのように考えておられますか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 御指摘の点、私どもも承知をしております。

先だっの、もう何年前になりますかね、ほんの数年前に大きな台風がありまして、石がですね、ごろごろ打ち上げられて、大きな、あわやということがございました。そんなに特別大きな石ではなくて、比較的小さな小石がいっぱいという形だったんですけれども、それはどうも原因をですね、考えますと、火葬場をつくったときの、造成したときの土砂、あるいは石というのがほとんど多かったということですね、今これの対策といいますか、苦慮いたしております。火葬場の敷地がですね、国有海浜地に隣接しておりまして、国有海浜地の一部に、その造成の場所がかかっておりまして、その国有海浜地に手をつけて工事を進めたりというの、なかなか思うようにもなりませんし、これまでも県会議員が視察に来られたときも、一度二度御説明申し上げて、何とか助けていただけないかということをお願いしたこともございました。その後、町単で何ができるのかということで財政担当課、あるいは町長も交えまして検討を重ねておるところでございます。今のところは、とりあえずいろんな策を練っておりますけれども、植栽で、植栽を続けながらしっかり腰を据えて考えていこうということでやっておりますけれども、いろんな案が考えられます。

そういう意味で御指摘の件につきましては、これもちょっと今宿題ということですけれども、私どもとしては早急に、どんな防護策をとって台風の波よけをするのかということで今検討しているところでございます。以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今ありましたように、確かに海岸線の埋立てをした地区が非常に弱い部分で、台風の被害を受けており、その地区は小さな湾になっておりまして、波の一番強く当たるような形状にもなっておりますが、担当の方でも、いろん

な試案もありますので、先ほど申し上げましたように、火葬場というのが緊急を要する施設であるし、町民の心の大きなよりどころともなっておりますので、緊急に対策をしていくことが必要ではないかというふうに痛感いたします。

また、厳しい自然と隣り合わせの施設でありますので、一度整備した施設は万全なものであるという考え方はなさらずに、緊急に対応していくことをまず念頭に置かれて、対策を検討していただきたいというふうに思った次第です。

もう1点お伺いいたします。

次は、16ページ、与論こども園から茶花保育所、那間こども園に賄材料費が、ほとんど同等額程度計上されておりますが、この賄材料費の計上の経緯についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 一人一人。

○10番（麓 才良君） 総括して説明いただければ。

ほとんど250万円、200万円、250万円と、似たような額が計上されているんですが。

○議長（町田末吉君） それでは、代表して、与論こども園の園長。

○与論こども園長（林 健君） 当初予算では800万円計上してあったんですが、賄材料費ですけれども。去年試算をいたしましたところ、1食当たり園児の給食単価が300円でございます。最終的には、1,000万円ぐらい去年要りました。園児が私のところだと50名おりましたけれども、1年間の総額が1,100万円ぐらいでした。当初予算で800万円計上してございましたので、既にないんですけれども、不足分を計上したわけでございます。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） この賄材料費については、各園独自でされておられるのか、この対応については、お互いに連絡調整をしながら取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 与論こども園長。

○与論こども園長（林 健君） 各地域の店を中心にしてやっております。私のところは、トップ、鶴木商店、それからかめやさんの3店舗を利用させていただいております。それを1月ずつの割合で順番に発注して、給食をつくっております。

また、茶花保育所は、南ショッピングセンターと農協です。那間こども園は、谷山商店、それから沖商店を利用して、賄材料を購入いたしております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） それと併せて、今連絡調整のことで申し上げましたが、献立とか、そういうものの内容については話合いをされておられるのか、お伺いいたし

ます。

- 議長（町田末吉君） 与論こども園長。
- 与論こども園長（林 健君） 各こども園、保育所に調理師及び栄養士を配置しております。町の栄養管理士の池田幸子さんを中心にして毎月、ハレルヤ保育園まで含めまして給食の担当者が1月に1回研修会をもちまして、そこで献立等の中身、そしてまた必要なカロリー計算等もいたしまして、子どもたちの成長のために万全の給食メニューを作成し、給食をつくっているところでございます。
- 議長（町田末吉君） 5 番。
- 5 番（喜山康三君） 12 ページのですね、冒頭にあるHPホームページのソフト保守管理委託料が36万8,000円になっておりますが、今月からですね、町のホームページが非常に充実して、所管事務調査に行ったときに、先方から与論町のホームページは何ですかということもですね、大変皮肉混じりに言われたことがあります。何とか恥をかかないで済むようなホームページになったんじゃないかと思っております。

それで、私がお聞きしたいのは、ホームページ作成に当たり、どういう情報を載せるか、どういうコンテンツを載せるかということです。各課において取捨選択とか、そういうことをされると思うんですけど、それについて場内でどういう会合をもたれて、どういう考え方でされるのか。その辺については、組織とかそういうのが出来上がっているのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君） このですね、立ち上げに関しましては、各課から担当の職員をお願いしまして、集まってもらった上で検討して、ホームページを立ち上げております。

また、情報の掲載につきましても、各課の方でそれぞれに掲載すると、そういうことで今進めております。

- 議長（町田末吉君） 5 番。
- 5 番（喜山康三君） そのソフト管理委託料なんですけど、これは、どちらの方に委託されているか、ソフトそのものの運営についてなのかですね。いわゆるホームページそのものの運営のための管理委託なのか、ハード的な部分のことなのか、ソフト的な部分の意味。ソフトとは書いてますけれど、コンテンツの部分の方の考え方でとらえていいかなと思うんですけども。
- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君） 熊本にあります㈱N I Kの方に委託をしております。停電時等もですね、対応できるように、そのハードの面につきましても委託をし

ております。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） それから、続いて 12 ページの 14 目の方なんですけれど、地域イントラネット基盤整備事業のいわゆる使用料、N T T の柱の「てんかりょう」って読むんですかね。それと九電の添架料。N T T さんが 1 本につき 6 0 0 円、九電さんは 1 本につき 6 5 0 円。それとほかに与論町の一般の町民の用地に独自に立てている電柱があるともお聞きしてますけれど、これはおそらく 1 年間の使用料と解釈しているんですけれど。ただ私が思うのは、これは今後 1 0 年間ぐらいの契約でされているとお聞きしていますが、1 0 年間ずっとこの金額を払い続けることになるわけですね。

先般、奄振とか、国の光ファイバー高度情報通信化事業の中において、これを全額、国庫でもうすべきだという話も聞いていますが、そういう状態になったときにですね、この金額を与論町がずっとこういうコストを払っていくということは、非常にいかななものかという点があるんですけれど。その辺については、どういう契約になっているのか、また見直しができるものかですね、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 自営柱につきましては、1 本当たり 5 0 0 円ということとで今契約をお願いしているところでありますけれども、御指摘のそういういろんな情勢の変化もあると思います。その辺は今後どういうふうにするかということですね、情報の収集に努めて検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） ちなみに、与論町の個人とですね、契約しているケースは何件になるか。それと、このイントラネット整備事業の予算には入っていないんですけれど、そのことは、これと一緒に載せるべきじゃないかと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 自営柱につきましては、2 4 4 件でございます。これは、補助金には該当しないということとありますので、別途計上いたしております。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） この内容についてもですね、全国にも、これと同じような契約をされているところもあると思いますけれど、是非町の負担を軽くするためにもですね、この辺ももう一度時代に沿うような形で見直し、また契約内容についてもで

すね、先方さんとですね、ちょっと御検討する必要があるんじゃないかと思いますので、それを要望しておきます。

それから、１８ページ、目の３、リサイクルセンター運営費の中のペットボトル処理委託料の４２万円とあるんですけど。ペットボトルの処理委託料として、別途４２万円を、これはどちらに払うんですか、どこに委託、支払先は、どういうことでしょうか、内容について。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） このペットボトルの処理につきましては、秀和苑さんを委託先として考えておりますが、秀和苑さんの方に障害者の方々がいらっしゃいますが、この方々の就労自立支援と申しますか、そういったことを勘案いたしまして、ペットボトルの分別、そういったものを考えております。

○議長（町田末吉君） ５番。

○５番（喜山康三君） 趣旨は分かるんですが、塵芥処理費に相当の金額が掛かっており、将来ともに、この辺についての経費削減というのにも相当努力する必要があると思っていますんですが。特段に４２万円という金額を出して、ペットボトルを処理させなくちゃいけないという、いわゆる対費用効果とかですね、その辺を考えた場合に、少し考えさせられる点がありまして、ほかの市町村では、ペットボトルを一々処理したんでは非常にコストが大きいので焼却処分をしている市町村もあると聞いておりましてですね、聞き及んだこととかいろんなことを考えれば確かに問題もありますが、財政的なことを考えた場合、もっと塵芥処理費とか、その辺についても、こういうやり方じゃなくて、もっと別の形をですね、秀和苑さんに力はいわゆる就業とか社会自立のための方策はあると思いますが、ほかの方法とかも考えながらですね、この辺もひとつ考えた方がいいんじゃないかと思ってなんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 確かにおっしゃるとおり、対費用効果という点では、健全な方々がなされれば非常に早く済むことは分かっております。が、障害を持たれた方々の自立しようというそういった側面を手助けしようという観点から見れば、その方々にとっては莫大な、大きな費用効果があるものと私は考えております。ただ単純に差し引きゼロで考えるよりも、その方々の将来性を考え、そして自立支援を考えていきたいと思いますので、こういう金額とさせていただきます。

○議長（町田末吉君） １番。

○１番（川村武俊君） １８ページの１１番、畜産振興費についてお伺いします。

町単独の補助金として飼料作物の種子購入補助金が２５０万円付けられています

けれども、作物の種類と、その一作物について何パーセントの補助金かというのを御説明いただければと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 御説明いたします。

飼料作物種子購入補助金として250万円、今回初めて計上してございますが、その目的としては、飼料作物の高騰に伴う繁殖農家経営の改善を図るために、飼料作物の種子、種に対して助成し、生産コストの軽減を行うということを目的としております。

補助の方法としましては、種子の種類ですね、ローズグラスという種子とか、カリーレ、カタンブラというのがあるようでございますけれども、これが10a当たり4キロ必要ということでございます。1キロ3,885円します。10a当たり4キロで1万5,540円。これを340戸の畜産農家に1反歩当たりの計算で助成しようかということで、予算要求では20a分を計上してございましたが、財政当局の計らいで250万円、予算を付けていただいております。実際に掛かる額の10a当たりの半分を助成しようという補助金でございます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 冬場ですね、やはり飼料不足というのは、畜産農家の方から言われていまして、その点種子についても、できればですね、補助金の助成をしていただきたい、このように思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） その辺につきましては、財政の方と相談しながら、進める方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 先ほどあった最終処分場の件についてでありますけれども、どういうメンバーですね、何人で、先ほど高知県とか言っておられましたけれども、視察に行かれるのか、お願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 人選につきましては、各自治公民館長さんの方をお願いいたしております。自治公民館長さんを中心に、地区の人選をお願いいたしております。

○8番（喜村政吉君） 何人ぐらい。

○環境課長（港 沢勝君） 一応、茶花・立長から3名ずつをお願いしております。

○8番（喜村政吉君） それから職員は。

○環境課長（港 沢勝君） 職員は1名ですね。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） こういう問題はですね、やっぱり十分検討を重ねて、慎重に進める必要があると思うんですよ。最初の出発点から、候補地を挙げた段階から、いろいろすったもんだありましたようにですね、やっぱり大きな予算が掛かり、町民も最大の関心を持っていることに関しては、十分に検討を重ね、重ね過ぎるということとは決していないと思います。

去年は、総務厚生委員が屋久島の方に視察にも行っております。そして、そういうものも十分あらゆる資料を取り寄せて、なおかつ高知県が最適だということで視察に行かれるということですが、是非我々議会としても、また担当所管の委員会としてもですね、最大の関心を持って、これから住民の意見も聴きながら十分取り組んでいかなければならないと思いますので、我々も共通理解という側面でですね、今まで検討された中で、どうして高知県に決定されたのか、その経緯の資料というものを後で結構でありますので、委員会にでも提出いただいて、また十分説明をしていただきたいと思いますし、更に必要なことは、視察に行かれるメンバーにしても、いろんなこともですね、最大の視察効果を上げ得るようなですね、メンバーで、十分に検討を重ねてやっていただきたいということを指摘をしておきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件についてはですね、まず先ほど課長が説明したように、屋久島とそれから種子島という検討をしていたのが、なぜ高知になったかという理由なんです。その原因は、一番私にあるわけでありまして。と言いますのは、御説明をしたわけでありましてけれども、15年分の灰を収容する規模でつくらんといかんだろうという、これはいろんな関係機関等が、いろんな審議員を通してそれが適当であるということで回答いただいているわけでありまして。その15年の間置けるよう屋根をつくって、15年分の施設をした場合にですね、下の基礎は、そんなに全然変わらないけれども、上の方は相当、与論の場合は、潮風が非常にありますので、耐用年数に非常に問題があるということで、これを5年ごとに区切った形でのやり方はないかということで考えたわけでありまして。それについてはですね、ちょうど高知県にですね、15年で、5年分ずつ3つに分けて、15年分の基礎だけは造ってから、池を2つ造って、必ず水を使いますので、その池の水を使って、その灰を入れるところだけ屋根をきちんと造るわけです。そして、それが満杯になったときに、そこはきれいに埋めて、今度は次の池のところに、その家を移すという形。これが老朽化し腐食して使えなければ、これを使わんといかんわけですが。そうすれば、ランニングコストが非常に低くて済むんじゃないかという考え

方で、実際にそれをやっているところがあるということで、そこはどこかということ高知だということを聞きましてですね、いろいろ資料を取り寄せたわけでありましてけれども。実際に行って、それが本当にいいのかどうか、財政的には一番いいんじゃないかと思って、そこを薦めたわけでありまして。

屋久島とか種子島というのは、ある程度の方々が御覧になっていますし、いろんな意見もいただけたらと思ひまして、そういう方法でランニングコストをできるだけ下げるという考え方で、そこが一番いいんじゃないかということでやったわけですが。これはまたいろんな方の審議が今後必要であれば、それをやっていって決定しなきゃいかんとは思っているわけですがけれども。今のところ、強力に、実際に我々が目指すものを見てもらわんことには、見たことにならないという考えから、それを薦めているところでありまして。

- 8 番（喜村政吉君） 分かりましたけれども、先ほど言いましたようにですね、後でそういう資料も提供していただいて、十分議会とも協議をしてね、やっていきましょうや、お願いします。

- 議長（町田末吉君） 7 番。

- 7 番（坂元克英君） 一般会計補正予算（第 4 号）を提示されまして、各議員がそれぞれ説明をいただいたところでございます。私は、それに対して財源のことをひとつお聞きしたいと思います。

当初、一般会計で地方交付税が 17 億円余り、そして国庫か、県補助かで 1 億円余りで組まれておりましたが、特に私が聞きたいのは、地方交付税でございます。今回の補正の事業名も、1 億 7,000 万円余りの地方交付税をいただき、そして国庫がまた 5,000 万円余り、そうした形の中で今回の補正予算、歳出予算が組まれたことだと私は思うんです。したがって、地方交付税はもう約 19 億円余りとなり、当初予算では 17 億円余りでございましたから、地方交付税はもうこれで終わりじゃないかと私は認識しているんですが。ところで、これから年末にかけては、いろいろな町民の要望もあり、事業もまた補正予算を組まなければならないと私は思うのでございます。したがって、やっぱり財源をつくらないと、町民のために仕事をすることはできません。そこで、後地方交付税はどのくらい入ってくるのか、そして今後のいろいろな事業に必要な財源はどう捻出されていけるのか、総務課長にこれをお聞きしたいと思います。

- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。

- 総務企画課長（元井勝彦君） ありがとうございます。

御指摘のとおりですね、当初 17 億 4,000 万円で計上しておりました。確定額が 19 億 8,388 万 6,000 円でございます、2 億 4,388 万 6,000 円

の増でよかったということでございますが、2号補正で1,437万6,000円充当いたしまして、また今回、御指摘のとおり1億4,139万3,000円充当いたしまして、残り分がですね、8,811万7,000円しかございません。今日からですね、特別交付税のヒアリングに2人行っておりますけれども、どの程度特別交付税が増えるかということではありますが、去年の例を見ても、あまり増えるようなですね、いい話はないようございまして、大変に厳しい状況でございます。また、国保赤字の補てんが本年度も発生する可能性もあるわけございまして、どのように財源をですね、充てるかということについては非常に今苦慮しているところでございまして、補正予算でも各課長には、大変厳しい査定を出しまして迷惑を掛けておりますけれども、何とか島がですね、赤字に転落しないような、そういう方策は今後とっていきたいと思っています。3月まで8,800万円で対応しなければならぬという厳しい状況でございますが、今後皆様方の御指導をいただきながら取り組んでいきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） ただいま説明をいただきましたが、どうかひとつ財源を生み出して、やっぱり町民のことをしなければならぬのですから、町民がこれもやってくれ、あれもやってくれと言ってきたときに、予算がないからもうできませんということではできないので、まずは財源を生み出して、その財源で、どう町民に対して応えていくかということをひとつ信念を持ってですね、頑張ってくださいたいと私は申し上げて、終わりたいと思います。以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第4号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、平成２１年度与論町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前１０時４１分

再開 午前１０時５５分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第７ 議案第４３号 平成２１年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

- 議長（町田末吉君） 日程第７、議案第４３号、平成２１年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第４３号、平成２１年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

主なものは、歳入で、国庫支出金８６０万１，０００円、繰入金２，０００万円、諸収入７８１万５，０００円の追加。

歳出で、保険給付費７０９万７，０００円、諸支出金２，９４５万９，０００円を追加計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第４３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４３号、平成２１年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号、平成２１年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第８ 議案第４４号 平成２１年度与論町老人保健特別会計補正予算（第２号）

- 議長（町田末吉君） 日程第８、議案第４４号、平成２１年度与論町老人保健特別会計補正予算（第２号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第４４号、平成２１年度与論町老人保健特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で、一般会計繰入金８万３,０００円の増額。

歳出で、総務費８万２,０００円、諸支出金１,０００円をそれぞれ増額計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第４４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、平成21年度与論町老人保健特別会計補正予算（第2号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、平成21年度与論町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第9 議案第45号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

- 議長（町田末吉君） 日程第9、議案第45号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第45号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で、後期高齢者医療保険料54万4,000円、一般会計繰入金14万2,000円をそれぞれ増額。

歳出で、総務費14万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金54万4,000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

- 議長（町田末吉君） 5番。

- 5番（喜山康三君） 直接関係はありませんが、この前のいわゆる保険税のこととかですね、この辺の徴収率は今年の状況はどうでしょうか、伺います。

- 議長（町田末吉君） 税務課長。

- 税務課長（猿渡ケイ子君） 徴収率は、去年よりは劣っております。まだ出だしなんですけれども。

- 5番（喜山康三君） どの程度落ちてるか分かる。

- 税務課長（猿渡ケイ子君） ちょっと去年よりは1、2パーセントぐらいなんですけ

れども、今からまた頑張って、徴収率を上げたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 先ほども坂元議員からもですね、質問がありましたけれど、やはり財源問題というものは、やっぱり税金をいただいて、それに伴って事業を執行するわけでありますが、先般も事務局の方から非常に税の徴収率が悪いということですね、受けたんですが。お金がないから納税しないのか、やむにやまれずに納税しないのか。あっても、いわゆるモラルハザードなどが起きて、それで徴収率が下がっているのかですね、その辺については、私が議員になったときからですね、この税の徴収については非常にいろんなことを言われてきましたが、やはり町長においてですね、その税をどういう形でしっかりとした徴収を行うと、その線についてきちとした方向性とかですね、決めないとですね、これは前回にも申し上げましたが、やはり払わなくて済んだから、もう払わなくてもいいんじゃないかとか、そういうのがですね、本当に巷から聞こえるんですよ。やはりこの辺はきちとした姿勢を示してですね、毅然とした姿勢を示すべきじゃないかと思いますけれど。その徴税に当たって、町長の基本方針はどういう考えですか、伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この保険関係だけでなくですね、保険関係の場合は、ほかの町村と比べて、そんなに悪くはないわけでありましてけれども。ほかの特に固定資産税が、非常に徴収率が悪いという状況にあります。私どもとしても、今再三にわたってその対策会議を開いて、県からの指導とかですね、いろいろと仰いでやっているわけでありまして。与論の場合、欠損不納金は、ほかの市町村と比べますと、不納金をあまり落としていないという、これは先ほども議員さんがおっしゃいましたように、払わなくても済むという観念であっては困るという、これが一番の考え方で、もうできるだけなんとか再三お願いをしてという形で、不納欠損するのは非常にほかの町村と比べて少なくなっているわけです。そういう点もございまして、徴収率というのは非常に悪いです。与論町はですね、最悪の状況にあるわけですが、何とかそれを挽回したいということで、税務課等を中心にして各課においてですね、責任を持ってやるようにということで、今検討をやっている最中でありまして。なんとか汚名を挽回したいと、今一生懸命やっているところです。

○議長（町田末吉君） 8 番。

○8 番（喜村政吉君） この予算書とは直接は関係ないんですが、関連はすると思いますのでお伺いをしたいと思います。

政権交代によってですね、聞くところによりますと、この後期高齢者医療制度は

廃止するということを聞いているわけでありますけれども、そうなった場合、仮定の問題については、なかなか答えにくい部分もあるかと思いますがね、分かる範囲で、どういうふうに変わっていくのか、元の老人保健制度に戻るのか、あるいは今言われた、いわゆるこのことによって生じた未収金の問題等、あらゆる面でどういうふうにして引き継がれていくのか、今分かる範囲内で、この点について御説明をいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私は、マスコミを通じての情報しか分かりません。ですから、皆様の御承知の範囲内かとは思いますが、また担当課の方には、特別に連絡があったかどうか、まだ確認はしていないので、それはそれでお答えしたいと思うわけですが。

私の立場で申し上げますと、この後期高齢者医療制度は、もう廃止になるんじゃないかと。元の姿に戻る可能性が非常に大きいんじゃないかと思っております。

実は私、今、後期高齢者医療制度のですね、運営委員に、奄美から代表で私と平田市長さんがなっているわけであります。今回その招集がかかっていますので、その話があるんじゃないかというふうに思っておりますけれども。マスコミ、新聞等での報道以外にですね、改めて直接関係の方からの連絡というのは、私の方にはまだ一切ないです。ですから、ほとんどですね、分からないというのが状況であります。

なぜ後期高齢者医療制度ができたかという大きな理由があるわけですね。その理由を越えて、また元に戻すということが出来るのかどうか、その判断もですね、非常に難しいところがあるんじゃないかというふうに思っております。その弊害も大きく叫ばれてきておりますので、どちらを取るかということになるかと思いますが、これはもうしばらくしないとはっきりしないということです。

○議長（町田末吉君） 8 番。

○8 番（喜村政吉君） 確かに、実際にそうなったわけじゃないから、仮定としてはなかなか具体的に答えるわけにはいかないでしょうけれども。政権交代は確実でありますから、変わっていくことは想定できるわけですし、だから、そういうことも現実には明日スタートするということでありますけれども、そういうこともやっぱり想定しながらですね、あらゆる制度について、明日の一般質問でも取り上げますけれども。そういうことを踏まえて心の準備としては、あるいは行政の立場としては、しっかりとそういう認識を持って対応するという心構えは、準備段階とはいえ、後手に回らないようにですね、していく必要があると思うわけですよ。革命じゃないから劇的な変化が起こるわけではないと思いますが、政権が変わった

以上は、やはりそれなりに地方にも、いろんな面で善きにつけ悪しきにつけ変化が生じると思いますので、この点をきちっと踏まえて取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第４５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４５号、平成２１年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、平成２１年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１０ 認定第１号 平成２０年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１１ 認定第２号 平成２０年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第１２ 認定第３号 平成２０年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１３ 認定第４号 平成２０年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１４ 認定第５号 平成２０年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１５ 認定第６号 平成２０年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１６ 認定第７号 平成２０年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第 17 認定第 8 号 平成 20 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

- 議長（町田末吉君） 日程第 10 から日程第 17 までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。日程第 10 から日程第 17 までの議案を、一括して提案をお願いいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） それでは、御説明申し上げます。

認定第 1 号から第 7 号までを一括してお答え申し上げたいと思います。

認定第 1 号、平成 20 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号、平成 20 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、認定第 3 号、平成 20 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号、平成 20 年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号、平成 20 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号、平成 20 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 7 号、平成 20 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 20 年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の承認に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、総括的・大綱的な質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 17 認定第 8 号 平成 20 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

- 議長（町田末吉君） 日程第 17、認定第 8 号、平成 20 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 認定第 8 号、平成 20 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、平成２０年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１８ 特別委員会設置及び委員の選任について

- 議長（町田末吉君） 日程第１８、特別委員会設置及び委員の選任についてを、議題とします。

お諮りします。認定第１号から認定第８号については、議長と監査委員の福地元一郎君を除く１０人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第８号については、議長と福地元一郎君を除く１０人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長各１名を互選していただきます。

暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前１１時２０分

再開 午前１１時２１分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定の旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に麓才良君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、９月１６日、本会議（一般質問）であります。定刻まで、御参集をお願いします。

本日は、これで散会します。御苦勞様でした。

- - - - - ○ - - - - -

散会 午前１１時２２分

平成 2 1 年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 2 1 年 9 月 1 6 日

平成 2 1 年第 3 回与論町議会定例会会議録
平成 2 1 年 9 月 1 6 日（水曜日）午前 9 時 1 2 分開議

1 議事日程（第 2 号）

開議の宣告

第 1 一般質問

2 出席議員（12 人）

1 番 川 村 武 俊 君	2 番 林 隆 寿 君
3 番 供 利 泰 伸 君	4 番 福 地 元一郎 君
5 番 喜 山 康 三 君	6 番 本 畑 敏 雄 君
7 番 坂 元 克 英 君	8 番 喜 村 政 吉 君
9 番 野 口 靖 夫 君	1 0 番 麓 才 良 君
1 1 番 大 田 英 勝 君	1 2 番 町 田 末 吉 君

3 欠席議員（0 人）

欠員（0 人）

4 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12 人）

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会 計 課 長 佐 多 悦 郎 君
税 務 課 長 猿 渡 ケイ子 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
環 境 課 長 港 沢 勝 君	産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君
商工観光課長 久 留 満 博 君	建 設 課 長 高 田 豊 繁 君
教委事務局長 野 田 俊 成 君	水 道 課 長 岩 村 安 峰 君

5 職務のため出席した事務局職員（2 人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君	書 記 林 孝 徳 君
-------------------	-------------

開議 午前 9 時 12 分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君）これから、本日の会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 一般質問

- 議長（町田末吉君）日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

2 番、林隆寿君。2 番。

- 2 番（林 隆寿君）おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

- 2 番（林 隆寿君）おはようございます。

本日最初の一般質問を行います。

去る 8 月の衆議院議員選挙において民主党による政権交代があり、本日、鳩山総理首班指名により鳩山内閣は発足する予定になっております。

そういうわけですが、都会的志向の消費者重視の農政へ転換されることに、与論町のような離島の末端地域における農村においては、先行き大変な不安を感じております。そう感じながら、これからの議会活動において、町民が少しでも幸せ感を実感できるよう努力してまいりたいと肝に銘じ、議会議員として 9 月定例会で 2 年目を迎えます。まだまだ未熟ではございますが、町民及び本町の発展のため、誠心誠意、精進、努力してまいりたいと思います。

それでは、一般質問通告書に従い、質問をいたします。

1 農業振興対策について質問をいたします。

（１）本町においては、農業経営を展開する上で最も基本となる農地の土層改良事業を平成 18 年度から実施しているが、これまでの経過と今後の実施計画はどうなっているか。

（２）堆肥センターを活用した堆肥投入促進事業を導入する計画はないか。

2 観光振興対策について

（１）平成 22 年度末には新幹線鹿児島ルートが全線開業する予定だが、国交省が進めているモーダルシフトに即した新幹線と船舶を結合した観光客誘致の可能性については、どのように考えているか。

（２）本土においては、高速道路利用料金の一部が軽減されており、さらに政権交代によって高速道路利用料金の無料化がなされようとしているが、高速道路活用の恩恵に浴することのできない本町の場合、観光事業の一助となるような国・県の事業を導入する計画はないか。

(3) 島の史跡を公園緑地化することによって、観光資源として活用していく具体的な計画はないか。なお、修学旅行の誘致により関係者の来訪が盛んになっているが、本町の文化的な歴史遺産を活用した教育観光の現状と、今後の推進計画等はどうなっているか。

以上 2 点、5 項目について質問いたします。

○議長(町田末吉君) 町長。

○町長(南 政吾君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの林議員の御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、1 の(1)についてお答え申し上げます。

本町の土層改良事業につきましては、平成 1 7 年度の堆肥センター完成に合わせて平成 1 8 年度より麦屋地区において実施しております。平成 1 8 年度 5 . 9 h a、平成 1 9 年度 9 . 4 h a、平成 2 0 年度 3 . 3 h a を実施しており、平成 2 1 年度は実施中も含めて 8 . 6 h a を予定しております。麦屋地区の残事業量 8 . 6 h a については、今後 2 年から 3 年で終了の予定です。

今後の計画としましては、平成 2 4 年度より立長地区 5 6 h a と第二真正地区 4 3 h a、平成 2 5 年度より叶地区 3 7 h a と、第一古里地区 4 0 h a、平成 2 6 年より第二古里地区 5 6 h a を計画しており、ほ場整備終了地区から順次実施していく計画であります。

次に、1 の(2)についてお答え申し上げます。

平成 1 7 年 1 1 月より堆肥の供給体制が整い、環境にやさしい農業総合推進事業、さとうきび増産プロジェクト基金事業、県営の土層改良事業などと組み合わせた堆肥の投入促進を図ってまいりましたが、平成 2 1 年度の補助事業としては、土層改良事業のみとなっております。

このように、年々補助事業の減少に伴い堆肥投入量が減少していく中で、平成 2 0 年度からの新しい取組として、さとうきび春植え推進と併せて中熟堆肥を格安で提供し、散布まで行い、かなり好評を得ているところであります。平成 2 4 年度より土層改良事業の地区数が増える予定であります。それまでの間は、引き続き春植えを中心とした中熟堆肥の投入で、堆肥の必要性を再認識していただき、環境にやさしい土づくりはもとより、農家の経費節減を図る上でも中熟堆肥の活用を検討しているところでございます。

次に、2 の(1)についてお答え申し上げます。

御質問の件につきましては、鹿児島中央駅を起点として長期滞在型観光商品の造成とゆったり船旅ルート等の P R をすることなどにより、与論島への誘客増につながる可能性は十分にあると思われます。船会社とも相談の上、全線開通時期に合わ

せた船旅による観光商品の造成につきましても、今後検討をしてみたいです。

次に、2の(2)についてお答え申し上げます。

昨年より設立されました観光庁において、観光圏整備事業補助制度や観光ルネサンス補助制度等が実施されております。いずれも他の市町村とも広域的な連携を組んで行うことを目的とした補助事業でありますので、町単独よりは奄美群島広域事務組合などを活用し、奄美群島全体での誘客増を見込んで補助事業の導入を検討する必要がありますので、今のところは調査研究という段階でございます。

最後に、2の(3)についてお答えします。

現在の修学旅行の入込形態を見ますと、ほとんどの学校が空路那覇空港に入り、南部の戦争教育、中部の米軍基地、そして北部あるいは離島へ渡っての自然学習やマリン体験型の修学旅行が主流です。

御承知のとおり、本町には多くの文化遺産や昔話等があり、それらにまつわる多くの事柄を体感していただくことが真の観光につながる要因であることは十分に認識しておりますが、学校の週5日制に伴い、教科ごとの必須授業日数等との絡みもあり、限られた日程の中では3泊4日の行程というのが現状です。

しかしながら、近年の傾向を見ますと、観光地周遊型の修学旅行から体験学習重視型へ変わりつつあり、日程も4泊5日へ変更しつつあり、このことは四面を海に囲まれたマリン体験型オンリーの受入態勢から、ブルー・グリーン・エコ等を総合型に体感できるよろん型ツーリズム型の推進が急務でありました。

そこで、平成17年度から県の補助事業を導入し、農業・エコ等の体験可能なツーリズムの確立や指導者の養成、さらに今年度のヘルスツーリズム事業の導入により「ゆんぬ」型体験型学習の受け皿を整備しているところです。

受入学校も関東（特に神奈川県）が主流でしたが、その学校のホームページ等を御覧いただいた教職員のネットワーク等の広がりにより、平成21年度は北関東の群馬県からも1高来島いたします。

また、本県姉妹盟約県である岐阜県の教職員交流事業の成果でしょうか、鹿児島に赴任された教員の強い要望により、22年度から県内屈指の進学校から1校360名が来島することが、つい先日確定いたしました。

大型リゾートホテル滞在志向の修学旅行から「人と人とのふれあい重視型あるいは地元文化の体感型」へと徐々にニーズが変化しつつある中で、身近に存在する島の文化遺産を再考し、そこに住んでいる私たちこそが、大切に保存・伝承していくことが最重要課題だと考えます。特に、島の豊年祭のはしりにある「雨」「水」に対する念（湧き水・浅井戸等のことではありますが）こそが、他の地域にない貴重な文化遺産であり、関係者と協議しながら推進してみたいと思います。

なお、教育長の方からも御答弁いたします。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 続いてお答えいたします。

「観光再生で元気あふれる島づくり」を目指している本町においては、新たな観光資源の掘り起こしと、その活用が求められております。現在、指定文化財として国の重要無形民俗文化財をはじめ、町指定の文化財 19 件が登録されておりますが、いわゆる記念物（史跡）としては、与論城跡、赤崎ウガンの 2 か所があります。これらを緑地化し観光資源として活用する具体的な計画としましては現時点においてはございませんが、「歴史遺産は新世紀の観光資源」との観点から、文化関係の街並み・景観・保全等の各種整備補助事業等の活用や新たな史跡の発掘・整備を行い、それを観光資源として活用することができれば、一つの有効な手立てであると考えますので、各方面の御指導を仰ぎながら検討してまいりたいと思います。

歴史遺産を活用した教育観光の現状としましては、修学旅行生の観光ルートに、史跡や無形民俗芸能・有形民俗技術（芭蕉布等）を加えた活用や児童・生徒による文化財ウォッチング、雇用促進事業講座のインストラクター養成に伴う史跡めぐり等を実施し、文化財学習の機会を提供してきたところであります。このようなことを踏まえ、今後さらに観光と文化財をよりよく融合させ活用していくためには、ハード面の資料館や学習施設等を整備し公開活用を図ることや、「見る」観光から「体験・学ぶ・癒す」等の多様な目的を追求する新しいタイプの教育観光にシフトしていく必要があると考えております。

○議長（町田末吉君） 2 番。

○2 番（林 隆寿君） 今、答弁をいただきましたが、私の質問にほぼ沿って回答していただいたんですが、もう少し突っ込んで御質問をさせていただきます。

まず、最初の農業振興対策の土層改良事業費についてであります。この事業については、大変農家は有り難いと、そう思っております。本来、土層改良、土づくりというのは、農家にとっては農業を営む上で基本的な作業であり、最も大切な事柄でございます。現在の与論農業を取り巻く国内外の状況は大変厳しいものがございます。先ほども申しましたように、政権交代による新しい農業政策が行われるわけですが、F T A が締結され、農産物の自由貿易が始まり、農家個別所得補償制度が発足して動いたときには、前制度からの移行に大変大きな不安を感じるところであります。また、原油高騰による生産費並びに輸送経費等の高騰に始まり、景気低迷による農畜産物の低下など、離島の農家の抱えている現状を考えたときに、農家の生産費支出負担を抑える施策が必要じゃないかなというふうに思います。

ほ場整備終了地区から順次実施していく計画だと答弁いただきましたが、私は、与論の耕地面積は今 9 5 0 町歩というふうにいわれておりますが、できれば全耕地面積を対象に推進していただきたい。これから、迎える農業の状況は、大変厳しいとしか考えられませんので、やはり農家が少しでも農業を再生産していく上で、一番最初に出す生産費を少しでも軽減して、農家が農業にいそしんでいただけるような、そういう政策が一番必要じゃないかなというふうに思い質問しているわけですが、この全耕地面積を対象にということで、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもとしては、終局的な目的は、水と地力というのは農業の基本原則でありますので、水に対する問題と土層改良についてはですね、徹底してやっていく、終わりはないというふうに考えております。

ただ、現在の日本の政治的な問題からいきまして、補助事業となるとですね、一応は構造改善事業をやった土地を優先するという形になって、今のところ年々進めているわけではありますが。それともう一つは、堆肥センターの能力ですね、それに対応する能力というのも非常に問題がありまして、最初計画した予想以上の要望がございまして、続けて増設をお願いする状況でですね、今のところ、やっと間に合い始めたという感を持っているわけではありますが。今後、事業を拡大するには、それに対応する肥料の面も考えた形でですね、やってまいりたいと。また、それは 1 年遅ければ、それだけ収益が遅れるわけですので、できるだけ早くですね、事業が進められるようにやっていきたいと。先日も運営委員会を持ちまして、その対策をやったところであります。

○議長（町田末吉君） 2 番。

○2 番（林 隆寿君） ありがとうございます。

是非、大変厳しいとは思いますが、与論の農業は本町の基幹産業でありますので、農家とその農業から離れないように、離れないような政策が必要かと思えます。

また、堆肥センターのことが出ましたが、私は堆肥センターにつきましては、農業と観光は第 1 次産業というふうにと与論町では、考えているわけですが、この二つを両立するための大きな起点というんですかね、そういう施設だというふうに考えておりますので、これについては、やはり健全経営などをですね、心がけていただいて、やっていただきたいと思えます。

それに関連して、堆肥センターを利用した堆肥投入事業については、これは昔、土づくり事業事業ということで、10 年ぐらいたった経験があるんですが、これは、土層改良事業だけでは地力というのは維持できないわけですし、土づくり、堆

肥を投入することによって、農産物の価値が上がるという基本的な作業でございます。これについてはですね、答弁では、さとうきびだけについていろいろ政策をされるということなんですが、さとうきびだけではなく、全品目、さとうきびについては3年から5年の切替えを行います。野菜、特に里芋については連作障害がある作物ということで毎年切り替える、あるいは2年ぐらいで切り替えるというふうに推進しております。また、ハウスについては、連作障害がでるからといって、すぐに畑を替えることはできることはできないわけですので、さとうきびの切替え時期なり、里芋の切替え時期あるいはハウスの品目によって適度な時期に堆肥を投入する堆肥投入促進事業というのは、是非必要ではないかなと思っております。これは先ほども言いましたように、農業の基本中の基本でありますので、是非強力に推進していただきたいと思います。

これからの農業は、社会との共存になるわけですから、自由貿易になったときには。そうすると、今以上に高品質、高単価、高収入を目指さなければいけない。そういう高度な農業を目指すためには、これが一番大事なかなと思っておりますので、是非お願いをしたいと思います。

特に、のべつ幕無しに対処するんじゃなくして、先ほども言ったように時期的に必要な時期がございますので、そういう方々を1年1年申込みを取っていただいて、今年はこことここというふうに、ポイント・ポイントでやっていけば、のべつ幕無しにやる必要はないというふうに思いますので、是非お願いをしたいと思います。どうでしょう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、私どもが考えている堆肥センターの活用については、きびだけの問題じゃなくてですね、すべて与論の土というものを対象にした考え方で進めてまいりたいと思います。今のところは、きびが表面に出て、堆肥の問題になると即きびというふうな形になるわけですが、一番の基幹作物になっているのでやむを得ないところがあるわけですが、実際は全般的にしていかなければならないと思っていますし、今までもやってきているわけであります。

今申し上げました堆肥の土層改良の問題についてでありますけれども。今、土層改良は堆肥の割合が1反歩当たり4トンという形でやっているわけですが、暑いところでは堆肥の効果が半減するといわれているということで、私どもとしては、少なくとも10トンに近いトン数でやってくれということで、もう3回ぐらい農水省の方には陳情を出してですね、トン数を増やしてもらいたいということでやっております。

もう一つは、非常に堆肥が与論にとって必要であるというのは分かるわけであり

ますけれども、その堆肥を生産する堆肥センターが運営できる状況になければならないということで、今も単式簿記、いわゆる行政簿記でやっているのと、複式簿記でもやっていて、2つの簿記で決算をやっているところであります。といいますのは、近い将来これを行政でやるということではなくて、民間委託かあるいは財産機関に移すという考え方をする必要があると最初から考えておりまして、その対応策としてやっているわけであります。やっぱり複式簿記で償却を勘定すると、今の生産量あるいは今の価格では赤字が相当出る可能性があるわけです。そういう点もありまして、島内消費はもちろんだけれども、生産量を増やしながらか外的にもですね、食べるものが特産品というのが世の主流ですけれども、堆肥の特産品でもいいんじゃないかということで、今年の12月にあきる野市で、アイドラーといいますか、堆肥のですね、与論の堆肥の展示会を観光の宣伝と一緒にやりたいということで、あきる野市の農協、市長を通じてお願いしてきたところあります。大いに頑張りたいと思います。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） ありがとうございます。

今、堆肥センターのことが出ましたが、今日は堆肥センターのことについては質問するつもりはございません。後ほどまたいろいろお伺いしたいと思いますが、堆肥センターは、これからいろいろな経営形態が変わっていくかと思いますが、私どもの感覚では、堆肥センターというのは、元々黒字になるような施設ではないというのが基本にありまして、どうしてもこれは町の力でないと運営できない。堆肥センターが将来運営が行き詰まって解散ということになったときには、私どもの農業あるいは観光の面でも大きなマイナスになるんじゃないかと心配しているものですから、ついでに言ったわけですが。これはまた日を改めて、いろいろお聞きしたいと思います。ありがとうございます。是非今おっしゃったように頑張っていたきたいと思います。

それでは、続いて観光振興対策についてお伺いをいたします。

いろいろ答弁をいただいておりますが、新幹線全線開通に伴う船との結合をいろいろ考えたときに、与論ではそういうことは全く関係ないじゃないかという方がいろいろいたんですけども。よく考えてみると、世の中というのは、だんだん変わってきていますね。今まではこれが当たり前だったなあといったようなものが今ではそうじゃなくなって、常識外だったことでも変わってきて、常識みたいな感じになってきている。そういう世の中であって、新幹線は私どもには全く関係ないじゃなくて、今モーダルシフトが国交省で進められております。これは、環境に配慮した運送船に切り替えるなど、物流の形態を変えようということで国交省がやってお

られますよね。こういう政策に即したプランなり、考え方を今のうちから持っておかないと、ひょっとしたら乗り遅れるんじゃないかという心配があって質問したわけですけども。今度高速道路が無料化になるということは、そのモーダルシフトの考えに全く反する政策ですから、これがどこまでいくかということ当たりは疑問になるわけですけども。新幹線を利用して、大量に輸送ができる船と結合させるということを大きな柱にして、何かお客さんの誘致を今のうちからうまく考えていく必要があると私は考えております。

そういうことで、調査研究を検討してまいりますと書いてあるんですが、検討じゃなくて、今から調査研究を始めて、具体的な案を練らないと、いざ開通して、ほかの地域がいろんな観光プランを出してきたときに、与論は何もないということになれば、やはり遅れをとるんじゃないかということで質問しているところであります。どうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ちょっと考えますと、新幹線というのは、あまり与論には関係ないような気がするわけでありますけれども。全くそうじゃなくてですね、今与論の観光を見てもみますと、福岡・熊本からが九州では圧倒的に多いわけです。鹿児島よりはずっと多く、観光客が来ているわけでありましてですね。関東・関西に続いては、第3番目にあの地区が非常にお客さんが多いわけです。そういう点考えたときにですね、簡単に鹿児島まで来れるということになったときに、今までは遠いところからは飛行機で来たという形でしたけれども、新幹線と船というつながりは非常に大きな効果が出てくるんじゃないかということで、私どもとしては両船舶会社にはですね、そのルートでも来てもらいたいということで、トップの方には既に言ってあるわけです。22年の中ごろまでにはちゃんと商品ができるよう検討していただきたいと、こちらの受入れもそのようにしたいとお願いはしております。ただ、もう少ししましたらですね、具体的に島の宿泊関係の方々とか、いろんな方々との話合いも必要になってくるかと思いますが、その点は早急に始めないといかないんじゃないかと思っております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） ありがとうございます。

この考えはですね、一つには、これから来る団塊の世代の方々、お金を持っていて時間のある方々に対しての大きなアピールにもなるんじゃないかなと。飛行機でぱっと来て、2、3泊して帰るんじゃなくて、ゆったりと旅を楽しむためには、九州新幹線の新しい、今度の鹿児島ルート車両は、「さくら」というふうに命名されるらしいですね。その新幹線を利用して、今度は鹿児島から奄美大島、与論ま

で、ゆとりのある旅をしてほしいということから、こういう質問をしたわけです。是非お願いをいたします。よろしく。検討じゃなくて、研究をやっていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、本土において高速道路の一部軽減がなされ、また政権交代により高速道路料金の全面無料化がされようとしている中で、私どもには無料化の恩恵がないということから、私どもも同じ日本人ですので、特に離れ小島、小さな島にももう少し光を当ててほしいという気持ちがあって、質問しているわけです。こういう何か無料化に関係するような情報なりをですね、引っ張ってきて観光の一助とすることができる政策はないかということでお聞きしている次第でございます。そういうことで是非教えていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件についてはですね、関連した補助事業とか、いろんな県の事業というのは、今のところまだ考えていないところでありますけれども。ただ、やるとしてもですね、これは与論だけじゃなくて、奄美の広域的な考え方ではできないんじゃないかと思っているわけです。ただですね、先般の県政懇談会で、町村長会長がですね、要望を言われたわけにありますけれども、与論の方の私の方からは消費税の考慮をということをお願いしたわけです。町村長会長の方からは、高速道路が無料になるということは、私ども離島に住んでいるものにとっては、船賃をですね、ゼロとは言わないが、何とか船賃の方をですね、できたら飛行機賃も考慮に入れていただきたいと、それが公平ではないかということで陳情したわけにありますけれども。今度10月7日に町村会があるんですが、その件も含めた会合がですね、内容はまだ連絡は入っていないんですけれども、お願いする内容の検討とかが始まるんじゃないかと思っております。いろんな形でですね、お願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 是非お願いいたします。

それでは続いて、島の史跡を公園緑地化することによって、観光資源として活用する具体的な計画はないかということで質問をさせていただきます。

これは、文化的・歴史的史跡の活用について、3月の定例会で私が1回質問をしたのでありますが、その折に町長からは「与論で一番不足しているのは文化的資源の活用である」という答弁があり、認識いただいているところであります。

この前、5月21日に開催されました商工会の総会の中で、青年部が「与論島観光の現状」ということで調査分析した内容を報告していました。その中で、航空運賃あるいはツアー料金については、沖縄・奄美の観光地と比較しても決して高くな

い、むしろちょっと安い方であるというふうな報告があったんですが、この数字についてはいろいろ賛否両論あるわけですが、総じてそんなに高いものではないという報告がありました。そこで、そんなに高くないんだけど、集客が増えないということは、島の観光資源が不足しているんじゃないかと感じておりますが、どうでしょう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにですね、島が小さいだけに、資源というのは非常に少ないということは、否めないと思います。先ほどの商工会のデータでは、マイル当たりの料金は那覇から沖縄の離島へ行く方が高く、与論の場合は安いという結果になっているわけです。ただ、経済力の点からいきますと、非常に高く感じる、非常に負担が大きいということで、何とかその料金を下げたいと関係機関にお願いしているところであります。確かに観光面ですね、陸上の観光資源が少ないというのは否めないことであって、どのように増やしていくかというのが一番大きな課題になるかと思います。修学旅行も3泊4日だったのが、1日延びて4泊5日という形にほとんどが変わってきます。先ほど申し上げました岐阜北高等学校も、今年は1泊ですが、来年からは2泊と決まっております、そういうふうな傾向になりますと、ますます陸上ですね、海ばかりじゃなくて、陸上の資源というのを確保しなければならないということで、いろいろと検討はしているんですが、なかなか具体的なものが出てこなくて非常に困っているわけでありまして。少しずつは、いろんな角度からですね、進めていきたいと、やっているところであります。ちなみに、カメラマンの方の協力を得て、サザンクロスの充実を図っていくとかですね、そういう点は少しずつ進めておるわけでありまして。具体的に、大きな事業をするというのがなかなかですね、今のところ非常に難しいところがあるわけです。できることから少しずつ進めてまいりたい、重要性は十分認識しておりますので、できるだけ進めてまいりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 確かに、与論町にお金がないというのは重々分かります。

そこで、観光庁が20年度に発足しまして、観光圏整備法を施行してあります。この中に、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の中に、観光圏整備のための支援制度というのがありまして、魅力的な歴史的風致を持つまちづくりを推進することによって地域の誇りを育み、地域活性化を図るため歴史的風致を形成する建造物の復元・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援するという項目の支援措置があったんです、調べてみたら。これは、公園緑地化に当てはまるんじゃないかなと思ってですね、ちょっと提言し

てみたいなの思っていたんですが、その制度がありますので、そういうのを使って、「癒しの島緑地公園化」と銘打って推進してみたいかなと思っておるんですが、いかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） ただいまの件につきましては、我々の方で一部、空港から例えば茶花の海岸までの緑地の計画とかというのを計画してみたんですけども、補助率の方が大体3分の2程度の補助事業でございまして、一般財源が伴うこともございまして、今後財政の方とも検討をしながら進めてまいりたいと思っております。

確かに文化財の保護につきましては、島にも19か所ほど存在しておりますが、今後の修学旅行、教育旅行の中では貴重なものですので、何とか我々の方も、メニューを考えながらの受入れを考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 私が言う「癒しの島緑地公園化」とは、自分で勝手に命名したんですけども。私が言いたいことはですね、普通の観光地の緑地化じゃないんです。例を言いますと、与論島自体が持っている昔の先人、活躍された方々の遺跡、分かりやすくいえば、按司根津栄（アジニッチェー）の屋敷跡とかお墓もですね、一つの遺跡なんです。沖縄がそうですね。沖縄の観光はそういうものをうまく利用しています。昔の与論の先人が活躍された当時のそういう遺跡を、こういう歴史があるんだよ、与論はというのを表に出して、それを観光の目玉にすると。先ほども言いましたように、団塊の世代の人たち、金は持っている、暇もあるという人たちを呼んで、まだ60代ですから、歴史にも興味があるかなと思います。そういうものをつくって、島中にちりばめていくことによって、与論に来られた団塊の世代の方々のいろんな昔の与論のいにしえのね、そういうものに思いをはせて、あるいはこういう島だったんだなというような心を癒されるような、そこまでいくか分かりませんが、そのような島づくりをしたいなと。そういうものが、要するにオンリーワンの島ですよね。与論だけにしかないような観光地づくりをした方が、私はこれからの与論については、いいのかなと思っております。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点についてはですね、私どもの島の大きな観光資源だというふうに考えておりまして、逐次改善をしております。特にですね、琴平神社の下あたりのところがですね、ちょっとおざなりになっている点がございまして、それを検討したいということは部内ではちょっと話はしているわけですけども、それもまた、できるだけ早くですね、やってまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） ありがとうございます。

与論島の自然環境、すばらしい自然環境がありますが、その自然環境ばかりに頼っていては、やはり限界があるかと思います。

これは一つの私案ですけれども、与論島ですね、歴史の物語をひとつつくて、それを与論島のホームページに載せ、全国に配信して、それを読んだ興味のある方々が与論島にやってきて、その物語に沿って史跡をめぐり、いろいろを楽しむ。そういうふうな団塊の世代へのアピールということで考えているのですが。

また、それとですね、今皆様の御努力によって修学旅行の来訪者がだんだん増えてきております。将来の与論の応援団になり得るそういう高校生の子どもたちにも、与論の文化、特に琉球文化と本土との歴史的な交わりを、もっと与論島のこういう文化をですね、学ばせることによって、また与論島に帰ってきて、大いに頑張っていたく。そういうアピールもできるんじゃないかなと思うところであります。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） これからですね、私どもが昔過ごしてきた、祖先が過ごしてきた環境が大きな観光宣伝にもなりますので、できるだけ皆さんの知恵を借りてですね、進めてまいりたいと思います。進めていきます。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 大変大切な御指摘をありがとうございます。

それに関しましてはですね、一つには、最後の口之津に移住された方々、大牟田開港50周年ということで式典もあったわけですが、あの与論から移住された方々のハングリー精神、あれというのは、やっぱり日本民族に今欠けたですね、非常に大きな文化的な人間の生き方の一つの根源に関わる問題じゃないかと。そういったことなどをひとつ先人の歩みの一環として、それをきちっとまとめ、ここに縁があるということで、関連した観光地にするという当たりも、一つの課題だと考えております。

もう一つはですね、前々からこの与論にある葬制、結局、風葬、土葬、火葬の変遷が、島に来ただけでみんな分かる、見れる島というのは、世界中どこに行ってもないですよということで、韓国あるいは東大・琉大あたりの学者も一杯来られて、調査研究をしておられました。近藤功行という沖縄のキリスト教大学の方が、今年から始まった教員の免許更新制の一環として、特に与論における死生観、具体的には在宅死を中心とした考え方というのを、その講座の中に取り入れたいということで、この前来られましたので、是非与論の各学校の先生方にも紹介しようとい

うことをお願いしているわけです。これは、かつて沖縄の島々にもあったそうですが、今残っているのは、与論が祖先崇拜といったような観念は非常に強いと。具体的に、与論のことわざの中に、「アトゥヌチュラサドゥチュラサ」という言葉がありますね。あれあたりは、本当に世界的に今大いにアピールするに値する価値じゃないかと考えているところです。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） ありがとうございます。

3月の議会でも、与論島が持っている、この前、有名な映画になりましたね、おくりびと。その中で最後の死に装束をおくりびとの納棺士にさせるというのが内地の考え方ですけど、それを与論では、親族が、子どもがするというのがごく一般的で、そういうことも与論の誠の心の表われではないかなと思っていますところです。この私のプランは完璧とは言いません。ただ、そういうことも是非考え合わせていただいて、与論の観光を、今すぐ行き詰まっておりますよね、これを打開するための一つの方策として、是非強力に押し進めていただきたいと思います。

最後に、経済浮揚対策として、文化史跡の整備に早急に取り組んでいただきたく切にお願いします。近年、若者たちが都会でも働き場所をなくして島に帰って来ましたが、ここにも働き口がないということをよく耳にします。本町も、今大きな大不況の荒波を受けているわけですけど。島においては、先ほども言いましたように、観光産業は農業・漁業という第1次産業と同じく、なくてはならない産業であることから、この3つを含めて第1次産業というふうに私はいつも認識しているわけですけども。与論は国の支援策なくしては成り立たないので、国・県への支援要請も強く行っていただきたいと思いますし、そのことを訴え質問を終わらせていただきます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの林議員さんの要望、確かに承りました。

観光課、教育委員会を中心にですね、やっていきたいと思います。

先ほど教育長の答弁にもありましたとおりですね、そういう面について地域の方々の御指導をいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） ありがとうございました。

これで、質問を終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、2番、林隆寿君の一般質問は終わりました。御苦労さんでした。

次は、8番、喜村政吉君に発言を許します。8番。

○議長（町田末吉君） 8 番。

○8 番（喜村政吉君） おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○8 番（喜村政吉君） 久しぶりの一般質問で、いささか緊張しておりますけれども、ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

先に通告いたしましたとおり、4 項目について順次質問をさせていただきます。

1 新型インフルエンザ対策について

（１）秋から冬にかけての流行拡大が心配されるわけですが、予防策や発症した場合の対応策等の準備体制はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

（２）ワクチン接種の優先順位者数と推定発症者数に対するタミフル等の確保策はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

2 副町長の再配置についてであります。

（１）6 月定例会におきまして、副町長を再配置する予定で考えているとの答弁がありましたが、これまでは、それなりの重い政治決断があって、2 年間配置しなかったものと思います。その理由と成果をどう総括しておられるのかお伺いをいたします。

（２）副町長を再配置した場合の年間経費及び財源はどうなるのか。なお、町政の発展を図る上で、どのような具体的なメリットがあるのか、見解をお伺いいたします。

3 政権交代についてであります。

（１）政権が交代することに対して、町民の間でも不安と期待が錯そうしており、今後様々な変化が生じてくるものと思われますが、町長は新政権をどのように認識し、その対策をどう講じていく考えであるのか、お伺いをいたします。

（２）民主党政権が誕生すると、とりわけ奄美の農業は壊滅的な状況に陥ると聞かされた町民は今不安でいっぱいだと思いますが、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

4 経済活性化対策について

（１）加工技術等を駆使し農漁業の 6 次産業化を図るためには、その普及に向けた支援策が必要であると思いますが、積極的に取り組む考えはないのか、お伺いをいたします。

（２）島内生産物の販路を拡大するために、インターネットを活用し通販等様々な創意工夫と、その支援策が求められていると思いますが、積極的に取り組むお考えはないか、見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えいたします。

まず最初に、１の（１）についてお答え申し上げます。

全国的に流行が拡大しつつある新型インフルエンザに関する対策・対応等について、御説明を申し上げます。

本町におきましては、先月の１７日夕方、某事業所におきまして初めての集団発生患者が確認されたことに伴い、翌１８日の朝に、町長を本部長とする「与論町新型インフルエンザ対策本部」を立ち上げております。

また、去る７月には、対策の指針となる「与論町における新型インフルエンザ対策行動計画」及び「対応マニュアル」を策定しております。

現在、対策本部を中心に、同計画及びマニュアルに沿って町民に対する情報の提供や啓発活動を主に、対策・対応を進めているところであります。

なお、新型とみなされるＡ型インフルエンザの発症者数は、今月１０日現在までの累計で２５人。これは今日までの数も一緒でございます。これから秋から冬にかけて本格的な流行拡大が懸念されているところであり、今後とも、町内医療機関や保健所との密な連携の下に、各学校や事業所、自治公民館組織などを中心に、必要に応じて集会行事等の自粛を呼び掛けるなど、感染拡大に係る予防意識の高揚・啓発活動を徹底していく所存であります。

次に、１の（２）についてお答え申し上げます。

現在、新型インフルエンザの患者の治療に際しましては、医療現場における医師の処方により、一般的なインフルエンザに有効な薬とされる「タミフル」等による治療が行われているところであります。

このインフルエンザ治療薬のタミフル等につきましては、国及び県において十分な備蓄量が確保されているとのことであります。

一方、最新のマスコミ報道では、厚生労働省が優先順位に基づく新型ワクチンの接種時期の見通しを示されたと聞いております。

それによりますと、まず１０月下旬から医療従事者に接種を始め、１１月には重症化になりやすい妊婦、ぜんそくや糖尿病患者などの持病のある方を優先し、その後は１歳から就学前の小児、１歳児未満の両親、小学生、中高生と続き、６５歳以上の高齢者への接種については、１２月末あるいは年明け以降になる可能性が高いとのことであります。

また、市町村が選定した実施医療機関について都道府県が１０月中旬までにリスト化し、ワクチンの配分量を決めるなどの情報も入っております。

なお、国内で生産できる新型ワクチンの量は年内で最大１，７００万人分、来年

2月までに3,000万人分であり、厚労省の見通しでは、来年の春までに海外メーカーを通して更に3,000万人分の輸入分を加えて、約6,000万人分を確保する見込みとのことであります。

したがいまして、本町の医療機関において町民の方々が接種を受けられるようになるまでには今しばらく時間が掛かることから、引き続き新型インフルエンザの感染拡大防止対策をしっかりと進めていく必要があると考えております。

次に、2の(1)についてお答えいたします。

御承知のとおり、本町は平成15年11月に沖永良部島の2町との海越え合併の是非を問う住民投票を実施し、合併に反対が87パーセントと圧倒的多数を占めたのを受け、単独で存続していく道を選択いたしました。

このことから、効率的、効果的な行政サービスの提供により一層努めるとともに、町政の重要課題に適切に対応できる弾力的で足腰の強い健全な財政構造を構築し、第4次与論町総合振興計画を推進していくという観点から、「単独でやっていくための方法の検討」(平成15年11月)、「与論町自立化計画への提言」(平成16年12月)、「与論町自立化へ向けた行財政改革」(平成19年1月)など、行政改革及び財政改革の計画を策定し、指摘の件を含め、町政全般について様々な角度から改革を重ねてきたところであり、相当な成果を上げたと認識しております。

次に、2の(2)についてお答え申し上げます。

御指摘の件につきましては、年齢により若干の差が生じることが考えられますが、年間経費が1,157万4,000円程度必要であり、一般財源からの充当となります。

また、地方自治法第161条において、市町村に「副市町村長の設置」が明記されていることでありますが、特に町長と職員のクッション役、そして町長不在時の対外的行事への対応など、配置のメリットは大きいものと認識しております。

次に、3の(1)についてお答え申し上げます。

御承知のように、去る8月30日に行われました第45回総選挙は、自民党が衆議院で初めて第2党になり、民主党に政権が交代するという革命的な結果となりました。

新聞各社の選挙後の社説によりますと、読売新聞が「自民党政治に対する不満と、民主党政権誕生による変化への期待が歴史的な政権交代をもたらした」とし、「しかし、300議席を超す勝利は、必ずしも民主党への白紙委任を意味するものではない」と論じております。

また、地元紙の南日本新聞は「民主党が勝利したのは、政党としての信頼性が増し、マニフェストなどを通して訴えた『改革』に国民の支持が集まったからである」とし、「しかし、民主党に政権が移行することへの不安は決して小さくはない。選挙戦を通して訴えたマニフェストには、財源の裏付けのない政策が並んでいる」と論じております。

御指摘の件について、現時点においては、これらのマスコミ等の報道から推察する以外に方法はありませんが、基本的に厳粛な国民の審判による民意であると認識しており、今後の国会運営の推移を注視するとともに、鳩山新政権の方針を含め、鋭意情報の収集を図っていきたいと考えております。

次に、３の（２）についてお答え申し上げます。

３の（１）で御答弁申し上げましたとおり、農業政策を含む民主党政権の方針については、現時点において、マスコミの報道や民主党のマニフェスト等から推察する以外に方法はありませんが、８月３１日付の日本農業新聞の論説では、「日米自由貿易協定（ＦＴＡ）の交渉と推進」に起因する国内農業の壊滅的な打撃や、「販売農家を対象に創設する戸別所得補償制度」の制度設計の不透明さについて、懸念されております。

今後、鳩山政権の方針等について、鋭意情報の収集を図っていきたいと考えております。

次に、４の（１）についてお答え申し上げます。

第４次与論町総合振興計画の戦略プロジェクトの「ヨロンブランド創造プラン」において、島の素材に付加価値を付けた特産品の開発及び企業の創出、育成等を行い経済力をつけるとともに、働く場をつくる必要性を位置づけていることから、ふるさと雇用再生特別基金事業を導入することにより、ヨロンブランド創出プラン推進事業を実施し、島で生産されるサトイモ等の２級品を活用した「さといもようかん」や「さといもまんじゅう」などのヨロンブランドづくりや、与論島に自生する薬草の研究を進め、市場に提供できる量産体制づくりを行っております。

併せてヨロン島水産加工品ブランド確立事業を実施し、島で水揚げされる水産物で、豊漁期に捕れたものや市場で売れ残ったものの有効利用を図るため、水産加工品の開発や市場に提供する量産体制づくりを行っております。

ヨロン特産品支援センターも始動しており、今後更に関係機関と連携を深めながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、４の（２）についてお答え申し上げます。

４の（１）と関連することではありますが、第４次与論町総合振興計画の戦略プロジェクトの「ヨロンブランド創造プラン」において、ヨロンインターネット市場の

開設を位置づけ、本町で開発された特産品や農産物、伝統工芸品などをインターネット上で販売を行うシステムの構築支援を行うことにしております。

このため、今回の補正予算にも計上し議決していただきましたが、総務省の地域情報通信技術利活用推進交付金により、「ヨロンまちづくり観光支援サービス構築事業」を実施し、ポータルサイト運営を通じた情報発信とヨロン支援ネットワークを構築することにしており、その一環として通販サイトも検討しているところであります。

今年中に光ファイバーサービスが全島に提供されることとなり、情報基盤も整備されることから、これらを積極的に活用し、島内生産物の販路拡大に取り組んでいくことにしております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 答弁ありがとうございます。

それでは、順次、再度質問をしていきたいと思います。

まず、1番の新型インフルについてであります。皆様方も既に御承知のように、新聞・テレビ・ラジオで連日連夜というぐらい、この報道がなされないときはありません。それだけやはり厚労省の推測発表によるとですね、年内にも2,500万人、そして2人に1人は感染するんじゃないかと。ピーク時には、1日に76万人、そして4万6千数百人が入院するんじゃないかといわれております。この数字というのは、恐らく各都道府県、市町村もそれなりに調査して発表しているものと私は思います。与論島においてですね、いろいろな各機関等を通じて予防拡大の措置は講じられていると承知しておりますけれども、このピーク時の発生人数はどのように推定されて、県あるいは国等に報告されていらっしゃるのか。

そして、万が一発症した場合、ワクチンの接種数は配分が決められ、優先順にやっていくということでもあります。医療従事者あるいは基礎的な疾患を持っている重症化する恐れの方々に対してですね。来月中旬からワクチンを配布するということではありますが、島における優先順位者数はどのように把握し報告されておられるのか。また、これからどうなされるのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ありがとうございます。

国の方で発表されております予想される患者数、今御紹介があったわけですが、与論町においてそれぞれの時期に何人出てくるのかという予想につきましては、県の課長さんが来たこともございませんし、報告したこともございません。したがって、なかなか予測の難しいところですが、今お問い合わせのありました優先順位に基づく対象者は何人ぐらいいるのかというお話につきましては、お

答え申し上げたいと思います。例えば、10月の下旬から始めるという医療従事者につきましては、現在町内で9月10日現在の数字ですけれども、約130名ぐらいいおられます。次に優先順位の2番目になっておりますリスクを抱えた対象者ですけれども、例えば妊婦さんの場合は、9月10日現在で28人おられます。それから、いろんな基礎疾患、糖尿病とかぜんそくとか、そういった病気を持っておられる危険性の高い方が、これは国民健康保険の対象者ですけれども、大体101人ぐらいい考えられます。それから、1歳から就学前、小学校に入る前ぐら이의小児は260人ぐらいいいます。それから1歳未満の小児の両親も優先順に入っておりますので、これにつきましては、1歳未満の小児が44人いますので、その両親ですから掛ける2をしますと88人、90人ぐらいの方が対象になると。そして小・中・高校生が702人でございます。それから今年の末から年明けぐらいいなるんじゃないかといわれております高齢者、65歳以上の方々につきましては、1,640人ほどが対象となっております。以上のような状況です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） その優先順位、相当な数ではあるようでありますけれども、それに対してですね、これはまだこれからなのか分かりませんが、その限られたワクチンの配布というのは、どれぐらいいを与論島にですね、していただけるものか、分かっておりますたらお答えを願いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 先ほどですね、町長が御答弁申し上げましたとおり、国の方でその必要なワクチン、輸入分までも含めて各都道府県に配布していくわけですけれども。与論にじゃあいくら与論の分ですよということで回ってくるかというのは、ちょっと私どもじゃ把握できておりませんけれども、厚生労働大臣のお話ですと、十分予防ワクチンの分は、輸入分を含めて対応するというところでございますので、そのように考えております。

あと御質問の中にありましたタミフルにつきましては、治療薬ですので、予防薬ということじゃなくて治療薬ということですので、あくまでも医師の判断で必要な方については投与していくと。

ちょっと付け加えさせていただきますと、タミフルの場合は、例えば1歳未満のですね、小さなお子さんに対しては、まだ副作用とかいろんな面で十分な実証が確認されていないという実態があります。それから10代の方には、副作用ですね、いろんな事件がニュースで報道されましたけれども、そういったこともあって、10代の方のその投与というのは非常に慎重を期するというところで、あくまでも医者の方の現場の判断でやっていくということになっております。そして、随時必要

に応じて医療機関の方で不足する分については、国・県の方から備蓄しているタミフルあるいはリレンザといった抗インフルエンザ薬をですね、随時放出していくというふうに聞いております。以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 今説明がありましたように、発病した場合の治療薬は、ある程度十分足りているということであります。そして、ワクチンに関しては、国内産では足らないと。そして輸入してあるという今話がありますし、また輸入については、安全性とかをしっかりと確認してからでなければいけないということでもあります。

もうやがて10月ですが、国は9月下旬から10月初旬にかけてが大きなピークと言っております。そして、優先順位者に関してはワクチンを配布していくということでもありますけど、それは向こう任せじゃなくて、地域として、これだけは優先的に接種しなければならない重症化の恐れのある人たちが何人いるんだということ、きちっと医療機関とも連携して確保する方向で。向こうから何も聞いていないということではなくて、そういう対策をきっちりと具体的に踏み込んでですね、これだけ与論町には発症したら重症化する恐れの人たちがいるのだから、これだけは是非とも早急にやってもらわないと困るということ、こちらから情報をきちんと発信し協議して、対応策を上級機関にお願いすることが僕は筋だと思えますけど、どうお考えですか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ありがとうございます。

実はですね、こういった連絡体制、連携がとれているかという点ですけれども。徳之島保健所の管轄になりますので、徳之島、沖永良部、与論地区をですね、徳之島保健所が中心になりますので、ただいま徳之島保健所長がですね、その管轄内の全医療機関、それから自治体の各担当者、私とかですね、あるいは学校関係の教育委員会事務局など、そういったメーリングリストをつくりましてですね、徳之島保健所長から随時最新の情報が流れてきます。国・県の情報はもとより、各島ごとのA型インフルエンザ患者の発生者数、それから集団発生の恐れのある場合の対応の仕方とかですね、そういった情報が、例えば今でも1日大体10件前後の情報が常に流れてまいります。

したがって、最新の情報が一応入ってまいりますので、それに基づいて必要であれば、私どもも徳之島保健所の方に要望してまいりますし、また対応がちょっと、例えば学校関係で不足しているようなことがあれば、徳之島保健所から、すぐにこうこういうふうにした方がいいですよとアドバイスいただきながらですね、連

携をとってやっております。もちろん、これからどのような事態になるかは、いろんな想定をしながら対応していかなくちゃいけませんけれども、徳之島保健所と与論町はもちろん、沖永良部、徳之島の各医療機関とですね、最新の情報を交換しながらやっておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、課長が言ったとおりでありますけれども、喜村議員さんの質問の内容についてなんですが、今、仮に重病の糖尿病の方がいらっしゃるのに、前もってその予防をしなければいかんじゃないかと、その対応をどうするかという質問だったんじゃないかと思うんですけれども。

その件についてはですね、重病患者については、医者と本人との相談が必要じゃないかと思います。

○8番（喜村政吉君） そういうことじゃない、それは治療薬とかに関してですけど、いわゆる優先順位にのっとってワクチンを接種するということでしょう。

○町長（南 政吾君） だから、ワクチンをやるには発症してからでは遅いので、重病人にはですね、重病を抱えている方についてはワクチンを発症する前にやる必要があるんじゃないかという御質問じゃなかったかと思うんですけれども。そういうことについては、患者本人、その重病を抱えている方々と、あるいはそのお医者さんと相談をして、できるだけ早くできるようには対応しお願いしていきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 質問の数が多いので、これにばかりとはいきませんが、どうもいまいち納得、理解できないわけですけど、後でまた課長とですね、委員会の中でも話を詰めてみたいと思います。

やっぱり命に関わることでありますから、昨日の夕方のニュースでも言っておりましたが、沖縄では既に24歳の女性が亡くなっております。何ら基礎疾患もない、渡航歴もない、問題のない方が、やはりこじらせたら大変なことになるということらしいんです。安易に考えとったら、ましてや我々の狭い地域においてはですね、流行の拡大も広いところよりも早くなるということも推定されますし、予防策をあらゆる方面で講じることはもちろんでありますけれども、予防接種のワクチンも優先順位どおりきちっとできるように、医療従事者は何人などという数え上げてもらいましたので、それを上部機関にも申し上げて、しっかりと確保し、万が一発病したときにはしっかりと町民の命を守るような体制をですね、各医療機関ともしっかりと連携をとって十分な対策を講じていただきますよう強くお願いを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

2 番目の副町長の再配置についてであります、どうもですね、私は、先般の 6 月定例会における町長の答弁からは、2 年間配置してこなかった副町長を再復活させる必要性というものを十分に感じとることができなかったが故に、再度質問申し上げたわけであります。

その後私は、全部ではありませんけれども、町民に意見を最寄り最寄り聞いてみましたところ、必要であるという方もいらっしゃいますし、2 年間置かずにやってこられたのだから、何で今さらという声もあり、賛否両論あるでしょう何事につけても。しかし、置かないにしても置くにしてもですね、しっかりとした町長の政治理念というか、政治姿勢というものがね、明確に見えて、町民にそれなりの説得力がなければですね、我々は、単に人事案件が出てきたからといって、はい賛成します、はい反対しますというわけにはいかないわけです。なぜこうなったかということのしっかりとした説明責任が問われるわけありますので、その点をですね、しっかりと置かなら置く必要性というものをですね、明確にもっと示していただかなければですね、単に総務課長あるいは各課長に聞いてみたら、どうしても必要であるというふうな、そんなことは最初から織り込み済みで分かり切った、それだけの仕事の負担が増えることは分かっておった上で、町長はあえて政治決断によってですね、置かなくても代わりぐらいは、3 期連続も当選されたんだから、しっかりと町民の負託に応えていくんだということで、そういう政治理念に基づいてこの間やってきておられたと思いますのでですね、しっかりともう一度ですね、これではあまりピンと来ませんので、しっかりと町長の考えをですね、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実は、先般の議会で副町長は必要だと、2 年間のいろんな過程を反省して、副町長を置きたいということで申し上げました。議会で申し上げたわけですけど、本当は 9 月の本議会にという考え方もあったわけですけど、まだ町民にもあれしていないし、また人選面でもいろいろ考えるところがありまして、年度初めに考えたいという考えに変わってきているわけあります。

なぜ副町長を置かないで 2 年間やってみようじゃないかということになったかと申しますと、まず第一には、職員との内部の了解がなければいかんだろうということで、職員に 2 年間実際になしでやってみたいということで話をして、そうさせていただいたわけあります。

この 2 年間やってみて、私の立場や職員の立場と、いろいろあるわけでありまして、それを先般の議会の前に各課長さんから全部意見を収集したわけありますけれども。どうしても置いてほしいという回答が 100 パーセント出ております。な

ぜかと言いますと、職員と町長ということになれば直接のあれなので、ワンクッションおいた相談相手とか、いろんな面での相談役として、その上で町長にいろいろとやるという形をさせていただきたいと。直接に右か左か、町長との話になると右か左かということになるので、非常に話しづらいところもあるとの意見もありました。

そういう面が一つと、もう一つは、御承知のように10年ぐらやりますと、ある程度の役職というのがついてきまして、実際は、その機関から旅費は出るわけにありますけれど、留守にする機会が多くなってきていると。そういう面で庁内での対外的な、いろんな面でのですね、対応が非常に町民に対して申し訳ないところがあるという意見もございまして、それでは考えようじゃないかということで、先般の議会で申し上げたわけであります。

それでは、なぜ2年間副町長を置かないで、検討させてもらいたいと職員はもちろんですけれども、町民に非常に不便を掛けるなあとはいながらも、それをやったのは何かと言いますと、一番大きな原因は、携帯電話ができたということです。仕事の面の判断はですね、即電話でいつもつながってできますので、そういう点があるから、ある程度財政的なあれもありますし、できるんじゃないかという思いでお願いをしたわけであります。そういうあれで、今度新しい年度替わりのときまでに検討をして、いろんな方々からの意見も聞きながらですね、人選を考えていきたいと。今のところは全くだれということは考えておりません。そういう考え方をしております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 今の説明によると、大分理解が深まりました。以前からするとですね。

何事をするにも、反対・賛成は付きものでありますけれども、十分反対意見も考慮に入れ踏まえた上で実施していくことによって、実現されるものが、けじめのあるしっかりとした、実り豊かなものに仕上がっていくんじゃないかと思しますので、是非ともですね、物事をするときには、物事にはすべて二面性は付きものでありますので、それを考慮に入れてですね、やっていただきたいし、特にその必要性の中で言われた、ワンクッションうんぬんというのはですね、町長がそういう姿勢だということではありませんけれども。俗にいわれるように、権力は長くするとですね、腐敗するといわれております。これは権力だけに限らず、すべての仕事がみんなマンネリ化してきてですね、緊張感がなくなってきた、だらけてくると。そういう意味では、やっぱり側近にきちっと苦言を呈する人も必要だしですね、イエスマンばかりを周りの取り巻きに置いといたんでは、ますます権力的な立場にある人

は、衰退していくということは、これはもうあらゆるところで証明されているところでもありますのでですね、しっかりとそういうことを踏まえてですね、さらに今まで置いてこなかったことによって、ほかのところにも回せた1,100万円の財源というものが、その分余分に来るわけじゃないですから、人件費に行くわけでありますからね。それ以上に効果のあるような、施策を講じて、しっかり推進し取り組んでいていただきたいということをお願い申し上げて、次に移りたいと思います。

政権交代についてであります、これは町長の説明にもありましたとおりですね、戦後長きにわたった政権が変わって、不安と期待が錯綜しているというのが、まさに国民全体の本当の気持ちじゃないかと思います。そういう観点に立って特に思うことは、我が与論、そして我が奄美としては、一番農業政策というのが命綱であります。奄美の農業というものが切り捨てられるようなことになれば壊滅状態となることから、これは本当に命に関わる問題であります。奄美の首長あるいは議会議長は、しっかりと手を携えてですね、民主党の政策、マニフェストをしっかりと研究分析しながらですね、対応を即座に講じるべきだと思いますよ。まだ発足もしていないのに、あのハツ場ダムの動きというのはね、僕はその善し悪しを論じる立場ではないし分かりませんが、我々の身近な問題に関しては、早速できることから取り組まなければですね、政権がスタートして、後手後手に回るようなことがあったら駄目だと思いますよ。マニフェストでも、国民の批判によって、F T Aの締結ということから促進ということに文字は変わりましたが、僕はその文字の解釈も含めて、その中身や姿勢が変わるものとは思いませんのでですね、しっかりと農業政策はですね、検討を加え取り組んでいく必要があると思うわけですよ、戸別保障にしても。例えば、みんな農業をしている人は、中にはすべての作物に戸別保障があるみたいに思っている人もいるでしょうし、その中身について。たくさん問題があると思いますのでですね、しっかりとその辺をですね、早急に行動を起こす必要があると思いますけれど、いかかでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもとしては、最初に出ましたマニフェストを対象にして考えざるを得ない状況にあるわけです。私も行ってはないんですけども、奄美を代表して何人か中央に、もう選挙の始まるちょっと前だったんですが、行っているという先生方のお話を聞いた中でも、人によって全然内容が違ふということで、これはもういろんな考え方があるのは当然でありまして、まだしっかりと政策として確定していないという面があったんじゃないかと思うわけですが。

私ども奄美のことを考えていいますと、最初の場合は、米・麦・大豆、あと何か

重要品目だけを所得補償の方にやるという話だったんですが、よく調べてみますと、和牛の方も入っているということですが、さとうきびなんかは入っていないわけですね。非常にですね、それだけじゃなくて里芋等いろいろいっぱいありますので、品目的に制限された場合は私どもの痛手というのは非常に大きなものがあるんじゃないかということで、今度7日の日にですね、奄美の町村会の会合を開きますので、そのときに、その結果が出てからではもう遅い。その前に我々の立場をきちんとお願いする必要があるんじゃないかということで、それが一番大きな議題になるんじゃないかと思っておるわけです。まだ内容は何とも言っていないで、日程だけとってくれということで来ておりますので、恐らくそのことだと思いますので、是非そのことはですね、私どもも農業を壊滅させると生きていけないので、これはどうしてもお願いをせんと、やっていけるような状況にお願いをせんといかんわけで、それはまた腹をくくってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非ともですね、町長なり議長なり、しっかりとリーダーシップを発揮してですね、しっかりと奄美全体あるいは県全体でですね、しっかり取り組んでいていただきたいと思います。政権が変わろうとどうしようと、政治は継続せにゃいかんし、我々の生活もまた継続していかなければならないわけでありますので、必要なことはきちっと主張しながらですね、対応していただけるようお願いしておきたいと思います。

4番目の活性化対策についてであります。

これが、今回の私のメインテーマだと思っておるわけでありますが、加工センターも設立されてですね、そういう加工産業、付加価値を付けたものにも積極的に取り組む機会、チャンスというものが増えてきたわけでありますけれど。

現在までの加工施設の利用状況等について、現段階での状況を分かりましたら、ひとつ御説明いただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 現在の利用状況ということでございますけれど、利用団体の登録がなされておりまして、現在7団体ほど登録されております。それから利用状況につきましては、料金収入が入っている分で過去5、6回ほど使われております。会合等で使われる場合もございますけれど、それらを除いて料金収入が入っている分で、5、6回ほど使用されている状況でございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 地方行政また我々議会としてですね、いろいろ取り組まなければならない問題はですね、たくさんあるかと思いますけれど、経済の活性化とい

うのは最重要課題だと思うわけですね。様々な財政問題にしても、いろいろな不平不満にしても、根本はそこから湧き出てくるわけでありますので、町民が生活が豊かになって初めてですね、行政に携わる者もやりがいというものがあるわけでありますので、是非とも特段のエネルギーをですね、経済活性化には注いでいただきたいと思うわけであります。

今、島内の流通販売を大まかに見てみると、大体が農畜産物や、漁協を通しての販売でありますよね。しかし、それ以外に百円市場等で島内利用しているものもいろいろありますし、加工して個人的にやっているものもあるわけです。そういう加工品あるいは1次産品でもですね、付加価値を付けて売り出していくという工夫をですね、やっていく必要があると思うんですね。と申しますのは、例えば内地なんかには、そういう農産物、生産物を付加価値を付けて道の駅等で出して大きく販売しておりますよ。与論では限られた面積ですので、なかなかそういうことは道の駅みたいなのをやっても、せいぜい今やっている百円市場程度のものしかできないわけでありますから。そういうものを、拡大した形で解釈すれば、ネット上にですね、道の駅みたいな与論の観光宣伝も物産もいろいろ含めて、もちろんその前にはいろんな体制を整えなければいけないわけでありますけれど、そういうシステムをつくってですね、販売し宣伝もしていくということを是非、農産物あるいは海産物とか加工物とかに、僕は積極的に取り組むことによって、町内の消費、生産が拡大していくんじゃないかと思うわけで、またそういうことを目指して一生懸命考え頑張っておられる農家の方もいらっしゃいますけど。そういう取組について、先の答弁では積極的に取り組んでいくと答弁されたわけですけど、再度ですね、町長の見解というものを伺いたいします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもとして、まず農業、工業はほとんどないわけですけど、農業と観光というのがですね、経済を支える一番大きな柱になると、これはみんなが承知しているわけでありまして、観光をやるにもですね、1次産業がきちっとしていなければ長続きしないといわれていまして、結局観光の3要素の第1は、食であるといわれているとおりでありまして、1次産業の確立というのが観光についても、必須条件であるということは、御承知のとおりであります。

そういう観点からいきまして、島内でできる生産物をですね、島内の方々がいいものだと認識して初めて、島外にも出せるんじゃないかと思うんですよ、加工品にしても何にしても。しかし今、もう先般の議会で申し上げたつもりなんですけれど、今の堆肥センターの周辺整備をしまして、あそこに、大々的に内地みたいにはできないかもしれませんが、土地がいくらでもありますので、向こうにそうい

ったあれをできないかという考え方を今しているわけです。それで、各旅館がですね、宿泊関係の方々が、島でできるものは向こうで求めるというふうな形の道の駅といいますか、その集積した場所をですね、農家の方々に経営を任せてやったらどうかということで、今あちこちの旅行のついでに見させていただいているところです。

つい先日も、あきる野市に行ってみまして、農協がやっておられますけれど、あいう方式もいいなあということで、いろいろ資料もいただいてきたわけですが、将来はそういうふうな形でしていきたいと。

今の加工センターのことについては、最初にある程度推測して、その道具を一杯入れようかどうしようかと。最初に入れると補助金も使ってできるという考え方もあったんですけど、また要らないものまで入れて、無駄遣いをしたら困るという面もありましてですね、必要最小限にしようということで今入れてあるわけです。今後、町民の方々のニーズに従って、機械の方は整備してまいりたいと思っております。今のところは、非常に不足しているんじゃないかと思っております。そういう点も含めまして、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、漁協の方については、C A Sという電磁波によるシビとかサワラ、それからシイラは、捕れるときは山ほど捕れて、非常に処分ができなくて困っている状況にあるわけですが。これを何とかですね、製品寿命を引き延ばしできないかということで、電磁波によるC A Sというシステムを導入できんかということで、今まで調査研究してきたんですが。つい先日、それに代わる、C A Sの場合は2年から3年保存できるということですけど、3か月ぐらいはできるんじゃないかと、冷凍法で。その技術があるということで沖縄の方から来られたんですが、事務所は通産省の外部団体でありますけれど、来ていただいて3人の方からいろいろと講演をしていただいたんですが。そういう形でなんとかできないかということで、その施設についてもですね、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） いろいろ聞いたり考えてみたときに、与論の経済が厳しいのはですね、消費する物の多くを、島内でできる農産物も含めてですね、島外から取り寄せて消費しているということだと思えますよ。島の中でできるものはできるだけ島で生産し、食べて、いわゆる地産地消ということで、健康にも食育にもいいですね、経済も域内で流通するということですね、相乗効果があると思うわけです。島に住む人たちが、まず食文化なり食材のよさを認めて初めて、自信を持って島外にも拡大していけるわけですから。至るところで月賦販売、通信販売等により島にばんばん物が売り込まれ、島の商業活動や商店が衰退していく中でですね、我

々は島の物を島外に向けて、それ以上に発信していく力というものをですね、養っていかなければ経済の活性化、これからの地域主権、分権社会の中で自立した島づくりというものは、なかなかできないと思うわけであります。私もいろいろとそういうことに熱意を持って真剣に取り組んでいる農家の方とよく話をするわけですけど、これは、その方が考え方とかをまとめたものですけど、是非御覧になってですね、参考にすることができれば参考にさせていただきたいし、また、現場において真剣に取り組んでいる方、問題意識を持っている方たちと危機感を共有しながら、島の、最初は小さい単位からしか出発は具体的にはできないと思いますけれど、是非現場の意見をしっかりと聞いて、一緒に取り組んでいっていただきたいと思います、ですが、どうでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） しっかり頑張りたいと思います。よろしく御指導をお願いします。

○議長（町田末吉君） 8 番。

○8 番（喜村政吉君） ありがとうございます。

時間がまいりましたので、まとめたいと思います。

いろいろ質問をしてまいりましたけれど、根本はですね、やっぱり町長の僕はリーダーシップに掛かっていると思います。今まで3期連続当選した町長は、僕の記憶にはございません。どうか何期したからということではなく、3期しただけの実績、効果というものを残さなければ、僕はその価値はないと思います。どうか町長後2年あるわけですけど、その後はどうなるか分かりませんが、終わりよければすべてよしで、最後の2年間をどう締めくくるかによって、町長の価値というものが生きてくるし、認められもすると思います。そういう視点に立っていただいてですね、大きく政権も交代しました。我々町村もしっかりと変わるべきことは変わる必要があると思います。今までの自民党のよかったところは取り入れながら、しかし旧来の自民党的なるもの、否定されたもの、あるいはまた官僚的なるものをですね、自らの内でびしっと検証し否定して、やっぱり新しく変わるんだという意気込みを持ってですね、島の活性化のために、改革のために、残された2年間をですね、しっかりと締めくくって頑張ってくださいよう心からお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 以上で、8 番、喜村政吉君の一般質問は終わりました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 13 分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1 番、川村武俊君に発言を許します。1 番。

- 議長（町田末吉君） 1 番。

- 1 番（川村武俊君） おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

- 1 番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。

まず初めに、8 月 30 日に起こった政変について、長く日本政治を研究してきた米コロンビア大のゼラルド・カーチス教授は、昨夜起こったことは、単に自民党が政権を失い、他の政党が衆院で多数を占めたということではない。今新しいダイナミズムが沸き起っていると、講演をこう切り出しました。東京やその他の大都市から離れれば離れるほど、怒りに満ちた人々がそこにいると指摘し、現在の生活に不安を感じている人々、豪華施設ではなく医療や介護を求めている人々、働く場所をつくり出す経済を求めている人々、それらの人々に自民党が解決策を提供してこなかったと述べました。その怒りが反自民フィーバーとして国を覆ったことだ。人々は変化に投票した。従来の国家の運営からの変化だ。民主党への高い期待からではないと分析しました。格差の拡大、痛みを伴う改革、弱者へのしわ寄せ、これらが、どれほど人々の心の荒廃をもたらしたのか、国民生活の生の現場に目を向けてほしいというのが国民の声です。今生活の場から住民参加で生み出される政策を核に、生活の質を競う政策が求められています。本町においても、この社会の変化に十分に光を当て、町政運営に生かされなければなりません。

このことを踏まえ、2009 年第 3 回定例会において、先般の通告に基づき質問いたします。

1 つ目は、高校下の旧ゴミ処理場についてです。

旧ゴミ処理場の閉鎖に当たっては、周辺の環境、特に地下水汚染等の悪影響がないよう十分な配慮が必要であります。行政のきちとした管理体制下で行われたのか伺います。

また、周辺住民から、大雨の後には井戸水が黒く濁るといった苦情も出されており、地下水の汚染が心配されます。早急に地下水の水質調査を実施する必要があると考えるが、今後調査し、その結果に基づいて必要な対策を講じる考えはないか伺います。

2 つ目は、災害対策についてです。

近年、地震、竜巻、津波、台風、ゲリラ豪雨等による自然災害が相次いでいます。特に、地球温暖化の影響により台風の大型化も予想されることから、かつて経験したことのない災害が起こることも考えられるが、本町の災害対策は十分か伺います。

また、災害時においては、各関係機関の連携や役割分担等も重要であるが、そうした体制は万全か伺います。

3つ目は、宗教法人等による小組合を通した文書の配布及び寄付金集め等についてです。

特定の宗教法人等による小組合を通した文書配布及び寄付金の徴収については、憲法第20条及び第21条に反し、町民個人の思想、信条、信教の自由を侵害するものとするが、町長の見解を伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、1の（1）についてお答えします。

ゴミ処理場の閉鎖時の担当者等が他界しており、話を伺うことができませんでしたが、残された資料等から、町と地主の間で取り交わされた契約書から類推すると、地主において信義を持って周辺環境の保全に努めることが約されており、適切な方法で処理がなされたものと思っております。

それから、次の1の（2）についてお答えいたします。

地区の住民から、大雨の降った数日後に一時的に井戸水が濁り、しばらくすると元に戻るという話を聞いております。現在は、畑へのかん水用と牛の飲み水として利用されております。水質の調査については、前向きに検討していきたいと思っております。

次に、2の（1）についてお答えいたします。

御指摘のとおり、各種災害が各地で頻発しております。台風の常襲地である本町においても、対岸の火事で済まされる問題ではないと認識しております。

このことから、本町の第4次総合振興計画の基本構想においても「オンリーワンのまちづくり」の中で、「安心して暮らせる島づくり」の実現のため、「消防・防災・防犯体制の充実」に積極的に取り組んでいるところであります。

具体的には、「与論町防災会議条例」や「与論町災害対策本部条例」に基づき「与論町地域防災計画書」及び「与論町災害対策本部設置要綱」等を定め、対応しているところであります。

しかしながら、平成20年7月8日、沖縄本島近海を震源とする地震は震度5弱と観測され、かつて経験したことがない自然の脅威を痛感した次第でありました。

今後、このような経験のない災害が想定されることから、関係機関と十分に連携を図りながら災害対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、２の（２）についてお答え申し上げます。

２の（１）でも御答弁申し上げましたが、「与論町地域防災計画書」（与論町地域防災マニュアル）及び「与論町災害対策本部設置要綱」を定めており、これらに基づき対応できるものと認識しておりますが、今後さらに関係機関と連携を密にし、体制が十分に機能するよう取り組んでいきたいと考えております。

最後に、３の（１）についてお答え申し上げます。

本町の文書配布等につきましては、文書の配布、回収規定により実施しているところであり、社会福祉協議会等の公共的機関からの依頼がある場合は、総務企画課において検討の上、配布していただいているところであります。

御指摘の宗教法人等に係る文書配布及び寄付金の徴収については、現時点においては認めておりません。

○議長（町田末吉君） １番。

○１番（川村武俊君） まず、旧ゴミ処理場についてお聞きいたします。

先般ですね、提出していただいた昭和５８年４月１日付けの契約書で、土地賃貸借契約の第８条に、昭和５７年４月１日付け契約書は、この契約更新締結により破棄するとなっていますので、当然これ以前から使用したということになっていると思います。

最初の賃貸契約を結んだのは、何年になるのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） この書類につきましては、私ども職員で、ゴミ処分場の書類について探しましたが、二転三転と保管場所を移転している関係で、処分場に関する書類はございませんでした。

併せまして、その伝票関係が恐らく会計の方で支出されているだろうということで、伝票関係の方も探しましたが、伝票関係の方も５５年度、そして５７年度と、肝要な部分が抜けてございまして、それ以前に関する恐らく昭和５０年代ちょっと以前だと思いますが、そのころの契約書、そして会計で歳出された伝票等がございませんでした。その関係から、ちょっと定かではないんですが、恐らく契約書を交わされたのが、昭和５０年の前、４９年後半か５０年ごろだろうと思います。

○議長（町田末吉君） １番。

○１番（川村武俊君） 昭和５０年度から使用していたということですから、これは最終的に、昭和５９年７月２０日には閉鎖されております。この閉鎖したときにですね、地権者と交わされた土地返還契約書において、第１条で、与論町と地権者との

間に締結された上記土地保証契約書及び土地賃貸借契約書第5条付帯事項確認書における与論町の責務を履行するに代え、地権者に対し土地耕地造成費6,000万円を支払うものとする。そして第2条でですね、地権者は、与論町が負う前記土地保証契約書及び土地賃貸借契約書第5条付帯事項確認書における与論町の一切の責務に関わることをして、土地耕地造成費を与論町から6,000万円を受け取るものとするとなっております。

ここで、この第5条というのは、契約書を見ますとですね、与論町は契約期間満了後は、この土地を覆土し、耕地として利用できるよう整地の上、地権者に返還するものとなっております。

この第5条は、もちろん与論町の果たさなければならない責務を明確に明示しているわけでございます。しかしですね、土地返還に当たっての契約書には、これを破棄するということになっておりまして、地権者に、その代わりに6,000万円を移譲することが本当に町民にとってですね、どのようなメリットがあったのか、お聞きいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その契約書の内容からいきますと、最初は町が責任を持って、そういう環境とかいろんな問題を解決してお返しするということが、途中から変わって、そういうふうになったということでありまして、私も非常に勉強不足なところがありまして、つい最近、その文書を見ましてびっくりしたわけでありまして。最初の契約書から変わって、最終的なものが変わってきて、地権者が全部責任を持って対応するということが変わって、町の責任がなくなったような感があるが、果たしてそれが正当かどうかというのは別にしてですね。その効果というのは、現状を見たら大変な問題が残っているような気がしてならないわけですが。私も聞いたばかりで、よく内容は分からないわけですが、周辺の方々の意見を漏れ聞いてですね、非常に心配しているところであります。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） この答弁書の中にもですね、適切な方法で処理がなされたものと思っておりますというふうになっているんですが。

もちろんですね、この契約書の中には、地権者の方で責任を負うというふうになっているんですが、やはり町としてもですね、監督責任があると思うんですよ。その点いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに町としてですね、その監督責任はあると思います。これは住民の幸せに一番責任を持たなければならない立場でございますので、理

由はともかく、そういう点は責任があると思います。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 私がこの契約書を見たときにですね、本当にびっくりしたのは、これが町民にとっての利益ではなくてですね、地権者と行政とのメリットのためにあったというふうに私は解釈してもおかしくないと思うんですよ。あくまでも町の責任をですね、反故にするという形の契約書がつくられていたという、見方をすればそういった形になるかと思います。もちろん、この第5条の内容の中にはですね、きちっと町が責任を負うというふうに最初はなっていたわけなんです。これが返還する前になって、全部反故にされた。後はもう地権者の方でやってくださいと、お金の方でもうすべて終わりにしようじゃないかというですね、町の監督責任、これはもう自分たちは何も責任がないんだと、こういうふうなですね、解釈をしても私はおかしくないと思っております。

やはりですね、このことによって、この間の最終処分場のですね、説明会の席においてもですね、周辺の住民から、大雨が降った後にですね、井戸水が黒く濁ると、こういった苦情がもちろん町長の方もお聞きになったかと思えますけれども、こういった苦情が出されていると。また茶花の方からですね、本当に地下水は大丈夫なのかということがですね、挙げられております。やはり私はですね、地下水の保全、これは本当に町民のですね、生命と財産だと思うんです。もちろん地下水は、飲料水はもとよりですね、農産物の生産に欠かすことができないと思うんですよ。認定農業者の総会においてもですね、町長が、「やはり観光の島であることは、食と農業が最も大事だ」と、このようにおっしゃいましたけれども、その農業に一番必要なのが、やはり水なんです。だから、町がですね、責任を持って水質検査を行いですね、これを公表し、大丈夫だというですね、お墨付きを与え、もしそれが大丈夫でなければですね、対策を講じると、こういったことをしていただきたい。このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まずお答えしたいと思いますが、これは調査についてですね、させていただきたいと思っておりますが。その結果への対応については、いろいろ検討が必要だと思いますので、その結果を見てから考えたいと思います。

先ほど私は、町にも責任があると、監督責任があるとはっきり申し上げたわけですが、契約の変更についてですね、その契約自体については、私は、それはもう町の、相手も一人ですので、信頼という面ですね、責任というのはあるのかなのか、その点は分からないわけですが。現在見て、そのことが原因で周りが汚染されているということになればですね、それは町も責任があるんじゃないか

と考えているところであります。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） もちろん私たち人間はですね、完璧ではございません。しかしですね、同時にまた私たち人間は、歴史から多くのことをですね、検証し、そして学ぶことができます。このことによってですね、将来におけるリスクを最小限にとどめですね、科学技術を発達させ、そして今日の世の中というのを築いてきたんです。ですから、私は与論町におけるですね、この25年間のゴミ処理場の教訓をですね、今後生かしていかなければいけない、このように思うんですよ。ですから、今ですね、最終処分場の話がですね、出てきています。だから、そういったことにもですね、この教訓をきちっと生かして、再度ですね、認識を新たにして取り組んでいただきたいと、このように思います。いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにですね、特にこういう環境問題については、私ども人間が起こした、原因はそこにあるわけでありましてけれども。やっぱり後始末というのはまたですね、きちっとやらなければならない、これは行政の大きな責任だというふうに考えております。

ただ、私も島にずうっと住んでいまして、小さいときから生活していましてですね、環境の問題について、あの時代にいろいろと移動しているわけですね、ゴミ捨て場が。そうせざるを得なかったという環境は確かにあったと思うんです。ただそれをですね、経験の一つとしてですね、改めて公害が広がらないようにやるというのも私どもの責任でありまして、昔を考えてみますと、ああいう状況でせざるを得なかったという状況は、私どもとしても推測はできるわけでありまして。そういう点も考慮しながらですね、今後環境に悪影響がないような方法でやっていきたいと。まずは、地域の方々の理解も求めながらですね、今後やっていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 次にですね、災害対策についてであります。

ここ数年の間にですね、地震とか竜巻、そして津波、台風、豪雨による災害がですね、テレビとか新聞等で報道されております。一説によりますと、地球温暖化の影響ではないかということがいわれているわけでございます。

やはり本町においてもですね、自然災害が予想されるものの一つとして、台風が挙げられるわけでございますが、9月8日付けのですね、南海日日新聞に載っていた記事をちょっと紹介したいと思います。

これは、名古屋大学と気象研究所の台風に関するですね、今後の予測が掲載され

ていたわけなんです、それによりますと、米国に大きな被害をもたらしたハリケーン・カトリーナを上回り、地上の風速が最大 80 m に達する極めて強いスーパー台風が日本を襲う可能性があるとの予測をまとめました。これは、今世紀末のですね、世界の平均気温がですね、産業革命前と比べ 3 度上昇するとの気候変動に関する政府間パネルの温暖化予想シナリオに基づいて、2074 年度から 87 年に日本付近の台風の発生や発達がどうなるかを詳細に予測したものだということなんです。

最近ここ 2、3 年は、その台風が与論を避けて通っているようでございますけれど、確実にですね、見てみれば大型化していると。そして特徴がですね、急速に発達する傾向が強くなっているということでございます。

現在進められているですね、光ファイバーを使ったですね、台風の情報をですね、いち早く住民に発信する必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点はですね、今までもやっていますし、発生したときのコースとかですね、ある程度予測されるのは、すぐ放送するようにしております。今後も、その点は続けてまいりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 災害からですね、町民の生命と財産を守る上でもですね、またいくつかの危険箇所というのが挙げられておりますけれど、できましたらですね、早急にですね、対策を講じていただきたい。予算の関係もあるかと思っておりますけれど、講じていただきたい、このように思います。いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その対策についてはですね、おっしゃるとおり生命・財産を守るというのは、私どもの大きな責務でございますので、やってまいりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） よろしく願いしておきます。

今後にはですね、災害時には、民間団体の方の協力が必要になってくるかと思うんです。そういった中でですね、私は特に建設業の方とかですね、重機を所有しているということと、重機に精通しているということが特徴だと思います。だから、災害時に大きな役割を果たすのではないかと考えております。

そこでですね、例えば公共工事や業務委託の請負をされているですね、業者を中心にですね、例えば災害時におけるですね、緊急の要請、こういったのができるで

すね、連絡網というのをつくればいかなものかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） それはですね、建設業から申込みといいますか、協力という形で要望がありまして、非常に感謝してお受けしてですね、そのようになっております。

今後きちっとした、さらにですね、組織づくりが必要じゃないかと思いますが、検討していきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 是非進めていただきたい、このように思います。

また、最近は高齢化、核家族化に伴いですね、1 人暮らしのお年寄りの方、体の不自由なお年寄りが多くなってきていると思っております。そういった方の安全を保障するというためにもですね、自治公民館、小組合長の連携が必要になってくるかと思うんです。ですから、そういった連絡網というんですかね、連携を密にできるシステムというのをつくっていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 災害時の要援護者台帳を作成しておりまして、その中で消防団、民生委員、各公民館等々、担当者を決めておりますので、対応していけるものと思っております。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 是非ですね、地域住民の方が一番地域のことはよく分かっているかと思うんです。そのあたりをですね、情報を共有しながら進めていただきたい、このように思います。

最後にですね、宗教法人による小組合を通したですね、文書の配布あるいは寄付金集めについてでありますけれども。

これについてはですね、去年だったですかね、自公連の総会の席において、町長の方も中止させるという答弁をされたかと思うんです。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは、政教分離という問題が出る前は、行政の方からのあれがあったわけですが、それ以降はですね、神社法人という組織で個別に了解を得てお願いをしている。ところが、神社法人でお願いするときに、各小組合長さんが一番そのついでがあるもんだから、その人に行ってお願いをしてやってもらっているということであって、町からこうしてくださいということは一切ありません。

ん。これは、神社法人と、町ははっきり別であるということは、向こうにも言ってありますし、できないということも言っております。というのは、私も一時、神社法人の役員をしておりますですね、そのことは私の代、私がいたときから町とは全然別個であって、神社法人の方で改めてお願いするという形でやってきております。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 今年なんですけれど、広報と一緒にですね、ホッチキスでとじられたりして、一緒に配られると、どうしても行政の方から強制的にされているんだという解釈もあると思うんですよ。そのあたりをですね、行政の方としても、きちっと指導をしていただきたいと。そういったものがあると、町民の方も紛らわしいというんですかね、そういった解釈をしかねないと思います。やはりですね、町民からの指摘もございますので、是非ともですね、憲法第 20 条の信教の自由ということですね、きちっと行政の方も守っていただいてですね、進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点は、しっかり守ってまいりたいと思っております。ただしですね、神社法人の方で個別にお願いされたのを、それを駄目だということは言えないと思いますので、行政の方としてはですね、そういう点はしっかり守ってまいります。

○議長（町田末吉君） 1 番。

○1 番（川村武俊君） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 以上で、1 番、川村武俊君の一般質問は終わりました。御苦労辛苦了。

ここで、昼食のため休憩をいたします。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 2 時 01 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6 番、本畑敏雄君に発言を許します。

○議長（町田末吉君） 6 番。

○6 番（本畑敏雄君） こんにちは。

〔「こんにちは」と呼ぶ者あり〕

○6 番（本畑敏雄君） 21 年第 3 回定例会の一般質問の通告をいたしておりますが、

2点ほど、よろしくお願いします。

最初に、新生活の決まり等について

(1) 見栄を張る無駄な消費を止めて、生活の合理化を図るための決まりが新生活運動推進協議会から出されているが、その実態はどうなっているか。なお、決まりを守らせるために、どのような手立てを講じているか。

(2) 葬祭に際しては、町内に斎場があればいいがとの町民の声もあるが、斎場となる施設を造る考えはないか。

2番目の(1) 公民館教室をはじめ、各種の研修や結婚式等の諸会合で利用の多い中央公民館の老朽化が目立つが、改築又は改装する考えはないか。

この2点をよろしくお願いいたします。

○議長(町田末吉君) 町長。

○町長(南 政吾君) ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、1の(1)についてお答えいたします。

国においては、昭和30年から全国的に進めた「新生活運動」で生活様式の簡素化が図られ、本町でも昭和56年に「与論町新生活運動推進協議会」を発足させ、生活改善をはじめとする新生活運動に取り組んでおります。その新生活運動の展開として「新生活のしおり」を全戸に配布し、啓蒙活動を行っております。自治公民館連絡協議会の毎月の定例会においても、各館長さん方が「新生活のきまり」を率先垂範して実践していただくよう呼び掛けているところであります。

こうした運動の結果、公民館での結婚披露宴の「千円会費制」、葬儀における千円香典、香典返しの自粛及び礼状廃止など、着実な成果をみていることは御承知のとおりであります。

今後、「新生活運動推進協議会」がより機動力を発揮するためにも、組織の簡略化等会則の一部改正を行うとともに、「きまり」の検証等を図りながら町民全体が守れるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、1の(2)についてお答えします。

斎場は、お通夜や葬儀及び告別式を行う施設ということになりますが、これらの葬送儀礼を執り行う町施設としての斎場を建設することにつきましては、現時点では、いくつかの課題があるものと考えます。

例えば、これまで昔から営まれてきた自宅葬の慣習及び伝統文化を変えていくことにつながることで、また現火葬場の「昇龍苑」の敷地内あるいは他の場所を選定するにしても、いずれの場合も、隣接地元民の心情に対する配慮の問題など、町民のコンセンサスは優先すべき前提条件であります。

また、オープン後の運営方法や一定以上の利用頻度の確保、すなわち建設費用と

維持管理・運営に係る費用対効果についても十分な調査・検討が求められるところです。

御提案の斎場の建設につきましては、町民ニーズの的確な把握はもとより、民間への委託あるいは民間主導の手法も含めて、様々な角度からの精査が必要であると考えております。

今後とも、中長期的に取り組むべき行政課題の一つとして、検討させていただきたいと思います。

次に２の（１）について、お答え申し上げます。

昭和４４年に与論町農村振興センターの旧館部（現在の調理室・美術室・地域女性団体室・１階トイレ・２階中ホール及び太鼓室など）と、その後昭和５５年に地区公民館として（２階大ホール・２階和室と１階パソコン室及び各研修室など）が完成し、中央公民館として利用されてきたことは、御承知のとおりであります。

中央公民館は、現在、結婚披露宴や公民館教室ほか各種団体の研修会場として町民及び研修旅行生等に広く利用されております。利用者の安全面を第一に考慮しつつ提供しておりますが、今後は、町財政等との調整を図るとともに、御指摘の点を考慮しながら必要に応じて改築・改装の検討を進め、町民が更に利用しやすい施設にしていきたいと思います。

○議長（町田末吉君） ６番。

○６番（本畑敏雄君） 大変町民の心情が伴う決まりでございまして、ひと言でこういう決まりだからといって守れるわけではないんですけど、なぜ守れないのかということのを反省しながら、ここで改めてお伺いしたい。平成１８年２月改正のこの決まりが全戸に配布されているので、議員の家にもあると思います。この中でですね、特に私が言いたいのは、最近３日、２０日、３０日、１００日の年忌等は親族だけで行うというところがですね、なかなか守れない。特に今私が問題にしたいのは、１０日祭が一番問題になっているということです。与論町新生活運動推進協議会から各家庭に、この新生活の決まりが配られていますが、実際には難しく、町民全体が実践するに至っていないと思われる。そこで、各自で項目ごとに確認し守ることと、行政からの声掛け、放送など、各種の手立てを講じた啓蒙が必要と思われる。これをひとつお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件につきましてはですね、非常に問題になってきたわけがあります。今度のその新生活のしおりには１０日祭の件が載っていないかと思いますが、それはなぜかといいますと、最初は載っていたんです。載っていて、１０日祭もやらないと、一族、身内だけでということですうっと載っていたんですが、そ

れがもう全く守れないということで、一つが守れないということは、全部また元に戻るという可能性があるんじゃないかという大議論が起こりましてですね、ちょうど私が町長になってから3年目だったかと思いますが。大議論になりまして、それでどうしたらいいかということで、じゃあ10日祭だけはもう自由意思に任せようと。そのほかのところで守れるものをきちっとやるべきじゃないかと新生活推進連絡協議会の会合の中で、じゃあそうしましょうとなって、それ以来、大体7年ぐらいになると思うんですが、10日祭がないのがですね。というのはですね、こういう意見が出てきたわけです。非常にお世話になっているので、1回はどうしても、悔やみは別として祭りに行かなければ気が済まないという意見がものすごく出たんです。そうすると、10日祭、3日祭、20日祭と、ずうっとあったときに、50日祭まであったときにですね、まちまちでは問題があるんじゃないかと。1回はどうしても自由にできる祭りをひとつやるべきじゃないかという意見が出てきましてですね、それでは10日祭はどうしてもやらんといかんから、じゃあ10日祭だけ、その制約から抜こうじゃないかということで抜いたわけです。ですから、その祭主の考え方に従って、10日祭だけはやるということで、御承知のとおりですね、葬儀の中で10日祭は、皆さんの御協力を御願いしますというところもありますし、一切やらないというところもありますし、また何も言わないところもある。そういう状況にあります。というのは、もうなかなか守れないと。全部がもう3日祭も10日祭も、30日祭も50日祭も守れないということから、そういう苦肉の策として出てきているのが現状であります。以上です。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（本畑敏雄君） ここに答弁で、組織の簡略化と会則の一部改正とお答えになっていますけれど、この組織は大体どういうものなのか。何人で、どういう形で、何年間同じ人がやっているのか。また、その組織の方々はその後替わったのか。同じ人がずうっと今まで、ここまで引っ張ってきたから、こういうことになったんじゃないかなということを、私は思うんですけれど、どうでしょうか、町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） これで困っていることが一つございましてですね、会の組織については、担当の方から説明しますけれど。この会合になかなか集まってもらえなくてですね、もう非常に苦労しているんですよ。ですから、この会の簡素化もですけども、どうしたらみんな集まって検討できるかという問題も一つあります。それが一番今までで、非常にそれに苦労して、電話をしたりしてやっているんですが、現状としてはですね、今までのとおりでいいんじゃないかと、来られない方がたくさんいるが。

組織の内容は、担当の方からひとつお願いします。

- 議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明いたします。

現在の組織ですけれども、48人に上っております。中身がですね、全地域女性団体長、それから全集落の老人クラブ会長、それから派出所長など、いろんな組織を網羅した48人になっておりまして、非常に機動力を発揮するためには大き過ぎる、重たいということですね、今度会則の一部改正を見直し、案としましては、町長、教育長、議会議長、社会教育委員長、地女連の代表、それから各自治公民館長、子ども育成連絡協議会長、それから連合青年団長、教育委員会事務局長、中央公民館長の18人にして、機動力を発揮できるよう、いつでもすぐに会がもてるような感じの組織の簡素化・簡略化を図ってまいりたいと考えております。

- 議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午後2時16分

再開 午後2時17分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番。

- 6番（本畑敏雄君） いろいろと守れないことは、私も実際に、自分の両親を亡くして、いろいろな形で人間はそれぞれに心情があって、誰が言ってもこれは譲れないというのが確かにあります。だけど、高齢者になり、この新生活の決まりは、何のためにをつくったのか。今まで会長はですね、町長になってるんですよ、これは会長は、教育長が会長をしてですね、人事にものを言うんじゃないけれど、私の考えとしてはですね、町長は行政に専念してから、こういう方面は教育長に、今度は新しい考えでされるんだったら、そういう形でもっていったほしいと思います。

それからですね、今町長が言われた10日祭は、決まりから外したということで、3日祭、20日祭、30日祭、100日祭、年忌等は親族だけで行うとあり、10日祭は除かれているが、この前、地区連の会長さんに話をお聞きしたら、平成20年の3月に行った新生活運動のアンケート等は皆さん御存知でしょうけれど、集計結果から10日祭も親族だけでよいとの意見が大多数である。これは10日祭をどう執り行うかで私たちが長年悩んできた課題解決にもなると思われる。これも本当に難しいことで、心情的にもいろいろありますが、見解を伺いたい。

- 議長（町田末吉君） 町長。
- 町長（南 政吾君） 新生活運動のことについてはですね、10日祭以外は、きちん

と守られているんですよ。すごい改革だと思っております。

そういう点では、すごい効果があるのは絶対間違いないわけで、ただ10日祭についてはですね、今までやってきたが、実際問題その女性団体の調査というのを私は聞いていなくて分からないんですけれど。そういう方がいらっしまったとしてもですね、実際はやる当事者になるとですね、できないとおっしゃるわけですよ。最初ですね、私が町長になる前に1度みんなの前で、その問題について非常に討論した方がいらっしまったんですが、奥さんが亡くなったときに、みんなの前でですね、ああ言っただけで、自分の身になってみれば、そのとおりしかできませんということと言われたことがあるんです。ですから、10日祭が入っていないからといって、絶対やれということじゃないんですよ。そういう意見があればやらなくていいわけです。祭りは全部自分で、家でやりましょうというのが基本ですから。それは町からですね、みんなで周りからやめなさいと言えということじゃなくて、少なくとも改善するために、これだけはやって、これだけは少し反対する人もいるし、やり過ぎだと思う人もいるから、これだけは自由にしましょうというのが、その10日祭であってですね、決してやれということはひと言も書いてないわけです。やらなくて結構なんですよ。だから、祭主の考え方で、その一つの祭りだけですね、やりましょうということで、お任せしましょうということで、今まで来ているわけです。それをどうしてもということになれば、またもう1回調査をしてやるということになるわけですから。おそらく私個人の考え方になると思いますが、無理だと思います。それが一つ壊れると、全部壊れていって、あとはですね、10日祭に行っていないのか、50日祭に行っていないのか分からんという問題が出てきているんです。それも含めて、やっぱりじゃあ10日祭だけはやって、ほかはもう一切やらないようにしましょうということで、いわゆる妥協的な案でやってきているのが今の現状です。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（本畑敏雄君） 町長、気持ちは分かりますよ。大変分かります。ここですね、アンケート結果がちょっと出てますからね、町長知らなかったら、この配布数はですね、571部配って、回収率がですね、64パーセントとなっています。ここに10日祭のこととしては賛成意見がですね、非常にこれも割と10日祭は賛成が74パーセントあるんですよ。10日祭を町長が言われるように、10日祭だけが非常に問題になって、ここに出されてきたのは、賛成の10日祭も親族だけだというのや、とても賛成ですというのもあって、是非そうしてほしいとか、それが本当の祭りですとか、こういう形の言い方です。葬式だけで打ち切りもよいと思う、その方が身内は助かるとか、こういう気持ちの人もある。反対の人はまた、結

局今までのとおりがよい、喪主の希望に従う、各家庭それぞれでいいと思う、ここに一番問題があるのだが、人数がはっきりしないのでお膳立てが大変困る、人数が分からなくてこれはない方がよいと思う、だから守れないと書いてあります。町長の気持ちと同じです。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件についてはですね、そういうデータが出ていましたら、今度のあれで、年々ですね、検討してやっていますので、変えるべきところは変えてやっていますので、もう一度また検討させていただきたいと思います。

○6番（本畑敏雄君） これは、所管は野田さんのところですか。

○町長（南 政吾君） そうです。

○6番（本畑敏雄君） 分かりました。じゃあ、あの人に向かって言ってみよう。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（本畑敏雄君） 与論町新生活運動推進協議会が、昭和56年に発足していますよね、課長。28年経過して今守れない。心情的なことがあるので、課長、ちょっと気持ちを聞かせてもらえますか。28年間何で守れなかったのかということ。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 答弁書にもしたためてあるように、多大な成果を収めているというふうに、大変すばらしい運動ではないかというふうに感謝し、また自負をしているところでありますけれども。10日祭に関しましては、今町長と本畑議員のお話を伺いまして、妥協なり、またいい方向なり、今後の協議会の大きなテーマになるうかというふうに思っております。

今後とも御指導をよろしくお願いします。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（本畑敏雄君） 2番目の斎場の問題なんですけどね、町長。私は、何で斎場の施設がほしいかという、いろいろこういう新生活運動にですね、これがあればですね、なんとかなるんじゃないかと。絶対それはもう町民の方々もこれは金がないからつくれないというのは分かるんだけど、前向きにですね、答弁の中長期的といたら長い話のようで、これをですね、先ほど喜村議員がおっしゃったように、この2か年でですね、足固めをしてね、もう一踏ん張り頑張りたい。ちょっとひと言お願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 葬祭についてはですね、なかなかこれは非常に問題がありまして、与論町の場合ですね、ほかの地域と非常に違うのが、喪服を着た人たちが周辺に集まるというのは大変抵抗があるんです。これはもう、ほかのところがそうだが

らといってですね、同じようには考えられない想像もつかんような反発があるわけなんです。それが一つとですね。

行政がこれをやるというところは、ほとんどないんです。個人でやっているわけで、実は、個人で島で検討している方がいらっしゃいます。そういう方ですね、手助けはしてやりたいということで申し上げてあるわけですが、その模索していらっしゃる方、民間にですね、お願いをしてある程度の助成をしてやるという方向しか考えられません。私どもが今、県からもですね、第三セクターとかそういうやり方はもう一切止めてくれと、一番問題の種に全部なっているという指導もありましてですね、そういう点はNPOとか、あるいは個人でやるという方々に援助をしてやっていただくという形の推進の仕方で行っていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（本畑敏雄君） その言葉は有り難いですね。是非楽しみにしておりますので、斎場についてはこの辺で結構でございます。

さっきの町長答弁にもありますように、運動の結果、着実な成果を見ていることも多々ありますよ、成果をね。だから、新生活運動推進協議会が衰退することがないよう、決まりの検証等を行い、機動力を発揮されて取り組んでくださることをお願いしたいんだけど、ひと言お願いします、課長。教育長でもいいし。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 先ほどからありましたが、なかなか一本調子ではいきませんでしたけれど、いろんな方々の祭りの会合をですね、出てきましたようないろんな御意見を吸い上げまして、みんなの合意のもとにきちとした方向づけをして、推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（本畑敏雄君） 新生活運動推進協議会の方々に頑張っていただき、結局人数も大分話しやすい人数になるわけですから、もしそこまで乗ってもらえるんだったら、亡くなられた人の喪主の方、家族の方に御相談をいただいてですね、受付を置くとかね、厳重にじゃないけれど、お互いにムヌガッタイ話合いをして、何とかやっていけば、やっていただければ、次々と改善していける道もありますので、ひとつ諦めずに町長も教育長も課長もお互い、将来的にですね、見栄を張ったらですね、もったいないから。お互いに町民全体で新生活のきまりを守って、故人の弔いができることを願いつつ、私の新生活運動についての質問を終わります。ありがとうございます。

次にですね、今度は、中央公民館の施設の件についてお願いします。

与論町誌を見たんですけど、中央公民館は昭和44年3月に与論町振興センター

として落成されています。そこで、４４年の８月ごろにですね、公民館の結婚式が開始されて、このときは町田議長がこの担当者だったと思います。私も、４６年にお世話になって、ここで結婚させてもらって、ありがとうございました。だから私の大変重要な愛する場所なんです。その後、５０年１月には結婚したカップルが１００組を達成したとのこと。５８年４月には２００組となり、現在はもう何百組か分かりませんが。このように建物ができてからもう非常に長いんですよ。私が気づいた箇所としては、具体的に言いますと、お客さんが来たらちょっと恥ずかしいなあという場所がですね、第２研修室と第３研修室の壁。クロスがですね、はがれています。第４研修室はちょっと床がですね、下回りがちょっとクッションしています。パソコン室はまあまあよくてですね、第１研修室もまあまあ、まだ我慢できるかなというところです。また、２階の東側に行く廊下に机とかを修理して置かれているところのクロスもきれいにした方がいいなあと思います。和室も見させてもらったら、何十年ぶりかで畳が新調されてあってですね、聞いたら５月にしてもらったと。６月には東側の階段も錆びていましたけれど、そこも修理をされてですね。県外・県本土や大島郡内の各地区から来訪者があるなど、今後いろんな会があった場合、その会場となる施設はやっぱりきれいな方がいいですよ、感じが。そこで、現在まずい面もあるので、少しずつ分割してですね、今年は研修室のクロスを貼り替えるとか。財政が厳しいのは私も分かりますので、すぐにせえというわけじゃなくて、将来的には２階に上がる階段を何とかですね、何で私がこう言うかということ、これから高齢者が多くなりますよね、特に。とりあえず、あの階段をですね、もうちょっと高齢者がですね、利用しやすいような形にもっていけないかなと思いますが、ひとつ町長お願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりですね、中央公民館は施設の中で一番利用されている施設のの一つですね、特に、島外来訪者を迎えての結婚式も大分増えております。そういう点でも、中央公民館の内装の改装はしなくちゃいかんと前から思っていたんですが、ついつい何と申しますか、その場を去るとですね、なかなか思いついてやるということができなくて、大変今恐縮しているわけですが、今後、財政と相談しながらですね、逐次やっていきたいと思っています。

階段についてはですね、あれをどういうふうに変えるかとかも含めて、費用的には、あの施設の中ではトイレが一番で、２番目に階段が一番掛かるわけなんです。そういう金銭的な面もありますので、今後どうした方がいいか検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） ６番。

- 6 番（本畑敏雄君） ありがとうございます。

その階段はちょっとこっちの方に置いといて、クロス貼りの方をですね、是非その室内のクロス貼りを町長が言われたように、一番町民が利用する場所なので、これからまたおめでたいことも多々あるわけだから、そんなにお金は要らんと思います。だから、一遍にさあっとやろうとするから金がないんであって、内容をよく計画されてですね、早めに検討されてください。お願いします。

町長も残すところ後 2 か年ですね。町長は何をしたかじゃなくて、これからも町民が一番要望していることを、しっかりと頑張っていたきたい。先ほどの斎場にしても、近隣の方々の心情もありますので、先ほど言われた民間の方に言っていたいて、町で支援されるとともに、是非公民館のちょっとした改装を、クロス貼り当たりをですね、是非やっていただいて、我が町の財産として整備されるよう、ひとつ頑張っていたきたいと思います。6 番は、以上で終わりです。ありがとうございました。

- 議長（町田末吉君） 以上で、6 番、本畑敏雄君の一般質問を終わりました。御苦労さんでした。

次は、5 番、喜山康三君に発言を許します。5 番。

- 5 番（喜山康三君） こんにちは。

〔「こんにちは」と呼ぶ者あり〕

- 5 番（喜山康三君） 平成 21 年第 3 回一般質問を行います。

1 3 小学校校舎建て替え計画及び与論高校分教室開設について

（1）3 小学校の耐震調査・建て替え計画について

（2）与論高校分教室開設について

2 シーラ海岸護岸堤建設及び一般廃棄物処分場建設地について

（1）シーラ海岸護岸建設により、浜のほとんどが埋め立てられる設計になっています。周辺地域の方々に計画の実態の説明はなされているか。

（2）一般廃棄物最終処分場建設地は、当初計画どおりの場所か。

3 畜産農家への施策について

（1）現状の畜産農家への支援、補助制度の現状はどうなっているか。畜産業振興に向け新たな施設に取り組んでいるか。

以上について、質問席より伺いたと思います。

- 議長（町田末吉君） 町長。

- 町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、1 の（1）についてお答えいたします。

与論小学校につきましては、議会の御理解・御協力をいただき、平成 19 年度・

平成20年度事業で校舎の増改築を終えておりますので、茶花小学校及び那間小学校についてお答えします。

耐震診断は、優先度調査、第1次診断及び第2次診断の3種類がありますが、両小学校とも、優先度調査については実施しております。優先度調査は、第2次診断等の実施順位付けのために行う調査で、建築年、階数、コンクリート強度などから建物の危険度を簡易に判断する調査であります。評価は、耐震性の低いランク から耐震性の高いランク の5段階でなされていますが、茶花小学校、那間小学校とも、それぞれ4棟中3棟がランク 、1棟がランク となっております。

両校校舎の2次診断及び建て替え計画につきましては、財政との調整を図るとともに優先度調査の結果を踏まえながら、平成24年度に診断を実施し、診断結果に基づき平成25年度以降に順次建て替えを行っていく考えでございます。

1の(2)については、教育長よりお答えいたします。

次に、2の(1)についてお答えいたします。

護岸堤建設につきましては、海岸防災林造成事業の防災林帯を守るための防潮堤計画であり、本年の1月28日に地元説明会を行い、景観に配慮した工法の自然石被覆による傾斜型防潮堤とすることで地元住民との合意形成が図られ、今日に至っています。この傾斜型防潮堤は、海岸へのアクセスに優れ、施工性もよく、反射波を低減し、前面海浜の浸食を防止できる機能性もあり、併せてこの地域で最も重視すべき景観配慮という観点からは、自然石のため違和感がないことや、のり面に植物寄生が期待されるなど、評価の高い工法であります。

地元説明会につきましては、9月8日にも開催し、経過報告と環境調査等について説明を行い、地元参加者の全会一致で工法についても再確認をいただき、一日も早い工事着工を望まれているとのことであります。

次に、2の(2)についてお答え申し上げます。

建設予定候補地として3か所を選定し準備を進めているところであり、予定地区の住民と懇談会を持ち、ゴミの現状及び処分場について説明し、御意見を伺いました。

現在のところ、場所については決定しておりませんが、しかるべき会などを持ち、その中で建設場所を選定してまいりたいと考えております。

最後に、3の(1)についてお答え申し上げます。

畜産農家への支援、補助につきましては、これまで各種資金の利子補給補助や家畜導入事業により導入資金の貸付けなどを行ってきております。補助事業といたしましては、畜産担い手育成総合整備事業の導入があり、飼料畑の開発により自給飼料基盤の充実を図り、併せて畜舎、堆肥舎、農機具等の整備を事業対象とするもの

で、国費、県費合わせて9割を超える高率補助となっております。現在、この事業で平成21年度から畜産農家1戸、平成22年度から畜産農家1戸が事業実施を予定しております。

本町単独の支援としましては、飼料価格高騰対策として飼料作物の種子に対して助成をする飼料作物種子購入補助金を、今回の補正予算に計上したところであります。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、1の（2）についてお答えいたします。

本県で初めて、離島の県立高校で特別支援教育が実現される見通しをつけていただきましたが、ここに至るまでに、町議会議員の皆様や県議会議員の皆様方の深い御理解と多大の御支援・御協力をいただきましたことを、まずもって深くお礼申し上げます。ありがとうございました。

内容の説明をさせていただく前に、御質問の用語の訂正をお願いいたします。「大島養護学校の分教室」でなく、「大島養護学校の訪問教育を、県立与論高校の教室を借りて実施する」ということになっております。少々回りくどいですが、本県教育委員会で本町の切なる願いを御理解いただき、国の法令や県の財政との関係、本町で推進してきている中高一貫教育等々、現在ある制度の中で総合的に判断され、2人の生徒を対象にした訪問教育という形で、本年度中に準備を整えて来年度から実施ということになっております。

具体的内容としましては、大島養護学校の職員が1人と本町雇用の支援員が1人の2人体制で、与論高校の1室で午前中に「生活」や「教科」の指導をしていただくことになっております。午後は、支援員が付き添い秀和苑での昼食を済ませた後、他の利用者と一緒に塩づくりや計量・袋詰め・ラベル貼り・インゲンやオクラ等の栽培・収穫・袋詰め等の就労体験学習、折り紙・粘土細工・縫い物・身辺処理等の生活体験学習等が行われる予定です。

教室は、学校側の御配慮により、1階の職員室のすぐ東側・中央玄関の西側でクーラー付き、トイレは県の御配慮で、シャワー付きで教室からも出入りができる、身体障害者用トイレの予定と聞いております。

学校行事への参加は、学校種が違い管理者が違うので、難しい面も多いと思われますけれども、与論高校と大島養護学校、そして県や町の教育委員会で調整を図り、できるだけ一緒に活動できることはさせていきたいと考えております。

朝の登校は保護者が送り、午前の終わりに秀和苑の車で迎えてもらって、4時から5時ごろの帰りは保護者が迎えることになるようです。

本町の県立高校を活用した特別支援教育の草分けということで、県教育委員会も

県民も、本町のこの特別支援教育を大変重視し注目していますので、本町で昨年立ち上げました特別支援教育連携協議会を中心に、各機関・団体とも連携を密にして、離島における特別支援教育体制のモデルを築き、本町特別支援教育の充実を図っていく所存であります。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 質問の前にですね、答弁書は簡潔にお願いしますということで、再三にわたってお願いしているんですけど、教育長の答弁は長いんですよ。次からもう少し手短にですね、簡潔にお願いします。

質問に入りますけれど、町長にちょっとお尋ねしたいんですけど、与論には3つの小学校がありますけれど、その3つの小学校のですね、役割について、どのような役割があるかということについてですね、町長の考え方をちょっと伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 3つの学校の役割、それは申し上げるまでもなく、教育をするための場であり、今議員が御質問なさろうとする意味は、なぜ3つあるのかということかと思いますが、その3つある必要性を問うていると思いますので、それを申し上げたいと思います。

学校の必要性というのは、もう言うまでもなく、それは分かり切ったことでありますので、なぜこの与論に3つあるかということについてですね、申し上げたいと思いますが。私ども先輩方が努力した時代、たくさん子どもたちがいて、3小でも少ないくらいの学校であったわけですが、現在は残念なことに1校を除いて100人以下と、90人台の2校であります。そういう点では、私どもとしても非常に憂慮しているところがあるわけでありますけれども。

まず、私どものこの島でですね、学校が3つあるということは、3つの学校が切磋琢磨できるという一つの大きな利点があるかと思います。

それともう一つは、各校区もですね、瀬戸内町の加計呂麻を見ても。

○5 番（喜山康三君） ちょっと簡潔にお願いします。

○町長（南 政吾君） そのとおりですね、学校が、その地域の活性化に一番大きな中心になっているということでは、もう力の限りこの3小は守っていききたいという考え方をしております。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 3小学校の必要性が是非ともあると。私もそれはもっともで同感でございます。

もちろん学校教育ばかりでなく、午前中、川村議員からも、いわゆる災害におけ

る避難場所としてもですね、各学校が指定場所になっておることなど、また、あるいは地域のコミュニケーションとか、そういうものにも中核をなすということで、非常に学校の、特に小学校の地域における役目というものは大きなものがあると思います。

それですね、私が一番懸念しているのは、昨年、文教経済の方で那間小学校の校舎が非常に危険だということで保護者からの指摘が再三ありまして、所管事務調査で調査してあります。また実際、非常に危険な建物であるということですね、これは、いつ建て替えをしていただけるのか。そのことについて議会でもお聞きして、前回6月の議会においてもですね、川村議員の方から那間小学校の建て替えについて聞かれておりますが、このときにどのような答弁をされているか覚えていらっしゃいますか、教育長。

- 議長（町田末吉君） 教育長。
- 教育長（田中國重君） 与論小学校のあの2か年にわたる…。
- 5番（喜山康三君） 那間小学校だけでいいです、簡単に。
- 教育長（田中國重君） その財源を見合わせて、これから耐震調査を、ここにありますように、耐震調査等を含めて順位を決定し実施いたしますと答えてあると思います。
- 議長（町田末吉君） 5番。
- 5番（喜山康三君） それだけじゃないんですよ、今回、答弁書にいただいたのは、平成20年度事業で校舎の増改築を終えております。そして25年度ですか、診断結果に基づき平成25年度以降に順次建て替えを図っていく考えでございますということで、今答弁されておりますよね、町長の方から。これが6月にはですね、平成30年度以降に建て替えするということで教育長は答弁されているんですよ。それからですね、これは会議録でちゃんと確認していますので。

それから、第4次総合振興計画の中においてですね、1期と2期と3期の実施計画があるんですが、これのですね、校舎計画においてですね、なくなったり、当初は出てきてですよ、那間小学校のことが2期の方では、3期の方には出てないんです、実施計画の方に。私の調べた範囲内にはですね。だから、恐らくそれに基づいて、教育長も平成30年度以降が那間小学校の計画予定ということで述べられていると思うんです。今回は25年度。

要するに、那間小学校を本当に改築するとか、そういう計画があるのか、考えがあるのか。そもそも全くそれは計画にも載せてないんじゃないかと。その那間小学校の建て替えについては、ここでこういう形で答弁されていますけれど、実質的に教育委員会の中とか、どこで、この那間小学校の建て替えについて討議されたの

か。それについて、答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明いたします。

まず、30年度という答弁とですね、また25年度ということの御説明をいたしますが、2次診断を実施しますと、その結果によっては3年以内、どうしても財政等また事情があった場合でも、5年以内には校舎の改築を図るというそういう規則がありまして、そうした場合はですね、24年度に2次診断を実施して、その結果によって最大5年ということでの30年、ということでの御説明でございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、そういうことを聞いているんじゃないの。いいですか。

6月には、平成30年度以降建設する予定、順次建設すると言って答弁して、今回また平成25年度以降と言っている。そしてですね、教育委員会の会議録を平成17年度から全部チェックしたんですよ、この中で那間小学校の建て替えのことについては一切ないんですよ、私の見ている範囲では。だから私が言っているのはですね、思いつきで言っているのか、きちっとした中で内部でコンセンサスを得て、その那間小学校の危険度についてどれだけ調査をされてね、やっているか。でたまたまな答弁をせんでくださいよ。これで那間校区の保護者の方々にですね、何と言って私は返事をすればいいんですか。きょうの答弁を聞いたら、ますますこんがらがってきましたよ。5年間もブレがあるんですよ。これは答弁の体をなしていないんですよ、これ。私はそれを言ってるんですよ。どうですか、町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 30年というのが、ちょっと私の記憶にないので、よく分からないんですけども。学校の改築については、再三申し上げているとおり、与論小学校をやってから、町営住宅の問題がありまして、住宅と交替でやろうということで、基本をある程度1、2年延びる可能性はあるけれども、住宅と交替でやるという計画で今まで来ているわけです。そういうことを考えたときに、25年度から設計に入れるんじゃないかという考え方をしているわけです。今度のですね、つい先日、宇和寺住宅が完成しましたので、次は、ある程度1年、2年ぐらい置いて、そして財を蓄えてから取り掛かりたい。その間は大きな事業はしないという考え方をしております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先般ですね、県の教育委員会の方から、那間小学校の方についての調査の担当官が2人、係官がいらしているという話を伺ったんですよ。それと後また課長もこっちにお見えになっているという話も伺っていますが、その課長さ

んとか、御担当の方はどういうことをおっしゃったか、教育長。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 具体的な外観しか見ておられないわけですが、一応確かに、このいろんなひび割れ等があるけれど、少なくとも外観上は大丈夫なようですねということを課長さんは言っておられました。

それから、先ほどの25年以降ということと、それから30年度までにということとで幅があるわけですね。そこは一応御理解をください。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 教育長、県からいらした方がですね、どういうことを述べられたかということはですね、いろんな方から私が伝え聞いたことによるとですね、この建物は既にもう50年以上も経過している。本当に状態も悪いんじゃないかと、いっそ建て替えをしたらいいんじゃないかという話もあったと私は聞いているんですよ。

それでまた、町長、私が一番言いたいのはですね、私が素人の目から見ても、那間小学校の校舎の状況というのはですね、やっぱり中途半端な状況じゃないんじゃないかと。もう最優先にしてですね、校舎の建て替え、少なくとも校舎、子どもたちのいる校舎の部分だけでもですね、最優先的に建て替えをですね、実施すべきじゃないか。私はそれを要望しますけれど、町長、それについては、そのために調査なり何かをする予定とかですね、していただけませんか。それについては、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） もう再三申し上げているとおり、子どもたちが安全に安心して勉強ができる環境づくり、これは私どもに一番大きな責任があるわけで、それは重々分かっているわけでありまして。今回ですね、先ほど申し上げましたとおり、やっと住宅に一区切りが付いて、あと1棟か2棟ということにはなっているわけですが、順次、次是那間小学校を検討していきたいというふうに考えております。しかし、その22年度というのがですね、1年間の猶予をある程度もって、財政的な蓄えといえますか、それをしないと、なかなか金額が張るわけでありまして、またこの耐力調査を見てもですね、というのがですね、どの校舎かというのは、ちょっと確認していないんですけれども、というのは、もうできるだけ早くやれということだというふうに聞いておりますので、これが恐らく職員室じゃないかと思っているわけでありまして。それと、議会の方々が検査されたときに、すぐその2、3日後に私も行ってやったんですが、教室の方は柱の方ですね、壁の方は弱くなっている感じがしたんですが、柱の方はがっちりした形で、私

も最初は柱と思ったのがそうじゃなくて、調べてみたら、柱の方はがっちりしていたという面もありましてですね、この調査の結果も耐力度が ということでありまして、まあまあ少しは待てるというふうに感じておりまして、後1、2年はどうしても財政的な意味からしてもですね、何とか我慢していただいて、次はやりたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長は、建物は柱がしっかりしているから、壁が弱っているがということをおっしゃっていますけれど、壁と柱というのは一体化したものです、下駄履きみたいな建物ですから、壁の持つ対応力とか強度とかの要求はですね、なおさらに求められる建物の形になっていると私は解釈しています。

そういう意味からも、できるだけ何か物事が起きないうちにですね、子どもたちの命を守るために、是非最優先的に付けていただきますようお願いします。

それから、先ほど言いましたですね、こういう校舎の建て替えとか、学校行政についてですね、私たち議会の方にも、きちっとした方向性とか指針というのが、なかなか見えてこないんです。例えば、この間、鹿児島県教育委員会教育長殿ですね、平成21年8月8日の日付になっていますが、「与論中と与論高校、鹿児島県立併設型中高一環教育校に御要望」とあるんですけど。これは、教育長が独断でしたことなのか、教育委員会でやったことなのかですね、ここは私たちにも分かりません。これは答弁は結構です。要するに、御承知かと思えますけれど、新聞の中にもですね、1島1高は、県の方針としてちゃんと守っていくんだと、そういう方針を示しているにも関わらずですね、今年の8月8日の日付ですよ、鹿児島県教育長に対して県立併設型中高一貫教育校で、中学校と高校を併設した学校にしてくださいという要望をですね、教育委員会で出しているんですよ。こんなのデタラメじゃありませんか。到底私には理解できないんですよ、こういう意味が。この教育行政の在り方についてはもう少し議会の方とも、執行部の方とも、どれだけコンセンサスを得られているか分からないんですけど、この辺もきちっとした形で進めるよう、教育長に要望しておきます。

続いて、2番の大島養護学校の分教室のことについてですが、ここに至るまでには議会の皆様方が、いろいろ全員で非常に麓議員を中心にして動いてですね、ここまで来れたのは、本当に素晴らしい、本当に感謝しております。

しかし、私が一つ残念に思うのは、お手元にお配りしている、いわゆるノーマライゼーションと特別支援教育なんです。あくまでも与論高校のひさしを借りて、教育長は、ノーマライゼーションということは御存知だと思いますが、じゃあここで簡単に読みましょう。

「障害があっても、障害のない子どもと同等に教育を受けることができるよう適切な環境状況を整えることが、ノーマライゼーションの理念です。そのためには、障害のことを理解し、その障害があるための特別なニーズに可能な限りこたえることを普通に行うことなのです」ということですね、ノーマライゼーションの理念についていわれていますが。

今まで言われたように、お年寄りや老人ホームへ行けと、障害者は障害施設へ行けと、一般社会から排除した、いわゆる排除の論理でやってきたのがこれまでのやり方ですが、これを障害者の方も、老人もお年寄りも、すべて一つの社会の中で共存・共栄・共助の形で社会を構築していこうという考え方で、こういうのが出てきていると思います。もちろん教育の中でも同じです。

私が思ったのは、与論高校のひさしを借りて養護学校をつくることではなくて、この子どもたちも、入学も卒業も、与論高校の卒業式で卒業証書をもって卒業できるような、そういう学校教育の在り方を私は望んでいたわけですが、ひとつの第一歩としてこういう形になったことに対しては有り難く思っています。

これをするに当たり、現場の高校の先生方もですね、どのような形で接すればいいとかですね、非常に悩んでいることが多いと聞いております。

したがって、教育長、高校の現場の先生方ともですね、この辺について、もっとコミュニケーションとかコンセンサスを図って、この子どもたちが入ってきたときに、温かく迎えられるような環境をつくっていただくようですね、要望しておきます。一言お願いします。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） おっしゃるとおりですね、今もう大変、高校の先生方の御配慮によって、いい場所、いい施設ができる予定で着々と進めております。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 2 番に移ります。

シーラ海岸の護岸堤の建設についてですが、その前にもう1回、町長にひと言お聞きしたいんですけど、浜の海浜の役割とかについてですね、浜の価値について、町長がどういう価値を持っていられるか、それをひと言お聞かせください。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私としてはですね、浜というと、印象は、もう白い砂浜があるというのが第一印象で、やっぱりその自然というのを代表するのが、普通は山に住んでいる人は山の樹木だと思いますが、私にとっては白い砂浜という感を受けております。

したがいまして、私もこういう立場になってからですね、できるだけ砂浜が戻ってくるような方向で協力をお願いしたいということで、町民の方にもお願いをしてやってきているところです。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 海浜は、もちろん与論にとっては観光における一番重要なものではないかと思っています。また、それとともに海浜の持ついわゆる消波機能、防災機能、それもまた、それ以上に島の産業や財産を守る一つの砦としての大きな役割があるのも、私は浜辺の働きではないかと思います。

私が今回、シーラ海岸の護岸堤建設について異議を申し上げているのは、事業そのものに反対しているということは、当初述べているとおりでございます。しかし、保安林帯をつくるのが、なぜ即浜の埋め立てにつながるのか。浜というのは、容易にそういう埋め立てをしたり、手をつけたりすべきなのか。それを保全する方法をもっと考えながら、今の保安林帯の構築の方も考えてしかるべきじゃないかと。

一つの提案ではありますが、今の道路部分を全部植栽帯にしてもいいんじゃないか。そして、裏側に別にバイパスの道路を建設してもいいんじゃないか。浜を大事にして、なおかつ、保安林帯をつくって、周囲の財産も守りながら観光資産を守り、また総体的に、複合的に、いろんな意味での価値を引き出すための事業の在り方もあっていいのではないか。保安林帯の構築イコール即浜の埋め立て、道路の建設イコールすぐ浜の埋め立て、こういうことがですね、今まで安易に行われてきたんじゃないかと、与論の場合は。それが今日の与論にとっては観光においても、いろんな意味でも貴重な浜がですね、無造作に、安易に手をつけられ、失われていったというのが今の与論じゃないかと。そろそろこの辺で事業の在り方、やり方も、もう一工夫二工夫してしかるべきではないか。私は、今回この事業を見てですね、相変わらず、私は20年以上前に百合ヶ浜港の反対をうんぬんしたときにですね、全く政治の土壌というのは変わってないなと、行政のやり方も変わってないなと。これじゃ島中コンクリだらけの、防波堤だらけの、そういう島になるのは目に見えていますよ。これをどこで歯止めをするんですか。貴重な浜を末長く残し、もちろんもっといい方法があると思う。今回、県から、大島支庁から農林の方がいらして提案したのがあります。それは、今回その保安林帯をつくるときに、そこに内側の方の砂は全部少し取って、中にそれを今の廃土がいっぱいあるから、廃土をいっぱい入れてください。そして、その砂はほかのものにも使えるんだと。そして、その保安林帯をつくるなら、のっぺらにつくるのが保安林帯じゃないでしょうと、そこにこんもりと山盛りをして、土林をつくった形の、いわゆる砂丘に似せた形の土林

をですね、内側につくっていくのも、一つの防潮方式だし、防風対策にもなるんじゃないかと、それを提案いたしました。担当の方は、これはいい考えだと、是非もしできるんだったら今回のこの事業にも取り入れていきたいということをおっしゃっていました。

ですからですね、私が思うのは、今やっている事業が悪いとかいいとかではなくて、もっと創意工夫して、本当に将来役に立つ、後悔しないような事業にしたい。そして、私が今回の事業について一番思うのは、いわゆる船揚げ場のところで、この事業がいったん打ち切られていますよね。船揚げ場から南側はそのままの状態なんです。南から打ち込んできた流れとか波は、またその船揚げ場のところと、今新しくできる予定の護岸堤の横にぶつかって、また周辺が破壊されるのは目に見えていると。だったら、その海浜一帯をシーマンズ側のところから向こうの別荘地がありますよね、その間を一体化した形で事業計画をすべきじゃないですか。要するに、事業の中身も半端だし、景観的にも、様々な意味で私は問題があるんだと。仕切直ししてもいいんじゃないかと、僕はそれをお願いしているわけです。どうなるか分かりませんが、ひとつ町長、私の考えについてですね、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） いろんな考え方があるかと思いますが、私の立場、私どもにとってはですね、あの相当波打ち際から浸食、長い年月浸食されて、町有地というのが波打ち際の波の中まであったのが浸食されてきているということは、今議員がおっしゃるとおり、そのあと一步引いて、道も浜にして後ろにというと、この狭い与論がだんだん小さくなっていてですね、結果的には、もう大変なことになる。私どもとしては、浜を守りながら、できるだけ大きく面積を確保するというのを基本に考えざるを得ない立場にありましてですね。そういうことから考えますと、やっぱり今できるだけ砂浜が残るようにというのを第一条件をお願いをして、費用は少々嵩んでも、その工法でですね、なんとか浜を元に、最初にあった浜のように直していただきたいということで今の事業をしたわけであります。もちろん、それを最初お願いするときは全く相手にもされなくて、ましてや今おっしゃった、ずうっとまた南側の方に行った向こうまでということになれば、実際には浸食されているのが非常に小さいわけでありまして、大きく浸食されているということも、やっと国が認めていただいて、やっていただけるという状況でですね、そこまで入れたときには、あと何十年掛かるか分からないという点もありまして、できるだけ引き続き、また地域の要望とかがあれば、続けてまた南の方にも延ばすという２次的な考え方も持っておるわけでありまして、この第１段階として今ですね、

環境対策協議会にも諮って、いろんな工法を検討していただいて、そして地域の方にも諮って、もうこれでいいと、できるだけその道が崩れないうちに早くつくってくれという要望を受けていますので、今回は今の事業のとおり進めていきたいというふうに思っております。

そして、また次の段階ですね、今議員がおっしゃったことも考慮に入れて、やっぱり島は大きくなった方がいいですので、引き続き延ばしていくという考え方を続けていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） 私が今まで言ったことは、町長には、とてもじゃないけど理解されてないんだと。私は、これだけの浜を埋め立てるよりは、むしろ内側に少々犠牲にはなったとしても、その方が背後地の保安とか防潮とか、いろんな意味で末長い目を見たときには、これの方が価値があると私は判断して、これをお願いしているわけであります。

総務課長、続いてですね、私のレポートの方についてですね、是非目を通していただくようお願いしてあるんですけど、町長の手元にはありますか、レポートは、ない。

これはですね、航空写真ですが、先般ちょっとPDFでレポートをつくりまして、総務課長に届けてあるんですが、もし機会がありましたら、皆さん方、課長さんですね、是非目を通していただければ有り難いと思います。また職員の皆さんにも機会があればですね、こういう考え方もあるということですね、是非目を通していただければ有り難く思います。

それで、これにある左側の航空写真が、1985年ですか、の前後の航空写真で、その右側が2000年度以降の航空写真なんですけど。ここに船揚げ場の周辺がですね、非常に浸食されていると。地元の方に聞きましても、船揚げ場の受益者の方々なんですけど、船揚げ場が確かに大きな災いをもたらしているというのは分かります。麦屋漁港も近くにあるので、この保安林を守るためには、私は別に麦屋の方に移ってもいいですよと、そういうことをですね、おっしゃる方も事実いらっしゃるんですよ。なかなかうるさい方がいらっしゃるもんだからですね、公の前では言わないんですよ、がたがた言う人がいるもんだから。それでですね、そういうですね、きちとした形でその浸食原因についても分かっていたら、また船揚げ場の撤去についてもですね、御理解をいただける方もですね、たくさんとは申し上げませんが、数人いらっしゃることもですね、今日までこういう浸食に至った経緯、経過についてもですね、検討しながら、是非観光の島だし、浜の持つ素晴らしい機能をですね、失うことのないよう、将来後悔することのないようですね、是非

誤ったことのないようですね、しかも自然公園区域、ましてや世界遺産など、いろんな形で県でも討議されている中で、こういう施設ができることに対してはですね、私は非常に心痛んでおります。住民の生活や財産を蔑ろにした話をしているわけではありません。要は、事業の在り方、ある意味では、犠牲になってもらう方もいらっしゃると思いますが、そこを将来の公益に向かってどういう形で調整を図っていくか、その点もですね、併せて町長の再考を求めます。是非時間があつたらですね、私のお粗末なレポートかもしれませんが、是非目を通していただくようお願いしておきます。

それから、今まで述べた船揚げ場の件なんですが、前浜とか、今のシーラとか、いろんな形で与論の海浜は見渡す限りですね、何らかの人の手が入って、それによって景観を失い、いつの間にか島の全部を回ってみるとですね、あの「東洋の島に浮かぶ1個の真珠」じゃなくてですね、もう崩れかけたガラス細工みたいですね、与論の海浜や浜辺、自然がですね、本当にもう風前の灯火というんですか、もう悲しい状況になっているということをですね、もう一度思い改めてですね、事業そのものの在り方についてもですね、本当に御検討いただきたい。

そして、建設課など産業振興課の課長さんをお願いしたいのは、特に島内一円でですね、特に海浜関係、海浜の保全の在り方について、総合的な改善事業を策定してですね、いろんな価値や、いろんな多面的な立場から、島をどうしていこうかということですね、もちろん現在そこで生活している方々の生活を守りながら、どういう事業とか手法をすべきかということについてですね、是非検討していただきたい。また町長を中心にしてですね、もう1回この島の周りの工事の在り方についてですね、是非そういう形で吟味し、検討する会をですね、立ち上げていただきたい。それを要望しますが、町長いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今までも、そういう点ではですね、砂浜が少なくなっている点では、非常に心配をしまして、特に船揚げ場とかのですね、あれをできるだけ壊して取るということになれば、補助金の返納という形になりますので、財政的にそれはできない状況にありますので、自然に埋まったところは、できるだけ自然に戻していくような方法をお願いをしていきたいと思っております。

それと、今回の工事、埋め立ての件につきましては、外に砂浜ができるような願いで、その工法をやるということでもありますので、砂浜が波返しをすぐするんだつたら、これはもう全く考えられないわけでもありますけれども。砂浜ができるような工法でやるという形の工事の仕方でもありますので、その点は是非ですね、皆様方の御理解を得て、進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） この工法で前面に砂浜ができるというのは、科学的根拠も何も、それを担保することは、どこにも何もないわけです。あくまでも砂がたまればいいなという願望的な話なんですよね。だから、これで、はいそうですかという形で私はこれを聞くわけにはいきませんけれども。少なくともですね、このレポートにもありますが、麦屋漁港建設によってですね、相当北側への潮流がものすごい激流になっているんですよ。その影響で次のムティバマとかですね、サダリハマとか、そのシーラの南側の浜なんです。その浜が全部浸食されているんですよ。シーラに続いて、その南側の浜とか、その辺のことについてもですね、全部総合的に考える必要があると思いますので、町長、この辺についてもですね、考慮して、是非この事業の在り方について再考を求めています。

次に、2 番目の一般廃棄物処分場建設に入りますが、町長は6 月議会においては、高校西側の場所に建設すると答弁されております。けれど、今回の答弁では、何かトーンダウンした形で、まだ場所が決まってないような形の答弁であります。

町長は、きちっとこれはどういう形にするかという方針は、まだ決まってないんですか、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 前もですね、前の議会のときも決まっているとはひと言も言っていない。これからだということです。今回もまた、これからいろいろいろいろな角度から調査をしてみますので、その結果は地域の方々の了解を得ない限りは、ここだという断定はできませんので、理解が得られるよう進めてまいりたいということです。

前回もですね、決まっているということはひと言も言っていないつもりです。

○議長（町田末吉君） 5 番。

○5 番（喜山康三君） それは、私の耳がおかしかったということですね、私は、その3 番の候補地に決着したということでお聞きしたもので、それでしたら、地元の意見も聴取してありますので、ひとつ前回言われた第3 の候補地は是非避けてもらうよう要望しておきます。

続いて、3 番の畜産農家への支援について伺いたいんですが、今回、畜産農家から特に言われたのは、草牧地へのいわゆる畑かん利用についてですね、若干理解が足りなかったからかどうか分かりませんが、畑かんの水利用量の料金が畜産農家は10 円高いと。それでは不公平じゃないかということを、ちょっと言われましてですね、これについて、町長は御存知でしょうか。

- 町長（南 政吾君） ちょっと意味が。
- 5番（喜山康三君） 畜産農家はね、畑かんの水使用料が10円高いということなんですよ、きび作農家より。
- 議長（町田末吉君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（鬼塚寿文君） 水管理組合においては、作物が何だろうと、料金に格差を付けているところはございません。

御指摘のさとうきびにのみ10円安くなっているという御指摘でございますけれども、19年度まででしたか、糖業振興会の方から、干ばつ対策として水管理組合のさとうきびほ場に限り、水代への助成を行っていたという経緯があるようです、1トン当たり10円。そのことと、ちょっと若干勘違いもあるかと思います。以上です。

- 町長（南 政吾君） 今は、ないの。
- 産業振興課長（鬼塚寿文君） 今は、ないです。
- 議長（町田末吉君） 5番。
- 5番（喜山康三君） 私が申し上げたいのは、農家にすればですね、畜産農家でも、きび作農家でも、園芸農家でも、公共施設的な要素がありますので、同じ料金体系にしてくださいということですが。今回は、きび作については、糖業振興会からの補助があったため10円安かったという説明ですが。私が思うにはですね、こういう畑かんの水の利用については、水理組合によって若干利用料金も違うんじゃないかという話も伺っておりまして、それは少しまずいんじゃないかと。やはり水理組合の運営とか、いろんな手法で経営努力とかいろいろあると思いますが、この辺については今後、今のような形でいくべきなのか。

それとまた、ため池間の水の融通のし合い、そのときに話によっては、その水理組合の許可を得ないと水がもらえないとかですね、そういう別の問題もあると聞いておりますけれど、この辺についてですね、水の利用の在り方と料金の設定ですね、農家の区別がないように、一定の範囲で利用するような形態をした方がいいんじゃないか。

その辺の利用の在り方について、町長は、今後どういう考え方なのかということです。

- 議長（町田末吉君） 町長。
- 町長（南 政吾君） 実はですね、それが今一番私どもの悩みどころです。というのはですね、これを一挙に解決するには、土地改良区をつくったらどうかということで、やれば、そこに全部任せて、全体的にできるということで、沖永良部はそうしているわけですね。その土地改良区をつくるのには、非常にいろんな角度からの費

用が、補助といいますか、運営費とかいろんな負担金があるので、町としては、いろいろとどうしたらいいかという迷いが今あるわけです。

実際にですね、その土地改良区組合を立ち上げようという雰囲気が一時出たんですが、それができれば応援しようという考え方もあったんですけど、今ですね、そのことを大きな課題として、検討している最中なのです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） こういう水利用の在り方は、上水道のこともありまして、与論町全体の水資源問題で、水資源開発の問題とか、その利用の在り方など、総合的に非常に大きな、土地改良区だけの問題で事が収まるようなものかなということも私はあると思いますが。やはり今の状態でですね、放置していた場合には、将来何らかのトラブルが起きるんじゃないかと。また、非常に軋轢が出てくるんじゃないかと。その問題が出ない前に、行政側としてなすべきことをですね、きちんとすべきだということをですね、要望しておきまして、次に入ります。

私が、畜産農家で一番思うのは、今すごく価格が落ちてきて非常に大変な状況になっているとお聞きしています。要はですね、観光業であれ、畜産業であれ、どんな商売であれですね、必ず経済の浮き沈みはあるわけですよ。そのときに、一番どういうことをしちゃいけないかということ、簡単な話が、農家に借金をさせてほしくないということなんです。畜産農家に借金をさせてほしくない。御承知のとおり、観光商売もですね、一時期のブームで投資が行われて、その後の後始末でですね、非常に10年も20年も難儀しているわけですよ。これは、前にも言いましたけれど、観光業のみならずですね、装置産業とか設備に対して借金をしたときに、経営リスクがいかに大きいかということではですね、もう本当に身に染みて分かっているつもりなんです。なので、畜産農家に借金させないで、いかにして畜産農家の所得を上げさせるかということを、例えば畜舎を何らかの形で公的なものでつくって、それを畜産農家にレンタルするとか。例えば300棟ぐらいの畜舎をつくってですよ、そこにいわゆる堆肥処理も一緒にセットした形でつくって、さっきの第三セクターではないんですけど、何らかの形で、これを公的な資金で行って、中身を畜産農家が利用する形で頑張ってもらう。親牛を飼って子どもができて、それを回転させる運転資金だけでもですね、並々ならぬ借金があるわけですよ。運転資金の借金の上に、設備資金の借金をしていたら、よほどの儲けがない限りやっつけははずがないんですよ。これはどんな商売でも同じです。しかし畜産は、畜産でも観光でも思いますけれど、農業は島がある限り、島が沈没しない限りある、末長くいつまでもある事業なわけですよ。だったら、100年ぐらいのタイムスパンの中で、畜産業をどうするかを考えてもいいんじゃないかと。ただ、私がいろいろ回っ

てみて思うのは、お父さんとお母さんと息子と、三人で畜産している方も結構いらっしゃる。365日、24時間、畜舎に縛られてですね、本当に見ていてですね、大変だなあと。何とかゆとりもあって、借金をさせないで、一定の形で休みも取れる、給与もある、そういう大きな意味での畜産振興のための事業を考えてもらえないかということなんです。草刈り機がどうのこうの、堆肥がどうのこうのの話じゃないんですよ。今畜産している20代、30代の若い人が、40代、50代になるまで、健康で仕事ができる保障はどこにもないんですよ。いつ、どこで事故があるか、病気になるか分かりません。家族にも病気があるかも分かりません。そのときに、今までの借金を一月でも半年でも滞ったときに、そのしっぺ返しのために何年も掛かることは、事業されている南町長が一番お分かりだと思うんです。だから、今の畜産農家に借金をさせない。少なくとも設備のために借金をさせない事業を考えていただきたい。

前に私が言ったのは、3、4年前だったか分かりませんが、今の畜産業の様子は以前の観光業と似ているよと。儲かるからと、それいけどんどんで畜舎をつくって設備投資をして。そんなもんじゃないよ、もう少しゆとりのある本当に実入りのある畜産業というのはどういうことなのか。私はですね、それをもっと真剣に考えてほしい。これはまたね、行政がやらないと誰もやれないんですよ、こういうことは。もちろん畜産農家の方々の意識改革も必要だとは思いますが。それを提言して、是非ですね、とにかく借金のないような畜産農家、農業経営をですね、するような方法を考えないと、先行き見通しがないこの社会でですね、大変ですよ。

町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。もう時間ですから。

○町長（南 政吾君） 確におっしゃるとおりですね、何か今畜産業を見ていると、昔の観光、昭和53年、54年時代のような感を受けて、3年前からですね、施設は造るなということで、会うたびに全畜産業者の方に申し上げてきたところです。というのも、今度の入札がですね、30万円を割りました。これ雌牛ですけれども、雄牛は去勢は30万円を超えていますけれども、やっと平均して30万2,000円と、極端に下がっております。このことを考えたときにですね、非常に今心配しているのが、果たしてやっていけるかどうかと、これで止まるだろうかという問題もありましてですね、非常に今苦慮しているところでありますけれども。ただ、その施設を造ってあげるという考え方がですね、行政としては非常に無理なところがあると思うんです。といいますのは、これはもう際限がなくなり、タダで使えるということになれば、みんなが申し込み、その対応は費用がいくらあっても足りないんじゃないかということとですね、もう一つは、それだけの厳しさというも

のを個人で自覚して初めて対応ができるのであって、行政がそこまで手を伸ばしたときにはですね、今度は漁協をどうやれというふうに、際限がないと思うんです。特に農業の場合はですね、施設も9割以上の補助なんです。どっちかというところ商工業の方に半額補助するということの方がですね、考えるべきことじゃないかと。一方的な言い方で非常に申し訳ないと思うんですけども。私は農家の方々には、今締め直して、施設をしたところはしょうがないので、踏ん張ってもらう以外に方法はないと。どうしてやっていくかを助ける以外に方法はないんじゃないかと思っています。

それで、一応今議員のおっしゃったことも考慮に入れてですね、行政で打てる手は、十分に打っていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。最後に。

○5番（喜山康三君） 私は、町が何もかもやれということではなくてですね、100年先を見据えた形の畜産農家をどういう形で育てていくかということについてですね、指針を示して、その方向づけをするとかですね、その辺の努力をですね、是非お願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 以上で、5番、喜山康三君の一般質問は終わりました。

これで、一般質問を終わります。5人の皆さん御苦労さんでした。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月28日、本会議であります。日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

- - - - - ○ - - - - -

散会 午後3時39分

平成 2 1 年第 3 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

平成 21 年第 3 回与論町議会定例会会議録
平成 21 年 9 月 28 日（月曜日）午後 3 時 10 分開議

1 議事日程（第 3 号）

開議の宣告

第 1 所管事務調査報告

○総務厚生常任委員長

第 2 同意第 3 号 与論町教育委員会委員の任命について

第 3 議案の委員長報告及び討論採決

○決算審査特別委員長

- 1 認定第 1 号 平成 20 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 2 認定第 2 号 平成 20 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 3 認定第 3 号 平成 20 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 4 号 平成 20 年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 5 号 平成 20 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 6 号 平成 20 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 7 号 平成 20 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 8 号 平成 20 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

第 4 陳情の委員長報告及び討論採決

○総務厚生常任委員長

1 陳情第 11 号（平成 20 年付託）

介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書

2 陳情第 10 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情

○文教経済常任委員長

- 1 陳情第 8 号 各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書
 - 1 各種体育施設にバリアフリー洋式トイレの設置
 - 2 多目的屋内運動場の修復
 - 3 結田公園運動広場（サブグラウンド）の人工芝整備及びゴルフ練習場の整備
- 2 陳情第 9 号 甘味資源作物に関する陳情書
- 3 陳情第 11 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について
- 4 陳情第 13 号 郷土教育に関する陳情書
- 追加日程第 1 発議第 4 号 「介護療養病床廃止中止を求める意見書」
- 追加日程第 2 発議第 5 号 「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」
- 追加日程第 3 発議第 6 号 「甘味資源作物に関する意見書」
- 追加日程第 4 発議第 7 号 「教育予算の拡充を求める意見書」
- 第 5 閉会中の継続審査、調査申出について

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会、議会議員定数等調査特別委員会

2 出席議員（12人）

1 番 川 村 武 俊 君	2 番 林 隆 寿 君
3 番 供 利 泰 伸 君	4 番 福 地 元一郎 君
5 番 喜 山 康 三 君	6 番 本 畑 敏 雄 君
7 番 坂 元 克 英 君	8 番 喜 村 政 吉 君
9 番 野 口 靖 夫 君	10 番 麓 才 良 君
11 番 大 田 英 勝 君	12 番 町 田 末 吉 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（15人）

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会 計 課 長 佐 多 悦 郎 君
税 務 課 長 猿 渡 ケイ子 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
環 境 課 長 港 沢 勝 君	産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君
商工観光課長 久 留 満 博 君	建 設 課 長 高 田 豊 繁 君
教委事務局長 野 田 俊 成 君	水 道 課 長 岩 村 安 峰 君
与論こども園長 林 健 君	茶花保育所長 岩 山 秀 子 君

那間こども園長 高 田 りえ子 君

5 職務のため出席した事務局職員（２人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 書

記 林 孝 徳 君

開議 午後３時１０分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（町田末吉君）これから、本日の会議を開きます。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１ 所管事務調査報告

- 議長（町田末吉君） 日程第１、所管事務調査報告であります。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。１０番。

- 総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となりました当委員会における「与論町における特別支援教育の実施について」調査の経過について報告をいたします。

まず、特別支援教育に関する取組の概要について申し上げます。

このことについては、県行政当局の流れも組み込みながら御報告をさせていただきます。

- １ 平成２０年１１月１４日「全国離島等市町村教育長会鹿児島県与論島大会」において、養護学校のない離島の県立高校に、特別支援学級が設置できるよう、法改正をお願いしたいとの決議をして、関係機関に要請をしております。教育委員会です。
- ２ 平成２０年１２月４日、与論高校で特別支援教育を受けられることを求める陳情を受理。
- ３ 平成２０年１２月９日、当委員会の陳情審査のため、参考人として陳情者等から意見を聴取。
- ４ 平成２０年１２月１１日、「与論中学校特別支援学級卒業生が平成２２年度から与論高校において特別支援教育を受けることができるようにすることを求める意見書」を採択。
- ５ 平成２０年１１月２１日、鹿児島県教育委員会義務教育課長に要望書を教育委員会から提出。
- ６ 平成２０年１２月９日、与論町定例議会において、「障がいのある子どもたちが与論高校で学べるように署名活動が行われているが、どう対処するか。」という質問に対して、「特別支援学級の設置については国の法改正が必要なため、本町としては２２年度から与論高校に大島養護学校の分教室の設置を極力要請していきたい。」との答弁あり。
- ７ 平成２０年１２月１６日、鹿児島県教育委員会義務教育課の黄地課長・同瀬下義務教育係長来島。与論中学校及び与論高校を視察。
- ８ 平成２１年１月２６日、与論中学校に在籍する障がい者の保護者らが、鹿児島

県教育庁を訪れ、与論中学校の特別支援学級卒業生が与論高校で特別支援教育を受けられるよう請願。

- 9 平成21年1月29日、議会運営委員会で県教育庁を訪問し、高校教育課、義務教育課に陳情。
- 10 平成21年1月29日、「県議会議員との意見交換会」を鹿児島市で開催し、特別支援教育等について要請。
- 11 平成21年1月30日、両委員会合同の所管事務調査として、宮崎県教育委員会特別支援教育室を訪問。
- 12 平成21年2月27日、当委員会の所管事務調査として、特別支援教育の推進について意見交換会を開催（教育委員会、町民福祉課、保健センター、茶花保育所の療育センター、社会福祉協議会、榕樹丸の会から11人出席）。
- 13 平成21年3月3日、鹿児島県議会3月定例議会において、地元からの請願についてただしたのに対して、県教育長から「与論高校に大島養護学校の教員を派遣し、障がいのある生徒が他の生徒と同じ環境で学べる環境づくりを進める。」との答弁あり。
- 14 平成21年3月4日、奄美市の児童デイサービスセンターのぞみ園を視察。
- 15 平成21年3月14日、当委員会の所管事務調査として内田芳夫教授による鹿児島大学地域貢献事業としての公開講座「共生社会と特別支援教育」に参加。
- 16 平成21年5月14日、鹿児島県教育委員会義務教育課の三輪課長・同前園特別支援教育係長来島。与論中学校及び与論高校を視察。
- 17 平成21年6月6日、鹿児島県議会6月定例議会において、県教育委員会から「平成22年度から与論高校の校舎を活用して、大島養護学校の訪問教育を実施する。」との方針が示される。
- 18 平成21年6月9日、鹿児島県教育委員会高校教育課の池田課長・同福留指導主事来島。交流会に議長、副議長、総務厚生委員長・文教経済委員長が参加。
- 19 平成21年7月5日、鹿児島県教育委員会義務教育課特別支援教育係長から、「与論高校の1教室で大島養護学校の教員を1人派遣して、午前中訪問教育を実施する。」旨の電話連絡を受ける（教育委員会）。
- 20 平成21年8月20日、当委員会の所管事務調査として、特別支援教育に関連する施設である秀和苑、茶花保育所の療育センター、ハレルヤ保育園を調査。
- 21 平成21年9月24日、当委員会の所管事務調査として、特別支援教育の推進について意見交換会を開催（与論高校、与論中学校、与論小学校、那間小学校、茶花小学校、与論こども園、那間こども園、茶花保育所療育センター、ハレルヤ保育園、秀和苑、榕樹丸の会、社会福祉協議会、保健センター、町民福祉

課、教育委員会から１８人出席）。

これまでの以上の経過の中から、主なものについて申し上げます。

- 1 宮崎県の特別支援教育室を訪問した際は、「共生社会を目指して」という「みやざき特別支援教育プラン」を示され、懇切丁寧に説明がなされました。プランでは、「誕生からの支援」から「卒業後の自立と社会参加」まで、７つの具体的な施策の柱が立てられていました。

私たちの関心は、与論高校における特別支援教育の実現にあったのですが、「特別支援教育は、誕生から自立及び社会参加までの一生の枠でとらえなければならないものである。」と実感させられました。また、特別支援教育は、本町における幼少中高一貫教育の中で、「共に学び、共に育つ」という理念を踏まえて、検討され、実践されるべきものであったが、その視点が少なかったのではなかろうかと共通理解を図ったところです。

- 2 ２月２７日に特別支援教育の推進について開催した意見交換会では、宮崎県のプランを示しながら、本町における現状と課題について会談しました。参加者から、横の連携を深める上でも有意義な営みであったとの意見がありました。
- 3 ８月２０日に特別支援教育に関連する施設である秀和苑、茶花保育所の療育センター、ハレルヤ保育園を訪問し、現状を視察いたしました。それぞれに知恵を出し合い工夫しながら、一生懸命汗をかいておられる現場を見せていただき、頭の下がる思いを強くしたところです。
- 4 ９月２４日には、特別支援教育の推進について、第１回目よりも参加者を増やして、第２回目の意見交換会を開催いたしました。

既に、県教育委員会から「大島養護学校の訪問教育という形で、平成２２年度から与論高校を中心にして特別支援教育を推進するとの方針が出されております。」ので、より具体的な課題について意見交換をし、共通理解を図るために開催しました。

中でも、小学校入学前の障がいを持った子どもと健常児との交流や、児童センターの活用、就労・自立に対する町全体の支援体制づくり、横の連携及び縦の連携の構築などの意見が出されました。

当委員会では、以上の経過を踏まえながら、県の共生・協働型地域コミュニティの在り方に関する研究会の報告書「共生・協働の地域社会と自治の充実をめざして－コミュニティにおける協働と参加の仕組みづくり」に示されている「官民協働で地域に必要なサービスを提供する仕組みが必要で、自助、互助、公助のシステムを改めて作り直すことが大切である。」との指摘を踏まえて、今後さらに調査を進めることといたしました。

以上で、総務厚生常任委員会における所管事務調査の報告を終わります。

- 議長（町田末吉君） 委員長の報告は終わりました。御苦労様でした。

- - - - - ○ - - - - -

日程第2 同意3号 与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件

- 議長（町田末吉君） 日程第2、同意第3号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を、議題とします。

関係者の退席をお願いします。

[田中國重氏 退席]

- 議長（町田末吉君） 本件について、提案者の説明を求めます。町長。
- 町長（南 政吾君） 同意第3号、与論町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、田中國重氏を与論町教育委員会委員に任命したいので、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。10番。

- 10番（麓 才良君） 教育委員会において、2期を超えないようにするという内規、申合せがあるとお伺いしておりますが、これとの関連については、どうなっているんですか。
- 議長（町田末吉君） 町長。
- 町長（南 政吾君） その件については、前に1回申し上げたことがあると思うんですけども、一応基本的には2期という考え方を、今まではやってきたわけです。これは、教育委員会にそういう内規があるとかそういうことじゃありません。一時、前に1回いろいろと教育委員会で問題があったときに、その教育委員の中でのお互いの話合いで、酒飲み場の話だったわけでありましてけれども、お互い2期でやるようにしようやという話はしてございます。そういう意味で、私自身も2期というのが基本的にいいんじゃないかという考えは持っているわけでありましてけれども。ただ、適当な適任者というのがなかなか見つからんときにはまた、やむを得んという考え方を持っているわけでありまして。そういう点で1期目からですね、また適任者がいればという考え方は、いつも考えているわけでありまして、今回たまたま3期になったということでございます。
- 議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。同意第３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第３号につきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第３号、与論町教育委員会教育委員の任命について同意を求める件を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、同意第３号、与論町教育委員会教育委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

〔田中國重氏 入室〕

- - - - - ○ - - - - -

日程第３ 議案の委員長報告並びに討論採決

- 議長（町田末吉君） 日程第３、議案の委員長報告並びに討論採決であります。

認定第１号から認定第８号までを、一括して議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元にお配りしました委員長審査報告書のとおりであります。

これから、認定第１号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第１号、平成２０年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この採決は、起立によって行います。

認定第１号、平成２０年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成20年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを、採決します。

本案に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成20年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

本案に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成20年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成20年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第４号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第４号、平成２０年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第５号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第５号、平成２０年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第５号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第５号、平成２０年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第６号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第６号、平成２０年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第６号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第６号、平成２０年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第７号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第７号、平成２０年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定についてを、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号、平成20年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号、平成20年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第4 陳情の委員長報告及び討論採決

○議長（町田末吉君） 日程第4、陳情の委員長報告及び討論採決であります。

陳情第11号（平成20年付託）「介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」、陳情第10号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情」を、議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました平成20年陳情第11号「介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情」並びに平成21年陳情第10号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月16日の午後4時から、全委員出席のもと、第1委員会室において開催し、審査いたしました。

平成２０年陳情第１１号については、地域住民が、いつでも、どこでも安心して必要な医療と介護を受けられるよう、実情に即した施策を講ずることが地域福祉の重要な柱であるとの認識から、全会一致で採択すべきものと決定しました。

平成２１年陳情第１０号については、特に低所得・低資産層において、「歯の治療が必要だったが、受診しなかったことがある」という割合が、高所得・高資産層を大きく上回っているとの調査報告がある一方で、歯科診療報酬が低迷し続けているため、現在、歯科医療は大変厳しい経営状態を強いられていることから、保険でよい歯科医療を実現するためには、現状の改善が必要であると認め、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会における陳情の審査と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第１１号（平成２０年付託）「介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第１１号（平成２０年付託）「介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」を、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第１１号（平成２０年付託）「介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情書」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第１０号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情」について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第１０号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情」を、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第8号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」、陳情第9号「甘味資源作物に関する陳情書」、陳情第11号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」、陳情第13号「郷土教育に関する陳情書」を、議題とします。

文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

○文教経済常任委員長（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第8号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」、陳情第9号「甘味資源作物に関する陳情書」、陳情第11号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」、陳情第13号「郷土教育に関する陳情書」の件について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月15日、平成20年度事業実施箇所を担当職員同行のもと、全委員で調査をするとともに、9月16日に全委員出席のもと委員会を開催し、陳情の審査をいたしました。

陳情第8号から申し上げます。

要望事項が4点ありますが、そのうちの4項目を除く、1から3までの項目については、必要性の観点からその趣旨に賛同できるとして、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお申し上げますが、この1から3について申し上げます。

- 1 各種体育施設にバリアフリー洋式トイレの設置。
- 2 多目的屋内運動場の修復。
- 3 結団公園運動広場（サブグラウンド）の人工芝整備及びゴルフ練習場の整備。

というこの3点についての全会一致の採択でございます。

次に、陳情第9号については、趣旨に賛同できるとして、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

陳情第11号について申し上げます。

特に委員から意見はありませんでしたが、陳情書に記載されている趣旨は、家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要であることや、子どもたちの教育や進路に影響が出ないための高校教育の無償化、修学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠であるとのことであります。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

陳情第 13 号について申し上げます。

本陳情は、日本と世界に誇れる奄美の輝かしい宝は、島の遺産（自然・文化・歴史など）を学習し、継承、発展させていくことが重要であります。そのためには、奄美各地の学校教育と社会教育が連携して、それぞれの郷土教育のさらなる充実を図るための取組が必要であるとの趣旨であります。

委員の中から特に意見はなく、賛同できるとのことでありました。よって、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査と結果についての御報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、各陳情ごとに討論及び採決を行います。

陳情第 8 号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」については、1 から 3 までの項目について、議題とします。

それでは、陳情第 8 号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」の「1 各種体育施設のバリアフリー洋式トイレの設置」について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第 8 号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」の「1 各種体育施設のバリアフリー洋式トイレの設置」についてを、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 8 号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」の「1 各種体育施設のバリアフリー洋式トイレの設置」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第 8 号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」の「2 多目的屋内運動場の修復」について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第 8 号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」の「2 多目的屋内運動場の修復」についてを、採決します。

- 文教経済常任委員長（野口靖夫君） 陳情 8 号は、1 から 4 までありますが、1 から 3 までの採決をお願いします。

- 議長（町田末吉君） はい、分かりました。

それでは、陳情第 8 号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」については、委員長の報告は、採択です。1 から 3 までを一括して採決します。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 8 号「各体育施設の改修及び新設整備に関する陳情書」の 1 から 3 までは、採択することに決定しました。

次に、陳情第 9 号「甘味資源作物に関する陳情書」について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第 9 号「甘味資源作物に関する陳情書」を、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 9 号「甘味資源作物に関する陳情書」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第 11 号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」を、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第 11 号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」を、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 11 号「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請につい

て」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第 13 号「郷土教育に関する陳情書」について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第 13 号「郷土教育に関する陳情書」を、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 13 号「郷土教育に関する陳情書」は、採択することに決定しました。

暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午後 3 時 45 分

再開 午後 3 時 48 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、お手元に配りましたとおり、麓才良君、野口靖夫君から意見書案の提出がありました。

これを日程に追加して、追加日程第 1、発議第 4 号「介護療養病床廃止中止を求める意見書」提出の件、追加日程第 2、発議第 5 号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」提出の件、追加日程第 3、発議第 6 号「甘味資源作物に関する意見書」提出の件、追加日程第 4、発議第 7 号、「教育予算確保に関する意見書」提出の件として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、それぞれを日程に追加し、追加日程第 1 から第 4 までを、議題とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

追加日程第 1 発議第 4 号 「介護療養病床廃止中止を求める意見書」提出の件

○議長（町田末吉君） 追加日程第 1、発議第 4 号「介護療養病床廃止中止を求める意見書」提出の件を、議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。10 番。

- 10 番（麓 才良君） 発議第 4 号「介護療養病床廃止中止を求める意見書」について。

別紙のとおり、与論町議会会議規則第 14 条の規定により提出をいたします。

提出者、与論町議会議員、麓才良、賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく与論町議会議員、喜村政吉。

提案理由の説明をいたします。

地域住民がいつでも、どこでも安心して必要な医療と介護を受けられるよう、実情に即した対策を講ずることが地域福祉の重要な柱であるとの認識から、地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしく願いをいたします。

- 議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第 4 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 4 号「介護療養病床廃止中止を求める意見書」提出の件を、採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号「介護療養病床廃止中止を求める意見書」提出の件は、可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

追加日程第 2 発議第 5 号 「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」提出の件

- 議長（町田末吉君） 追加日程第2、発議第5号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」提出の件を、議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。10番。

- 10番（麓 才良君） 発議第5号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」。

別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提出者、与論町議会議員、麓才良、賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく与論町議会議員、喜村政吉。

提案理由の説明をいたします。

特に低所得・低資産層において、「歯の治療が必要だったが、受診しなかったことがある」という割合が、高所得・高資産層を大きく上回っているとの調査報告がある一方で、歯科診療報酬が低迷し続けているため、現在歯科医療は大変厳しい経営状態を強いられていることから、保険でよい歯科医療を実現するためには、現状の改善が必要であると認め、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしく願いをいたします。

- 議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」提出の件を、採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」提出の件は、可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

追加日程第3 発議第6号 「甘味資源作物に関する意見書」提出の件

- 議長（町田末吉君） 追加日程第3、発議第6号「甘味資源作物に関する意見書」提出の件を、議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。9番。

- 9番（野口靖夫君） 発議第6号「甘味資源作物に関する意見書」。

上記の議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、与論町議会議員、野口靖夫、賛成者、同じく麓才良、賛成者、同じく喜村政吉。

提案理由の御説明を申し上げます。

でん粉原料用かんしょ及びさとうきびは、本県畑作農業における基幹作物であり、製造事業者とともに地域経済を支える重要な役割を果たしております。

平成19年度から導入された新たな経営安定対策のもとで、生産者においては担い手の育成・確保を、また製造事業者においては工場再編等により製造コスト低減に向けた取組を鋭意進めております。

しかしながら、生産構造は依然として零細・高齢農家が大勢を占めており、生産体制の確立が課題となっております。

多様な農家が引き続き安心して生産を続けられ、担い手育成をさらに進めるとともに、製造事業者の経営安定が図れるよう、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

- 議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号「甘味資源作物に関する意見書」提出の件を、採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号「甘味資源作物に関する意見書」提出の件は、可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

追加日程第4 発議第7号 「教育予算確保に関する意見書」提出の件

- 議長（町田末吉君） 追加日程第4、発議第7号「教育予算確保に関する意見書」提出の件を、議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。9番。

- 9番（野口靖夫君） 発議第7号「教育予算確保に関する意見書」。

上記の議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、与論町議会議員、野口靖夫、賛成者、同じく麓才良、賛成者、同じく喜村政吉。

提案理由の御説明を申し上げます。

現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は、世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えております。日本の子どもに関する公的支出は、先進国最低レベルです。諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要であります。

家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないための、高校教育の無償化、就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

そこで、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

- 議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号「教育予算確保に関する意見書」提出の件を、採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号「教育予算確保に関する意見書」提出の件は、可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第5 閉会中の継続審査・調査申出について

○議長（町田末吉君） 日程第5、閉会中の継続審査・調査申出についてを、議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査申出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（町田末吉君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 1 年第 3 回与論町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

- - - - - ○ - - - - -

閉会 午後 4 時 0 1 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町 田 末 吉

与論町議会議員 喜 山 康 三

与論町議会議員 麓 才 良